

平成27年

労働条件等実態調査
結果報告書

平成27年7月31日現在

福島県商工労働部雇用労政課

目 次

調査の説明	1
調査結果の概要	3
平成27年7月分平均賃金 地域間比較	4
調査結果	
(I) 労働時間	5
1 所定労働時間	5
(1) 1日の所定労働時間	5
(2) 週所定労働時間	6
(3) 年間所定労働時間	7
2 所定外労働時間	8
3 年間総実労働時間	9
(II) 年間休日	10
1 年間休日総数	10
2 その他の任意の休暇制度の導入状況	11
(1) リフレッシュ休暇	11
(2) ボランティア休暇	11
(3) 研修のための休暇	11
(4) 配偶者出産休暇	11
3 その他の任意の休暇制度の有給の割合	12
(1) リフレッシュ休暇	12
(2) ボランティア休暇	12
(3) 研修のための休暇	12
(4) 配偶者出産休暇	12
(III) 年次有給休暇	13
1 年次有給休暇	13
(1) 付与日数	13
(2) 取得状況	13
(IV) 休業制度等	14
1 育児休業制度	14
(1) 規定状況	14
(2) 規定内容	15
(3) 取得者の状況	16
2 育児短時間勤務制度等	18
(1) 規定状況	18
(2) 取得状況	20
3 子の看護休暇制度	21
4 介護休業制度	22
(1) 規定状況	22
(2) 規定内容・取得状況	23
5 介護休暇制度	25
(1) 規定状況	25
(2) 規定内容	26

(V) 心の健康（メンタルヘルス）対策	27
1 取組状況	27
2 休業・退職の状況	28
(VI) 高年齢者雇用	29
1 取組状況	29
2 定年制	30
(1) 実施形態	30
(2) 定年年齢	31
3 60歳以降の賃金水準	32
4 定年到達後の処遇状況	33
(1) 再雇用制度	33
(2) 勤務延長制度	34
(VII) 退職金	35
1 退職金制度	35
(1) 実施状況	35
(2) 支払い準備形態	36
(3) 退職年金の従業員拠出制	37
(4) 非正規の職員の退職金制度	38
(5) モデル退職金	39
(VIII) 男女共同参画	40
1 女性の昇進・参画	40
(1) 昇給等の男女間格差	40
(2) 管理職への登用状況	42
(3) 女性活用の問題点	43
(4) 教育研修実施状況	44
(5) ポジティブ・アクションの措置	45
2 育児等による退職者の再雇用制度	46
3 職場環境	47
(1) セクシャル・ハラスメントの防止	47
(2) パワー・ハラスメントの防止	48
(3) マタニティ・ハラスメントの防止	49
(4) 女性のみ適用される職場制度や慣行	50
(IX) 賃金制度	51
1 7月分賃金	51
2 各種手当	52
(X) 労働者の状況等	53
1 労働者の状況	53
(1) 労働者数	53
(2) 労働者の職種別内訳	54
(3) パートタイマーの状況	55
(4) パートタイマーから正規職員への転換制度	56
2 派遣労働者の受入状況	57
3 業務請負会社の利用状況	58
4 正規職員の状況	59
統計附表（モデル退職金、平成27年7月分平均賃金）	60
労働条件等実態調査票	75

調 査 の 説 明

1 調査の目的

本調査は、県内民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度、定年制、退職金制度、賃金制度、男女共同参画の状況等の実態並びにその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 地域 福島県全域

(2) 産業 日本標準産業分類（大分類）による次の産業とした。

C 鉱業・採石業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・水道業 G 通信・放送

H 運輸業 I 卸売・小売業 J 金融・保険業 K 不動産・物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス M 宿泊業・飲食サービス

N 生活関連サービス、娯楽業 O 教育・学習支援業 P 医療・福祉 QR サービス業

(3) 調査対象事業所

平成 24 年経済センサス活動調査で把握された上記（2）に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所のうち、一定の方法により抽出した 1,400 事業所を対象とした。

なお、本報告書は、回収された 587 事業所（回収率 41.9%）のうち、有効回答 586 事業所をもって集計したものである。

* 上記産業分のうち、不動産・物品賃貸業からの回答はなかった。

(4) 調査票

別紙のとおり。(75 ページ参照)

(5) 調査時点

平成 27 年 7 月 31 日現在

ただし、年間平均等を要する事項については、調査時点以前の 1 年間を原則とした。

(6) 調査実施時期

平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日

(7) 調査機関

福島県商工労働部雇用労政課、各地方振興局

(8) 調査票の記入、回収

郵便による自計式

なお、調査票は県雇用労政課から対象事業所に送付し、各地方振興局を經由して県雇用労政課で回収した。

3 集計

民間委託

4 利用上の注意

- (1) 百分率の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位表示としているため、その和が100.0%にならない場合がある。
- (2) 平均値の算出にあたっては、小数点以下を切り捨て表示している。
- (3) 産業別の集計にあたっては数業種をまとめたものがあり、日本標準産業分類との関係は次のとおりである。

報告書中の表・附表に用いた産業分類名		日本標準産業分類（中分類）
鉱業・採石業		05 鉱業、採石業、砂利採取業
建設業		06 総合工事業 07 識別工事業 08 設備工事業
製造業	食料品・たばこ	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業
	繊維	11 繊維工業
	木材・家具	12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業
	パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	出版・印刷	15 印刷・同関連業
	化学・ゴム	16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業
	窯業・土石	21 窯業・土石製品製造業
	鉄鋼・非鉄	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
	金属製品	24 金属製品製造業
	一般機器他	25～27 機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
その他	32 その他の製造業	
電気・ガス・水道		33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
通信・放送業		37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
運輸業		42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に付帯するサービス業
卸売・小売業	卸売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業
	小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他小売業
金融・保険業		62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業
不動産・物品賃貸業		68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
学術研究・専門・技術サービス		71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 73 広告業 74 技術サービス業
宿泊業・飲食サービス業		75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス・娯楽業		78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
教育・学習支援業		81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
医療・福祉		83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業	複合サービス業	87 協同組合
	サービス業	89 自動車整備業 90 機械等修理業 92 その他の事業サービス業

調 査 結 果 の 概 要

項 目		27年調査	前年比増減	26年調査	25年調査
所定労働時間(事業所平均)	1日	7時間45分	△2分	7時間47分	7時間45分
	週	39時間12分	△6分	39時間18分	39時間02分
	年間	1,898時間	△77時間	1,975時間	1,992時間
所定外労働時間(事業所平均)	年間	216.6時間	47.2時間	169.4時間	177.3時間
年間総労働時間(事業所平均)	年間	1,839時間	△237時間	2,076時間	1,949時間
年間休日	総数	108.8日	△2.0日	110.8日	108.5日
リフレッシュ休暇	規定率	26.1%	2.6ポイント	23.5%	18.9%
ボランティア休暇	規定率	10.1%	1.0ポイント	9.1%	5.9%
研修のための休暇	規定率	5.3%	2.7ポイント	2.6%	3.0%
配偶者出産休暇	規定率	62.8%	△2.5ポイント	65.3%	61.0%
年次有給休暇	取得率	46.8%	△2.1ポイント	48.9%	44.5%
育児休業取得者割合(女性)	取得率	95.2%	△0.5ポイント	95.7%	90.0%
育児休業取得者割合(男性)	取得率	5.0%	3.8ポイント	1.2%	3.3%
育児短時間勤務制度等	規定率	85.3%	△0.3ポイント	85.6%	90.2%
介護休業取得者のあった事業所割合		6.8%	0.8ポイント	6.0%	4.9%
介護休暇制度	規定率	74.4%	1.7ポイント	72.7%	70.1%
メンタルヘルス対策	実施率	71.0%	△0.4ポイント	71.4%	65.4%
退職金制度	実施率	89.8%	0.4ポイント	89.4%	88.8%
平均賃金(現金給与総額)	7月分	279千円	2千円	277千円	287千円
昇給等での男女間の格差の有無		9.0%	△2.2ポイント	11.2%	12.4%
管理職の割合(女性)	男女比	18.3%	1.0ポイント	17.3%	19.1%
ポジティブアクション措置	実施率	8.9%	2.9ポイント	6.0%	6.6%
育児等による退職者の再雇用制度	規定率	18.4%	0.5ポイント	17.9%	18.7%
セクシャルハラスメント相談窓口	措置率	52.7%	3.9ポイント	48.8%	47.3%
派遣労働者受入状況	受入率	27.5%	△0.3ポイント	27.8%	23.6%
業務請負会社利用状況	利用率	12.8%	2.7ポイント	10.1%	8.0%

参 考

厚生労働省調査「平成27年就労条件総合調査」

(平成27年1月1日現在：本社の常用労働者30人以上の民営企業6,302社対象、有効回答率70.3%)

- 1 1日の所定労働時間・・・1企業平均で 7時間45分(前年 7時間43分)
- 2 週所定労働時間・・・1企業平均で 39時間26分(前年 39時間29分)
- 3 年間休日総数・・・1企業平均で 107.5日(前年 105.8日)
- 4 年次有給休暇・・・付与日数 労働者1人平均 18.4日(前年 18.5日) *繰越分を除く
取得日数 労働者1人平均 8.8日(前年 9.0日)
取得率 労働者1人平均 47.6%(前年 48.8%)
*取得率=取得日数/付与日数×100(%)

平成27年7月分平均賃金 地域間比較

地方振興局の区分	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
県内計	46,414	249	30	279	11.5	37.0
県北	14,308	249	28	277	10.7	37.5
県中	11,070	261	27	287	11.8	36.1
県南	3,443	261	24	285	13.4	37.0
会津	4,991	233	46	279	11.0	38.9
南会津	705	190	14	204	12.5	40.1
相双	3,999	244	34	278	10.6	36.4
いわき	7,898	250	29	278	11.6	36.2

*賃金は、各地域の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

管内地域（有効回答事業所数 計 586 事業所）

県北地方振興局（144 事業所）・・・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡

県中地方振興局（136 事業所）・・・郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡

県南地方振興局（62 事業所）・・・白河市、西白河郡、東白川郡

会津地方振興局（67 事業所）・・・会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡

南会津地方振興局（21 事業所）・・・南会津郡

相双地方振興局（56 事業所）・・・南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡

いわき地方振興局（100 事業所）・・・いわき市

調査結果

(I) 労働時間

1 所定労働時間

(1) 1日の所定労働時間

1 事業所平均で7時間45分

1日の所定労働時間は、1事業所平均で7時間45分と、前年（7時間47分）より2分短くなった。規模別にみると、最も短い500～999人（7時間38分）と、最も長い1,000人以上（7時間48分）とは10分の差となっている。

産業別にみると、最も短い生活関連サービス・娯楽業（7時間23分）と、最も長い鉱業・採石業（8時間00分）とは37分の差となっている。

区 分	総計	1日の所定労働時間								1事業所平均 一日の所定 労働時間 (時間:分)
		7時間未満	7:00	7:01～7:29	7:30	7:31～7:59	8:00	8:01以上	無回答	
調 査 計	586 (100.0)	5 (0.9)	15 (2.6)	18 (3.1)	118 (20.1)	146 (24.9)	274 (46.8)	4 (0.7)	6 (1.0)	7.45
30 ～ 99 人	307 (100.0)	2 (0.7)	11 (3.6)	7 (2.3)	71 (23.1)	72 (23.5)	139 (45.3)	3 (1.0)	2 (0.7)	7.45
100 ～ 299 人	135 (100.0)	2 (1.5)	3 (2.2)	6 (4.4)	24 (17.8)	34 (25.2)	64 (47.4)	-	2 (1.5)	7.45
300 ～ 499 人	31 (100.0)	-	-	1 (3.2)	8 (25.8)	12 (38.7)	9 (29.0)	1 (3.2)	-	7.46
500 ～ 999 人	33 (100.0)	1 (3.0)	1 (3.0)	-	4 (12.1)	5 (15.2)	21 (63.6)	-	1 (3.0)	7.38
1,000 人 以 上	80 (100.0)	-	-	4 (5.0)	11 (13.8)	23 (28.8)	41 (51.3)	-	1 (1.3)	7.48
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	-	8.00
建 設 業	60 (100.0)	-	2 (3.3)	1 (1.7)	30 (50.0)	8 (13.3)	18 (30.0)	-	1 (1.7)	7.40
製 造 業	225 (100.0)	2 (0.9)	2 (0.9)	9 (4.0)	26 (11.6)	86 (38.2)	97 (43.1)	1 (0.4)	2 (0.9)	7.46
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	-	-	-	1 (10.0)	9 (90.0)	-	-	-	7.40
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	-	-	-	-	3 (60.0)	2 (40.0)	-	-	7.51
運 輸 業	35 (100.0)	-	4 (11.4)	1 (2.9)	13 (37.1)	4 (11.4)	11 (31.4)	1 (2.9)	1 (2.9)	7.45
卸 小 売 業	66 (100.0)	2 (3.0)	1 (1.5)	2 (3.0)	11 (16.7)	5 (7.6)	43 (65.2)	1 (1.5)	1 (1.5)	7.39
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	-	-	2 (33.3)	-	3 (50.0)	1 (16.7)	-	-	7.37
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	-	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	-	-	7.46
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	-	-	-	1 (8.3)	1 (8.3)	10 (83.3)	-	-	7.55
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-	-	7.23
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	-	-	-	-	8 (66.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	-	7.54
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	-	3 (2.9)	2 (1.9)	20 (19.2)	10 (9.6)	68 (65.4)	-	1 (1.0)	7.50
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	-	3 (8.1)	1 (2.7)	13 (35.1)	5 (13.5)	15 (40.5)	-	-	7.41
無 回 答	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)	-	-	8.00
労 働 組 合 有	178 (100.0)	1 (0.6)	6 (3.4)	10 (5.6)	33 (18.5)	59 (33.1)	66 (37.1)	-	3 (1.7)	7.42
労 働 組 合 無	404 (100.0)	3 (0.7)	9 (2.2)	8 (2.0)	85 (21.0)	86 (21.3)	206 (51.0)	4 (1.0)	3 (0.7)	7.47
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	-	-	-	1 (25.0)	2 (50.0)	-	-	6.26
26 年 調 査 計	616 (100.0)	5 (0.8)	15 (2.4)	24 (3.9)	122 (19.8)	162 (26.3)	281 (45.6)	4 (0.6)	3 (0.5)	7.47
25 年 調 査 計	572 (100.0)	8 (1.4)	15 (2.6)	27 (4.7)	121 (21.2)	112 (19.6)	282 (49.3)	4 (0.7)	3 (0.5)	7.45

(2) 週所定労働時間

**1 事業所平均で 39 時間 12 分
週 40 時間労働制達成率は 94.7%**

週所定労働時間は、1 事業所平均で 39 時間 12 分となっており、前年 (39 時間 18 分) より 6 分の減少となった。

また、週 40 時間労働制達成率は 94.7%となっており、前年 (95.3%) に比べ 0.6 ポイント減少した。

産業別にみると、1 事業所平均が最も短いのは生活関連サービス・娯楽業で 38 時間 51 分となっており、最も長い宿泊業・飲食サービスの 40 時間 09 分との差は 1 時間 18 分である。

週所定労働時間										()は%	
区 分	総計	40:00以下		40:01~44:00		44:01~46:00		46:01以上		無回答	1事業所平均 週所定 労働時間 (時間:分)
		40:00		44:00		46:00		48:00			
調 査 計	586 (100.0)	555 (94.7)	303 (51.7)	10 (1.7)	2 (0.3)	5 (0.9)	-	4 (0.7)	-	12 (2.0)	39.12
30 ~ 99 人	307 (100.0)	285 (92.8)	157 (51.1)	7 (2.3)	2 (0.7)	5 (1.6)	-	3 (1.0)	-	7 (2.3)	39.07
100 ~ 299 人	135 (100.0)	130 (96.3)	74 (54.8)	2 (1.5)	-	-	-	1 (0.7)	-	2 (1.5)	39.07
300 ~ 499 人	31 (100.0)	29 (93.5)	9 (29.0)	1 (3.2)	-	-	-	-	-	1 (3.2)	39.25
500 ~ 999 人	33 (100.0)	32 (97.0)	22 (66.7)	-	-	-	-	-	-	1 (3.0)	39.29
1,000 人以上	80 (100.0)	79 (98.8)	41 (51.3)	-	-	-	-	-	-	1 (1.3)	39.25
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	40.00
建 設 業	60 (100.0)	55 (91.7)	34 (56.7)	2 (3.3)	-	3 (5.0)	-	-	-	-	38.56
製 造 業	225 (100.0)	211 (93.8)	94 (41.8)	3 (1.3)	1 (0.4)	-	-	4 (1.8)	-	7 (3.1)	38.52
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	10 (100.0)	1 (10.0)	-	-	-	-	-	-	-	39.56
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	2 (40.0)	-	-	-	-	-	-	-	39.28
運 輸 業	35 (100.0)	33 (94.3)	23 (65.7)	1 (2.9)	-	-	-	-	-	1 (2.9)	39.32
卸 小 売 業	66 (100.0)	64 (97.0)	45 (68.2)	1 (1.5)	-	-	-	-	-	1 (1.5)	39.29
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	1 (16.7)	-	-	-	-	-	-	-	39.52
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	8 (100.0)	2 (25.0)	-	-	-	-	-	-	-	39.29
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	11 (91.7)	10 (83.3)	-	-	-	-	-	-	1 (8.3)	40.09
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	3 (100.0)	2 (66.7)	-	-	-	-	-	-	-	38.51
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	12 (100.0)	3 (25.0)	-	-	-	-	-	-	-	39.34
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	100 (96.2)	67 (64.4)	2 (1.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	-	-	-	1 (1.0)	39.24
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	34 (91.9)	17 (45.9)	1 (2.7)	-	1 (2.7)	-	-	-	1 (2.7)	39.21
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	39.21
労 働 組 合 有	178 (100.0)	172 (96.6)	73 (41.0)	-	-	2 (1.1)	-	1 (0.6)	-	3 (1.7)	39.25
労 働 組 合 無	404 (100.0)	380 (94.1)	228 (56.4)	10 (2.5)	2 (0.5)	3 (0.7)	-	2 (0.5)	-	9 (2.2)	39.06
無 回 答	4 (100.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	-	-	-	-	1 (25.0)	-	-	38.50
26 年 調 査 計	616 (100.0)	587 (95.3)	332 (53.9)	10 (1.6)	1 (0.2)	7 (1.1)	-	8 (1.3)	4 (0.6)	4 (0.6)	39.18
25 年 調 査 計	572 (100.0)	547 (95.6)	341 (59.6)	15 (2.6)	4 (0.7)	2 (0.3)	(0.3)	2 (0.4)	1 (0.2)	6 (1.0)	39.02

(3) 年間所定労働時間

1 事業所平均で 1,898 時間

年間所定労働時間は、1 事業所平均で 1,898 時間となっており、前年 (1,975 時間) に比べ 77 時間の減少となった。

規模別にみると、最も長い 300~499 人の 1,934 時間に比べ、最も短い 500~999 人では 1,864 時間となり差は 70 時間となっている。

産業別にみると、労働時間が短いのは通信・放送で 1,517 時間となっており、労働時間が長いのは鉱業・採石業で 2,080 時間である。

(注) 年間所定労働時間は、下記により算定した。

1 日の所定労働時間 × (365 - 年間休日総数)

年間所定労働時間											()は%
区 分	総計	1,699時間以下	1,700~1,799時間	1,800~1,899時間	1,900~1,999時間	2,000~2,099時間	2,100~2,199時間	2,200~2,299時間	2,300時間以上	算出不能	1事業所平均年間所定労働時間(時間)
調 査 計	586 (100.0)	19 (3.2)	109 (18.6)	200 (34.1)	225 (38.4)	10 (1.7)	3 (0.5)	-	2 (0.3)	18 (3.1)	1,898
30 ~ 99 人	307 (100.0)	9 (2.9)	41 (13.4)	87 (28.3)	146 (47.6)	8 (2.6)	3 (1.0)	-	2 (0.7)	11 (3.6)	1,907
100 ~ 299 人	135 (100.0)	4 (3.0)	26 (19.3)	59 (43.7)	40 (29.6)	2 (1.5)	-	-	-	4 (3.0)	1,890
300 ~ 499 人	31 (100.0)	1 (3.2)	11 (35.5)	12 (38.7)	7 (22.6)	-	-	-	-	-	1,934
500 ~ 999 人	33 (100.0)	1 (3.0)	4 (12.1)	14 (42.4)	13 (39.4)	-	-	-	-	1 (3.0)	1,864
1,000 人以上	80 (100.0)	4 (5.0)	27 (33.8)	28 (35.0)	19 (23.8)	-	-	-	-	2 (2.5)	1,880
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	2,080
建設業	60 (100.0)	-	3 (5.0)	19 (31.7)	37 (61.7)	-	-	-	-	1 (1.7)	1,988
製造業	225 (100.0)	7 (3.1)	48 (21.3)	80 (35.6)	86 (38.2)	1 (0.4)	-	-	-	3 (1.3)	1,918
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	-	10 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	1,861
通信・放送	5 (100.0)	-	2 (40.0)	2 (40.0)	-	-	-	-	-	1 (20.0)	1,517
運輸業	35 (100.0)	3 (8.6)	5 (14.3)	7 (20.0)	16 (45.7)	2 (5.7)	-	-	-	2 (5.7)	1,838
卸小売業	66 (100.0)	3 (4.5)	6 (9.1)	23 (34.8)	29 (43.9)	1 (1.5)	2 (3.0)	-	-	2 (3.0)	1,882
金融・保険業	6 (100.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	-	-	-	-	-	-	1,848
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	-	6 (75.0)	2 (25.0)	-	-	-	-	-	-	1,879
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	-	-	-	9 (75.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	-	-	1 (8.3)	1,910
生活関連サービス・娯楽	3 (100.0)	-	-	-	2 (66.7)	1 (33.3)	-	-	-	-	2,043
教育・学習支援業	12 (100.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	-	-	-	1 (8.3)	1,750
医療・福祉	104 (100.0)	1 (1.0)	12 (11.5)	49 (47.1)	37 (35.6)	1 (1.0)	-	-	-	4 (3.8)	1,902
サービス業	37 (100.0)	1 (2.7)	10 (27.0)	13 (35.1)	6 (16.2)	2 (5.4)	-	-	2 (5.4)	3 (8.1)	1,801
無回答	2 (100.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	-	2,032
労働組合有	178 (100.0)	10 (5.6)	53 (29.8)	74 (41.6)	33 (18.5)	1 (0.6)	-	-	1 (0.6)	6 (3.4)	1,850
労働組合無	404 (100.0)	8 (2.0)	56 (13.9)	124 (30.7)	191 (47.3)	9 (2.2)	3 (0.7)	-	1 (0.2)	12 (3.0)	1,921
無回答	4 (100.0)	1 (25.0)	-	2 (50.0)	1 (25.0)	-	-	-	-	-	1,668
26 年 調査 計	616 (100.0)	10 (1.6)	8 (1.3)	102 (16.6)	190 (30.8)	275 (44.6)	10 (1.6)	5 (0.8)	6 (1.0)	10 (1.6)	1,975
25 年 調査 計	572 (100.0)	10 (1.7)	11 (1.9)	58 (10.1)	186 (32.5)	266 (46.5)	19 (3.3)	6 (1.0)	13 (2.3)	3 (0.5)	1,992

2 所定外労働時間

1 事業所平均で 216.6 時間

年間での所定外労働時間は、1 事業所平均で 216.6 時間（男子 229.8 時間、女子 144.7 時間）となっており、前年（169.4 時間）に比べ 47.2 時間の増加となった。

規模別にみると 500～999 人が 138.5 時間と最も短く、1,000 人以上が 323.4 時間と最も長かった。産業別にみると、金融・保険業では 63.6 時間と最も短く、最も長い運輸業（749.5 時間）との差は 685.9 時間となっている。

所定外労働時間

区 分	回答事業所数	年間		
		全体(時間)	男子(時間)	女子(時間)
調 査 計	586	216.6	229.8	144.7
30 ～ 99 人	307	197.1	197.3	110.9
100 ～ 299 人	135	183.7	196.9	129.8
300 ～ 499 人	31	151.9	173.5	107.0
500 ～ 999 人	33	138.5	148.6	84.3
1,000 人 以 上	80	323.4	380.0	248.0
鉱 業 ・ 採 石 業	1	401.0	410.0	106.0
建 設 業	60	216.8	235.2	124.3
製 造 業	225	208.9	211.0	118.2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10	262.5	199.4	75.8
通 信 ・ 放 送	5	198.0	215.8	101.4
運 輸 業	35	749.5	676.1	462.3
卸 小 売 業	66	211.9	240.3	174.1
金 融 ・ 保 険 業	6	63.6	60.4	71.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8	126.1	196.7	58.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12	116.7	293.1	65.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3	49.7	72.7	63.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	103.2	132.0	89.2
医 療 ・ 福 祉	104	80.1	84.6	79.9
サ ー ビ ス 業	37	162.2	185.1	99.3
無 回 答	2	31.0	34.0	18.0
労 働 組 合 有	178	226.7	255.0	147.3
労 働 組 合 無	404	184.5	201.1	124.2
無 回 答	4	2,437.0	50.0	85.0
26 年 調 査 計	616	169.4	184.0	106.0
25 年 調 査 計	572	177.3	195.9	129.6

3 年間総実労働時間

1 事業所平均で 1,839 時間

年間総実労働時間は、1 事業所平均で 1,839 時間と、前年 (2,076 時間) に比べ 237 時間の減少となっている。

規模別にみると、1,000 人以上の 1,920 時間が最も長く、最も短い 300~499 人の 1,729 時間との差は 191 時間となっている。

産業別にみると、最も長いのは鉱物・採石業の 2,401 時間で、最も短い宿泊・飲食サービスの 1,254 時間との差は 1,147 時間となっており、前年 (1,071 時間) に比べ産業間の差は若干拡大した。

(注) ①年間総実労働時間は、下記により算定した。

1 日の所定労働時間×(365-年間休日総数-年次有給休暇取得日数) + 年間所定外労働時間

②この中で無回答の項目があった事業所は集計から除外した。

年間総実労働時間		()は%									
区 分	総計	1,699時間以下	1,700~1,799時間	1,800~1,899時間	1,900~1,999時間	2,000~2,099時間	2,100~2,199時間	2,200~2,299時間	2,300時間以上	算出不能	1事業所平均労働時間(時間)
調 査 計	586 (100.0)	18 (3.1)	72 (12.3)	118 (20.1)	139 (23.7)	75 (12.8)	37 (6.3)	-	55 (9.4)	72 (12.3)	1,839
30 ~ 99 人	307 (100.0)	7 (2.3)	39 (12.7)	52 (16.9)	78 (25.4)	44 (14.3)	14 (4.6)	-	33 (10.7)	40 (13.0)	1,835
100 ~ 299 人	135 (100.0)	5 (3.7)	21 (15.6)	35 (25.9)	30 (22.2)	11 (8.1)	7 (5.2)	-	10 (7.4)	16 (11.9)	1,817
300 ~ 499 人	31 (100.0)	2 (6.5)	5 (16.1)	7 (22.6)	8 (25.8)	2 (6.5)	2 (6.5)	-	1 (3.2)	4 (12.9)	1,729
500 ~ 999 人	33 (100.0)	1 (3.0)	2 (6.1)	12 (36.4)	6 (18.2)	6 (18.2)	4 (12.1)	-	-	2 (6.1)	1,868
1,000 人以上	80 (100.0)	3 (3.8)	5 (6.3)	12 (15.0)	17 (21.3)	12 (15.0)	10 (12.5)	-	11 (13.8)	10 (12.5)	1,920
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	2,401
建 設 業	60 (100.0)	-	2 (3.3)	6 (10.0)	17 (28.3)	15 (25.0)	4 (6.7)	-	6 (10.0)	10 (16.7)	1,815
製 造 業	225 (100.0)	10 (4.4)	32 (14.2)	41 (18.2)	59 (26.2)	32 (14.2)	17 (7.6)	-	18 (8.0)	16 (7.1)	1,922
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	-	2 (20.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	-	-	-	-	2,014
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	-	1 (20.0)	-	3 (60.0)	-	-	-	-	1 (20.0)	1,606
運 輸 業	35 (100.0)	-	4 (11.4)	-	2 (5.7)	6 (17.1)	1 (2.9)	-	14 (40.0)	8 (22.9)	2,064
卸 小 売 業	66 (100.0)	3 (4.5)	4 (6.1)	7 (10.6)	17 (25.8)	9 (13.6)	12 (18.2)	-	9 (13.6)	5 (7.6)	1,944
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	-	4 (66.7)	1 (16.7)	-	-	-	-	-	1 (16.7)	1,532
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	-	-	-	2 (25.0)	1,483
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	-	-	-	4 (33.3)	1 (8.3)	-	-	2 (16.7)	5 (41.7)	1,254
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	-	-	2,061
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	-	-	1 (8.3)	2 (16.7)	1,618
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	1 (1.0)	17 (16.3)	43 (41.3)	24 (23.1)	3 (2.9)	-	-	2 (1.9)	14 (13.5)	1,732
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	2 (5.4)	2 (5.4)	11 (29.7)	6 (16.2)	4 (10.8)	3 (8.1)	-	2 (5.4)	7 (18.9)	1,653
無 回 答	2 (100.0)	-	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	1 (50.0)	968
労 働 組 合 有	178 (100.0)	11 (6.2)	30 (16.9)	31 (17.4)	30 (16.9)	22 (12.4)	19 (10.7)	-	16 (9.0)	19 (10.7)	1,847
労 働 組 合 無	404 (100.0)	7 (1.7)	42 (10.4)	86 (21.3)	109 (27.0)	53 (13.1)	18 (4.5)	-	38 (9.4)	51 (12.6)	1,835
無 回 答	4 (100.0)	-	-	1 (25.0)	-	-	-	-	1 (25.0)	2 (50.0)	1,866
26 年 調 査 計	616 (100.0)	12 (1.9)	13 (2.1)	77 (12.5)	124 (20.1)	133 (21.6)	86 (14.0)	41 (6.7)	64 (10.4)	66 (10.7)	2,076
25 年 調 査 計	572 (100.0)	17 (3.0)	37 (6.5)	138 (24.1)	186 (32.5)	165 (28.8)	11 (1.9)	5 (0.9)	10 (1.7)	3 (0.5)	1,949

(Ⅱ) 年 間 休 日

1 年間休日総数

1 事業所平均で 108.8 日

年間休日総数は、1 事業所平均で 108.8 日となっており、前年（110.8 日）に比べ 2.0 日の減少となった。

規模別にみると、1,000 人以上で 116.5 日と最も多い。

産業別にみると、学術研究・専門・技術サービスが 123.1 日と最も多く、最も少ない生活関連サービス・娯楽業の 87.0 日との差は 36.1 日となっている。

年間休日総数										()は%
区 分	総計	69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120日以上	無回答	1事業所平均 年間休日総 数(日)
調 査 計	586 (100.0)	5 (0.9)	3 (0.5)	34 (5.8)	56 (9.6)	164 (28.0)	137 (23.4)	172 (29.4)	15 (2.6)	108.8
30 ～ 99 人	307 (100.0)	4 (1.3)	3 (1.0)	29 (9.4)	42 (13.7)	92 (30.0)	54 (17.6)	73 (23.8)	10 (3.3)	105.1
100 ～ 299 人	135 (100.0)	1 (0.7)	-	4 (3.0)	8 (5.9)	37 (27.4)	41 (30.4)	41 (30.4)	3 (2.2)	110.9
300 ～ 499 人	31 (100.0)	-	-	1 (3.2)	-	9 (29.0)	7 (22.6)	14 (45.2)	-	116.2
500 ～ 999 人	33 (100.0)	-	-	-	2 (6.1)	12 (36.4)	7 (21.2)	11 (33.3)	1 (3.0)	109.2
1,000 人 以上	80 (100.0)	-	-	-	4 (5.0)	14 (17.5)	28 (35.0)	33 (41.3)	1 (1.3)	116.5
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	105.0
建 設 業	60 (100.0)	-	1 (1.7)	14 (23.3)	11 (18.3)	24 (40.0)	3 (5.0)	7 (11.7)	-	100.9
製 造 業	225 (100.0)	1 (0.4)	-	6 (2.7)	16 (7.1)	58 (25.8)	68 (30.2)	73 (32.4)	3 (1.3)	113.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (10.0)	9 (90.0)	-	122.3
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)	99.4
運 輸 業	35 (100.0)	-	-	3 (8.6)	8 (22.9)	13 (37.1)	8 (22.9)	1 (2.9)	2 (5.7)	102.5
卸 小 売 業	66 (100.0)	1 (1.5)	-	5 (7.6)	7 (10.6)	19 (28.8)	24 (36.4)	9 (13.6)	1 (1.5)	108.3
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	-	-	-	-	-	-	6 (100.0)	-	122.7
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (12.5)	7 (87.5)	-	123.1
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	-	-	1 (8.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	-	1 (8.3)	93.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	-	-	87.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	-	-	-	1 (8.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	7 (58.3)	1 (8.3)	111.3
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	-	-	2 (1.9)	6 (5.8)	36 (34.6)	24 (23.1)	33 (31.7)	3 (2.9)	109.0
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	2 (5.4)	2 (5.4)	2 (5.4)	4 (10.8)	5 (13.5)	3 (8.1)	16 (43.2)	3 (8.1)	100.9
無 回 答	2 (100.0)	-	-	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	111.0
労 働 組 合 有	178 (100.0)	1 (0.6)	-	2 (1.1)	15 (8.4)	33 (18.5)	49 (27.5)	73 (41.0)	5 (2.8)	112.6
労 働 組 合 無	404 (100.0)	3 (0.7)	3 (0.7)	32 (7.9)	41 (10.1)	129 (31.9)	88 (21.8)	98 (24.3)	10 (2.5)	107.3
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	-	-	-	2 (50.0)	-	1 (25.0)	-	95.0
26 年 調 査 計	616 (100.0)	6 (1.0)	6 (1.0)	45 (7.3)	64 (10.4)	186 (30.2)	126 (20.5)	176 (28.6)	7 (1.1)	110.8
25 年 調 査 計	572 (100.0)	7 (1.2)	12 (2.1)	44 (7.7)	64 (11.2)	185 (32.3)	122 (21.3)	132 (23.1)	6 (1.0)	108.5

2 その他の任意の休暇制度の導入状況

リフレッシュ休暇	規定率	26.1%	平均規定日数	5.9日
ボランティア休暇	規定率	10.1%	平均規定日数	7.2日
研修のための休暇	規定率	5.3%	平均規定日数	10.6日
配偶者出産休暇	規定率	62.8%	平均規定日数	3.5日

- (1) リフレッシュ休暇 : 規模別にみると、500～999人で規定率が最も高く30.3%、最も低い300～499人の16.1%との差は大きい。
- (2) ボランティア休暇 : 規模別にみると、1,000人以上で規定率が最も高く18.8%となっている。
- (3) 研修のための休暇 : 規模別にみると、500～999人で規定率が最も高く15.2%となっている。
- (4) 配偶者出産休暇 : 対象者に占める取得者の割合では、1,000人以上の取得割合が81.1%と最も高く、最も低い300～499人の32.1%との差は大きい。

その他の休暇制度の導入状況(複数回答)

()は%

区分	総計	リフレッシュ休暇		ボランティア休暇		研修のための休暇		配偶者出産休暇		配偶者出産休暇対象者(人)A	配偶者出産休暇取得者(人)B	配偶者出産休暇対象者に占める取得者の割合(%)B/A	その他の休暇		無回答
		平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数	平均日数	集計事業所数				平均日数	集計事業所数	
調査計	586 (100.0)	153 (26.1)	144	59 (10.1)	72	31 (5.3)	10.6 23	368 (62.8)	3.5 355	981	655	66.8	197 (33.6)	11.3 169	147 (25.1)
30～99人	307 (100.0)	79 (25.7)	6.2	28 (9.1)	6.5	15 (4.9)	9.0	195 (63.5)	2.5 185	227	146	64.3	99 (32.2)	12.7 84	77 (25.1)
100～299人	135 (100.0)	35 (25.9)	5.8	10 (7.4)	8.8	4 (3.0)	12.3 3	78 (57.8)	7.1 75	229	170	74.2	50 (37.0)	8.9 42	37 (27.4)
300～499人	31 (100.0)	5 (16.1)	5.4	4 (12.9)	5.0	1 (3.2)	1	22 (71.0)	2.3 22	168	54	32.1	8 (25.8)	21.3 7	8 (25.8)
500～999人	33 (100.0)	10 (30.3)	6.1	2 (6.1)	5.0	5 (15.2)	7.8	20 (60.6)	2.2 20	103	79	76.7	16 (48.5)	9.3 16	7 (21.2)
1,000人以上	80 (100.0)	24 (30.0)	5.1	15 (18.8)	7.6	6 (7.5)	19.3 3	53 (66.3)	2.3 53	254	206	81.1	24 (30.0)	8.3 20	18 (22.5)
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	1.0 1	-	-	-	-	-	-
建設業	60 (100.0)	14 (23.3)	6.9	4 (6.7)	3.0	4 (6.7)	2.0 3	34 (56.7)	2.2 30	31	27	87.1	21 (35.0)	23.4 16	19 (31.7)
製造業	225 (100.0)	57 (25.3)	5.7	22 (9.8)	8.2	8 (3.6)	10.6 7	146 (64.9)	5.1 143	574	425	74.0	80 (35.6)	12.1 71	55 (24.4)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	2 (20.0)	1.5	-	-	-	-	5 (50.0)	1.5 4	18	16	88.9	4 (40.0)	5.7 3	2 (20.0)
通信・放送	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	3 (60.0)	2.0 3	1	1	100.0	1 (20.0)	5.0 1	2 (40.0)
運輸業	35 (100.0)	10 (28.6)	4.2	3 (8.6)	5.0	1 (2.9)	5.0 1	21 (60.0)	2.4 19	101	29	28.7	8 (22.9)	3.6 7	10 (28.6)
卸小売業	66 (100.0)	15 (22.7)	4.6	5 (7.6)	4.5	2 (3.0)	2	45 (68.2)	2.5 44	32	19	59.4	19 (28.8)	13.3 16	15 (22.7)
金融・保険業	6 (100.0)	2 (33.3)	17.0	-	-	-	-	3 (50.0)	2.0 3	7	1	14.3	1 (16.7)	12.0 1	2 (33.3)
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	2 (25.0)	8.5	-	-	-	-	5 (62.5)	1.8 4	3	2	66.7	1 (12.5)	59.0 1	3 (37.5)
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	4 (33.3)	6.5	3 (25.0)	9.7	1 (8.3)	1	8 (66.7)	2.0 8	5	2	40.0	3 (25.0)	6.0 2	3 (25.0)
生活関連サービス・娯楽業	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	2 (66.7)	2.0 2	-	-	-	2 (66.7)	-	-
教育・学習支援業	12 (100.0)	6 (50.0)	6.8	5 (41.7)	7.3	1 (8.3)	2.0 1	10 (83.3)	2.2 10	26	16	61.5	5 (41.7)	6.2 5	1 (8.3)
医療・福祉	104 (100.0)	31 (29.8)	5.1	15 (14.4)	6.1	11 (10.6)	14.8 8	62 (59.6)	2.5 61	128	74	57.8	37 (35.6)	6.9 32	26 (25.0)
サービス業	37 (100.0)	10 (27.0)	9.8	2 (5.4)	14.5	3 (8.1)	9.3 3	21 (56.8)	2.2 21	55	43	78.2	14 (37.8)	5.8 13	9 (24.3)
無回答	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	2 (100.0)	2.0 2	-	-	-	1 (50.0)	4.0 1	-
労働組合有	178 (100.0)	47 (26.4)	4.9	21 (11.8)	5.2	9 (5.1)	8.0 7	119 (66.9)	2.3 117	619	390	63.0	62 (34.8)	9.2 56	43 (24.2)
労働組合無	404 (100.0)	103 (25.5)	6.3	35 (8.7)	6.5	20 (5.0)	8.8 14	245 (60.6)	3.9 234	362	265	73.2	133 (32.9)	12.0 111	104 (25.7)
無回答	4 (100.0)	3 (75.0)	8.3	3 (75.0)	24.7	2 (50.0)	27.0 2	4 (100.0)	7.0 4	-	-	-	2 (50.0)	27.5 2	-
26年調査計	616 (100.0)	145 (23.5)	6.2	56 (9.1)	7.6	16 (2.6)	5.4 12	402 (65.3)	3.4 391	844	530	62.8	213 (34.6)	10.6 186	145 (23.5)
25年調査計	572 (100.0)	108 (18.9)	5.4	34 (5.9)	7.3	17 (3.0)	6.6 10	349 (61.0)	2.5 333	586	355	60.6	196 (34.3)	13.6 179	153 (26.7)

3 その他の任意の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇	48.4%
ボランティア休暇	44.1%
研修のための休暇	35.5%
配偶者出産休暇	42.7%

- (1) リフレッシュ休暇 : 規模別にみると、300～499人の割合が最も高く80.0%となっている。
 (2) ボランティア休暇 : 規模別にみると、100～299人の割合が最も高く60.0%となっている。
 (3) 研修のための休暇 : 規模別にみると、500～999人の割合が最も高く60.0%となっている。
 (4) 配偶者出産休暇 : 規模別にみると、100～299人の割合が最も高く56.4%となっており、最も低い30～99人の37.4%との差は大きい。

その他の休暇制度の有給の割合 ()は%

区 分	リフレッシュ 休暇		ボランティア 休暇		研修のため の休暇		配偶者出産 休暇		その他の休 暇	
	有給		有給		有給		有給		有給	
調 査 計	153	74 (48.4)	59	26 (44.1)	31	11 (35.5)	368	157 (42.7)	197	87 (44.2)
30 ～ 99 人	79	32 (40.5)	28	11 (39.3)	15	5 (33.3)	195	73 (37.4)	99	40 (40.4)
100 ～ 299 人	35	20 (57.1)	10	6 (60.0)	4	2 (50.0)	78	44 (56.4)	50	29 (58.0)
300 ～ 499 人	5	4 (80.0)	4	1 (25.0)	1	-	22	11 (50.0)	8	2 (25.0)
500 ～ 999 人	10	5 (50.0)	2	-	5	3 (60.0)	20	8 (40.0)	16	6 (37.5)
1,000 人 以 上	24	13 (54.2)	15	8 (53.3)	6	1 (16.7)	53	21 (39.6)	24	10 (41.7)
鉱 業 ・ 採 石 業	-	-	-	-	-	-	1	1 (100.0)	-	-
建 設 業	14	3 (21.4)	4	2 (50.0)	4	2 (50.0)	34	10 (29.4)	21	7 (33.3)
製 造 業	57	29 (50.9)	22	13 (59.1)	8	5 (62.5)	146	67 (45.9)	80	40 (50.0)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	2	1 (50.0)	-	-	-	-	5	1 (20.0)	4	2 (50.0)
通 信 ・ 放 送	-	-	-	-	-	-	3	2 (66.7)	1	1 (100.0)
運 輸 業	10	6 (60.0)	3	1 (33.3)	1	-	21	12 (57.1)	8	5 (62.5)
卸 小 売 業	15	9 (60.0)	5	3 (60.0)	2	1 (50.0)	45	19 (42.2)	19	10 (52.6)
金 融 ・ 保 険 業	2	-	-	-	-	-	3	-	1	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	2	2 (100.0)	-	-	-	-	5	2 (40.0)	1	1 (100.0)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	4	2 (50.0)	3	1 (33.3)	1	-	8	5 (62.5)	3	1 (33.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	2	1 (50.0)	2	1 (50.0)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	6	1 (16.7)	5	-	1	-	10	2 (20.0)	5	-
医 療 ・ 福 祉	31	15 (48.4)	15	5 (33.3)	11	2 (18.2)	62	27 (43.5)	37	13 (35.1)
サ ー ビ ス 業	10	6 (60.0)	2	1 (50.0)	3	1 (33.3)	21	7 (33.3)	14	5 (35.7)
無 回 答	-	-	-	-	-	-	2	1 (50.0)	1	1 (100.0)
労 働 組 合 有	47	27 (57.4)	21	11 (52.4)	9	3 (33.3)	119	50 (42.0)	62	28 (45.2)
労 働 組 合 無	103	45 (43.7)	35	13 (37.1)	20	7 (35.0)	245	105 (42.9)	133	57 (42.9)
無 回 答	3	2 (66.7)	3	2 (66.7)	2	1 (50.0)	4	2 (50.0)	2	2 (100.0)
26 年 調 査 計	145	69 (47.6)	56	33 (58.9)	16	10 (62.5)	402	179 (44.5)	213	101 (47.4)
25 年 調 査 計	108	60 (55.6)	34	26 (76.5)	17	9 (52.9)	349	170 (48.7)	196	106 (54.1)

(Ⅲ) 年次有給休暇

1 年次有給休暇

年次有給休暇の状況

新規付与日数：19.3日

取得日数：9.0日

取得率：46.8%

(1) 付与日数

新規付与日数は、平均19.3日で前年(17.5日)に比べ1.8日の増加となっている。
繰越日数は15.0日で、前年(13.6日)に比べ1.4日の増加となった。

(2) 取得状況

取得日数は、9.0日で前年(8.5日)に比べ0.5日の増加となっている。
また、取得率は46.8%で、前年(48.9%)に比べ2.1ポイントの減少となった。
規模別にみると、取得日数は300～499人、500～999人、1,000人以上が9.3日と多く、取得率では300～499人の53.5%が最も高い。
産業別にみると、電気・ガス・水道業の取得日数が14.2日と他の業種に比べ多く、取得率でも71.8%と高い。

年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無

()は%

区 分	回答事業所数	取得状況				計画的付与制度		
		新規付与日数(日)A	繰越日数(日)	取得日数(日)B	取得率(%) B/A	ある	ない	無回答
調 査 計	586	19.3	15.0	9.0	46.8	257 (43.9)	317 (54.1)	12 (2.0)
30 ～ 99 人	307	20.1	15.1	8.6	42.9	137 (44.6)	162 (52.8)	8 (2.6)
100 ～ 299 人	135	17.7	13.9	9.0	50.8	47 (34.8)	87 (64.4)	1 (0.7)
300 ～ 499 人	31	17.4	15.7	9.3	53.5	14 (45.2)	17 (54.8)	-
500 ～ 999 人	33	19.8	15.0	9.3	46.8	16 (48.5)	16 (48.5)	1
1,000 人 以上	80	19.2	14.3	9.3	48.3	43 (53.8)	35 (43.8)	2 (2.5)
鉱 業 ・ 採 石 業	1	16.0	14.0	10.0	62.5	1 (100.0)	-	-
建 設 業	60	17.2	11.2	7.5	43.5	31 (51.7)	28 (46.7)	1 (1.7)
製 造 業	225	18.3	14.3	10.3	56.2	110 (48.9)	111 (49.3)	4 (1.8)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10	19.8	20.0	14.2	71.8	1 (10.0)	9 (90.0)	-
通 信 ・ 放 送	5	16.2	16.3	8.6	53.1	3 (60.0)	2 (40.0)	-
運 輸 業	35	19.5	13.5	9.3	47.9	9 (25.7)	24 (68.6)	2 (5.7)
卸 小 売 業	66	16.6	12.5	5.9	35.3	36 (54.5)	29 (43.9)	1 (1.5)
金 融 ・ 保 険 業	6	22.5	21.3	11.5	51.1	4 (66.7)	2 (33.3)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8	15.7	13.8	7.8	49.8	5 (62.5)	3 (37.5)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12	15.5	11.6	4.8	30.6	4 (33.3)	8 (66.7)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3	13.7	17.3	4.3	31.7	1 (33.3)	2 (66.7)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	18.3	13.7	9.9	54.3	3 (25.0)	9 (75.0)	-
医 療 ・ 福 祉	104	17.7	12.6	8.1	45.8	42 (40.4)	60 (57.7)	2 (1.9)
サ ー ビ ス 業	37	40.9	32.8	9.1	22.1	7 (18.9)	28 (75.7)	2 (5.4)
無 回 答	2	18.0	16.0	8.0	44.4	-	2 (100.0)	-
労 働 組 合 有	178	23.6	19.1	9.9	41.9	89 (50.0)	88 (49.4)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	404	17.4	12.8	8.5	48.7	167 (41.3)	228 (56.4)	9 (2.2)
無 回 答	4	14.0	9.0	6.0	42.9	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
26 年 調 査 計	616	17.5	13.6	8.5	48.9	272 (44.2)	338 (54.9)	6 (1.0)
25 年 調 査 計	572	17.1	14.0	7.6	44.5	267 (46.7)	297 (51.9)	8 (1.4)

(IV) 休業制度等

1 育児休業制度

(1) 規定状況

育児休業制度の就業規則等での規定率は96.1%

育児休業制度（乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により、職場での身分や地位を失わないで、一定期間休業したあと復職することのできる制度）を就業規則、または労働協約に定めている事業所は全体の96.1%で、前年（96.4%）より0.3ポイント減少となった。

（注）育児休業制度は、育児介護休業法により義務化され全事業所に適用されている。

なお、育児休業は労働基準法上の休暇に該当し、事業主は就業規則に定める必要がある。

ただし、就業規則に規定がない場合であっても、労働者からの申し出に対して、事業主はこれを拒むことはできない。

育児休業制度の規定状況

（ ）は%

区 分	総数	定めている	定めていない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	563 (96.1)	18 (3.1)	5 (0.9)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	286 (93.2)	18 (5.9)	3 (1.0)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	135 (100.0)	-	-
300 ～ 499 人	31 (100.0)	31 (100.0)	-	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	33 (100.0)	-	-
1,000 人 以上	80 (100.0)	78 (97.5)	-	2 (2.5)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
建 設 業	60 (100.0)	56 (93.3)	3 (5.0)	1 (1.7)
製 造 業	225 (100.0)	217 (96.4)	7 (3.1)	1 (0.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	10 (100.0)	-	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-
運 輸 業	35 (100.0)	33 (94.3)	2 (5.7)	-
卸 小 売 業	66 (100.0)	63 (95.5)	2 (3.0)	1 (1.5)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 (100.0)	3 (100.0)	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	100 (96.2)	2 (1.9)	2 (1.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	35 (94.6)	2 (5.4)	-
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	176 (98.9)	1 (0.6)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	384 (95.0)	17 (4.2)	3 (0.7)
無 回 答	4 (100.0)	3 (75.0)	-	1 (25.0)
26 年 調 査 計	616 (100.0)	594 (96.4)	19 (3.1)	3 (0.5)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	551 (96.3)	20 (3.5)	1 (0.2)

(2) 規定内容

育児休業制度の期間は 「子が満1歳に達するまで」 83.8%
 賃金 「無給」 91.3%

育児休業制度を就業規則、または労働協約に定めている事業所のうち、期間が「子が満1歳に達するまで」としている事業所は83.8%であった。

賃金支給については「無給」が多く、91.3%を占めている。

規模別にみると、「子が満1歳に達するまで」がすべての規模で高いものの、「子が満3歳に達するまで」が500～999人では21.2%、1,000人以上では33.3%など、規模が大きくなるに従い期間が長い事業所の割合が高い傾向にある。

育児休業制度の規定内容

()は%

区 分	育児休業制 度を定めて いる事業所	期 間					賃 金				
		子が満1歳に 達するまで	子が満2歳に 達するまで	子が満3歳に 達するまで	子が就学す るまで	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答	
調 査 計	563 (100.0)	472 (83.8)	18 (3.2)	64 (11.4)	3 (0.5)	6 (1.1)	4 (0.7)	40 (7.1)	514 (91.3)	5 (0.9)	
30 ～ 99 人	286 (100.0)	257 (89.9)	4 (1.4)	20 (7.0)	2 (0.7)	3 (1.0)	4 (1.4)	20 (7.0)	257 (89.9)	5 (1.7)	
100 ～ 299 人	135 (100.0)	118 (87.4)	6 (4.4)	10 (7.4)	-	1 (0.7)	-	5 (3.7)	130 (96.3)	-	
300 ～ 499 人	31 (100.0)	28 (90.3)	2 (6.5)	1 (3.2)	-	-	-	2 (6.5)	29 (93.5)	-	
500 ～ 999 人	33 (100.0)	23 (69.7)	3 (9.1)	7 (21.2)	-	-	-	6 (18.2)	27 (81.8)	-	
1,000 人 以 上	78 (100.0)	46 (59.0)	3 (3.8)	26 (33.3)	1 (1.3)	2 (2.6)	-	7 (9.0)	71 (91.0)	-	
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	
建 設 業	56 (100.0)	45 (80.4)	3 (5.4)	7 (12.5)	1 (1.8)	-	3 (5.4)	2 (3.6)	51 (91.1)	-	
製 造 業	217 (100.0)	199 (91.7)	7 (3.2)	8 (3.7)	1 (0.5)	2 (0.9)	1 (0.5)	14 (6.5)	201 (92.6)	1 (0.5)	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	-	-	-	-	10 (100.0)	-	
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	5 (100.0)	-	
運 輸 業	33 (100.0)	22 (66.7)	-	11 (33.3)	-	-	-	5 (15.2)	28 (84.8)	-	
卸 小 売 業	63 (100.0)	53 (84.1)	1 (1.6)	8 (12.7)	-	1 (1.6)	-	7 (11.1)	54 (85.7)	2 (3.2)	
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	5 (83.3)	-	1 (16.7)	-	-	-	-	6 (100.0)	-	
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	7 (87.5)	-	1 (12.5)	-	-	-	1 (12.5)	7 (87.5)	-	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (8.3)	11 (91.7)	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	2 (66.7)	-	-	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	7 (58.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	-	-	-	-	12 (100.0)	-	
医 療 ・ 福 祉	100 (100.0)	85 (85.0)	3 (3.0)	11 (11.0)	-	1 (1.0)	-	7 (7.0)	92 (92.0)	1 (1.0)	
サ ー ビ ス 業	35 (100.0)	26 (74.3)	-	7 (20.0)	-	2 (5.7)	-	2 (5.7)	32 (91.4)	1 (2.9)	
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	2 (100.0)	-	
労 働 組 合 有	176 (100.0)	126 (71.6)	8 (4.5)	40 (22.7)	1 (0.6)	1 (0.6)	-	15 (8.5)	158 (89.8)	3 (1.7)	
労 働 組 合 無	384 (100.0)	343 (89.3)	10 (2.6)	24 (6.3)	2 (0.5)	5 (1.3)	4 (1.0)	25 (6.5)	353 (91.9)	2 (0.5)	
無 回 答	3 (100.0)	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	3 (100.0)	-	
26 年 調 査 計	597 (100.0)	511 (85.6)	22 (3.7)	47 (7.9)	4 (0.7)	13 (2.2)	6 (1.0)	32 (5.4)	551 (92.3)	8 (1.3)	
25 年 調 査 計	551 (100.0)	502 (91.1)	18 (3.3)	28 (5.1)	2 (0.4)	1 (0.2)	3 (0.5)	33 (6.0)	514 (93.3)	1 (0.2)	

(3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は女性で93.4%、男性で3.9%

育児休業取得日数は女性の平均が260.1日、男性の平均が91.3日

出産者（配偶者が出産した男性を含む。以下同じ）に占める育児休業者の割合については、女性が93.4%、男性が3.9%であり、育児休業の平均取得日数については、女性の平均が260.1日と前年(254.8日)より5.3日増加した。男性の平均は91.3日となり前年(57.4日)より33.9日増加した。

平均取得日数については、女性では300～499人で300.2日と最も長く、最も短い30～99人(248.5日)との差は51.7日となっている。

(注) 育児休業取得者・・・平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間の出産者のうち、平成27年7月31日までに育児休業を開始した者（育児休業の申し出をしている者を含む）をいう。

区 分	育児休業取得者数 (取得者数の男女比)			出産者に占める育児休業者の割合 (女性)	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 (男性)	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性	男性			計	女性	男性(配偶者が出産)	女性	男性
調 査 計	711 (100.0)	677 (95.2)	34 (4.8)	(93.4)	(3.9)	1,602	725	877	260.1	91.3
30 ～ 99 人	393 (100.0)	378 (96.2)	15 (3.8)	(94.7)	(3.6)	815	399	416	248.5	97.2
100 ～ 299 人	110 (100.0)	102 (92.7)	8 (7.3)	(92.7)	(4.7)	282	110	172	276.3	174.0
300 ～ 499 人	32 (100.0)	32 (100.0)	-	(97.0)	-	80	33	47	300.2	-
500 ～ 999 人	24 (100.0)	20 (83.3)	4 (16.7)	(80.0)	(12.5)	57	25	32	260.0	3.0
1,000 人 以上	152 (100.0)	145 (95.4)	7 (4.6)	(91.8)	(3.3)	368	158	210	258.8	44.0
鉱 業 ・ 採 石 業	5 (100.0)	5 (100.0)	-	(100.0)	-	5	5	-	309.0	-
建 設 業	54 (100.0)	51 (94.4)	3 (5.6)	(92.7)	(5.5)	110	55	55	256.6	50.0
製 造 業	202 (100.0)	189 (93.6)	13 (6.4)	(93.1)	(3.6)	560	203	357	261.5	60.6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)	(100.0)	(14.3)	20	6	14	287.0	10.0
通 信 ・ 放 送	4 (100.0)	4 (100.0)	-	(100.0)	-	8	4	4	181.3	-
運 輸 業	85 (100.0)	84 (98.8)	1 (1.2)	(89.4)	(1.6)	155	94	61	283.0	200.0
卸 小 売 業	112 (100.0)	109 (97.3)	3 (2.7)	(92.4)	(1.8)	282	118	164	258.1	4.5
金 融 ・ 保 険 業	4 (100.0)	4 (100.0)	-	(100.0)	-	6	4	2	93.7	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	2 (100.0)	2 (100.0)	-	(100.0)	-	10	2	8	198.0	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	8 (100.0)	8 (100.0)	-	(100.0)	-	16	8	8	378.8	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	6 (100.0)	6 (100.0)	-	(100.0)	-	9	6	3	248.0	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	22 (100.0)	22 (100.0)	-	(100.0)	-	38	22	16	356.0	-
医 療 ・ 福 祉	91 (100.0)	85 (93.4)	6 (6.6)	(90.4)	(4.7)	221	94	127	269.9	234.3
サ ー ビ ス 業	107 (100.0)	101 (94.4)	6 (5.6)	(98.1)	(10.7)	159	103	56	227.4	165.0
無 回 答	1 (100.0)	1 (100.0)	-	(100.0)	-	3	1	2	180.0	-
労 働 組 合 有	227 (100.0)	210 (92.5)	17 (7.5)	(92.1)	(5.6)	532	228	304	258.4	51.3
労 働 組 合 無	479 (100.0)	462 (96.5)	17 (3.5)	(93.9)	(3.3)	1,011	492	519	260.9	114.1
無 回 答	5 (100.0)	5 (100.0)	-	(100.0)	-	59	5	54	251.0	-
26 年 調 査 計	571 (100.0)	562 (98.4)	9 (1.6)	(95.7)	(1.2)	1,311	587	724	254.8	57.4
25 年 調 査 計	535 (100.0)	514 (96.1)	21 (4.1)	(90.0)	(3.3)	1,201	571	630	237.1	15.5

* 育児休業取得者の割合を算出するため、出産者および取得者の回答が無かった事業所については、集計から除外している。

育児休業取得日数は女性の9か月～12か月未満が多数

育児休業取得者の取得日数内訳は、女性の9か月～12か月未満が最も多く、406人となっている。

育児休業制度の取得日数内訳

区分	育児休業 取得者数	取得日数内訳回答者数		3か月未満		3か月～6か月未満		6か月～9か月未満		9か月～12か月未満		12か月～24か月未満		24か月以上		取得日数内訳不明	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	730	32	698	12	41	7	53	1	64	5	406	1	90	31	6	13	
30～99人	170	19	151	9	6	4	14		26	3	80		12	5	3	8	
100～299人	174	4	170	1	20	1	10		12	1	95		24	5	1	4	
300～499人	58	2	56	2	3		10		7		29		6			1	
500～999人	60	3	57		1		4	1	6		37		9		2		
1,000人以上	268	4	264		11	2	15		13	1	165	1	39	21			
鉱業・採石業																	
建設業	15	6	9	3			1			2	5		1		1	2	
製造業	198	12	186	6	11	1	21	1	22	1	97	1	22	5	2	8	
電気・ガス・水道業	10		10						2		2		4	2			
通信・放送業	4	1	3	1							2		1				
運輸業	10	5	5			4				1	3			2			
卸小売業	27		27				4		2		14		7				
金融・保険業	3		3						1		2						
学術研究・専門・技術 サービス	2		2								2						
宿泊業・飲食サービス																	
生活関連サービス・娯 楽業	1		1								1						
教育・学習支援業	67	1	66		3	1	4				21		21	17			
医療・福祉	352	5	347	2	25		20		31	1	234		30	5	2	2	
サービス業	40	2	38		2	1	3		6		23		3		1	1	
無回答	1		1										1				
労働組合有	299	9	290	2	14	2	30	1	20		148	1	49	27	3	2	
労働組合無	428	23	405	10	27	5	23		44	5	255		41	4	3	11	
無回答	3		3								3						
26年調査計	580	9	571	5	46	1	62		82	1	263		85	1	2	32	
25年調査計	535	21	514	21	47		87		56		283		31	1		9	

2 育児短時間勤務制度等

(1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は85.3%

育児短時間勤務制度等を就業規則に「定めている」事業所は全体の85.3%で、前年(85.6%)に比べ0.3ポイントの減少となった。

制度の内容については「短時間勤務制度」が74.0%と最も多く、以下「所定外労働の免除」53.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」31.6%などとなっている。

規模別に見ると、1,000人以上で規定率96.3%と高い。

産業別にみると、生活関連サービス・娯楽業で66.7%と、他産業と比較して規定率が低い。

区 分	総数	内容(複数回答)										定めていない	無回答
		育児短時間勤務制度を定めている	短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設の使用	育児に要する経費の援助措置	その他	無回答	無回答		
調 査 計	586 [100.0]	500 [85.3]	370 (100.0)	36 (7.2)	158 (31.6)	288 (53.6)	22 (4.4)	17 (3.4)	26 (5.2)	82 (16.4)	74 [12.6]	12 [2.0]	
30 ~ 99 人	307 [100.0]	236 [76.9]	157 (100.0)	13 (6.5)	97 (41.1)	121 (51.3)	6 (2.5)	6 (2.5)	11 (4.7)	47 (19.9)	60 [19.5]	11 [3.6]	
100 ~ 299 人	135 [100.0]	129 [95.6]	102 (100.0)	8 (6.2)	32 (24.8)	67 (51.9)	3 (2.3)	3 (2.3)	9 (7.0)	17 (13.2)	6 [4.4]	-	
300 ~ 499 人	31 [100.0]	28 [90.3]	21 (100.0)	5 (17.9)	10 (35.7)	17 (60.7)	4 (14.3)	4 (14.3)	4 (14.3)	5 (17.9)	3 [9.7]	-	
500 ~ 999 人	33 [100.0]	30 [90.9]	24 (100.0)	3 (10.0)	3 (10.0)	14 (46.7)	3 (10.0)	-	2 (6.7)	6 (20.0)	3 [9.1]	-	
1,000 人以上	80 [100.0]	77 [96.3]	66 (100.0)	7 (9.1)	16 (20.8)	49 (63.6)	6 (7.8)	4 (5.2)	-	7 (9.1)	2 [2.5]	1 [1.3]	
鉱業・採石業	1 [100.0]	1 [100.0]	1 (100.0)	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	
建設業	60 [100.0]	49 [81.7]	39 (100.0)	5 (10.2)	28 (57.1)	32 (65.3)	1 (2.0)	2 (4.1)	1 (2.0)	5 (10.2)	9 [15.0]	2 [3.3]	
製造業	225 [100.0]	190 [84.4]	137 (100.0)	19 (10.0)	53 (27.9)	99 (52.1)	7 (3.7)	5 (2.6)	11 (5.8)	32 (16.8)	34 [15.1]	1 [0.4]	
電気・ガス・水道業	10 [100.0]	10 [100.0]	10 (100.0)	-	3 (30.0)	4 (40.0)	-	-	-	-	-	-	
通信・放送	5 [100.0]	4 [80.0]	4 (100.0)	-	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	-	-	1 [20.0]	-	
運輸業	35 [100.0]	28 [80.0]	21 (100.0)	1 (3.6)	5 (17.9)	9 (32.1)	-	-	-	6 (21.4)	6 [17.1]	1 [2.9]	
卸小売業	66 [100.0]	57 [86.4]	45 (100.0)	3 (5.3)	13 (22.8)	40 (70.2)	3 (5.3)	2 (3.5)	1 (1.8)	10 (17.5)	6 [9.1]	3 [4.5]	
金融・保険業	6 [100.0]	6 [100.0]	6 (100.0)	-	4 (66.7)	5 (83.3)	-	-	1 (16.7)	-	-	-	
学術研究・専門・技術サービス	8 [100.0]	8 [100.0]	8 (100.0)	2 (25.0)	3 (37.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	-	-	
宿泊業・飲食サービス	12 [100.0]	11 [91.7]	3 (100.0)	1 (9.1)	4 (36.4)	1 (9.1)	-	-	1 (9.1)	5 (45.5)	1 [8.3]	-	
生活関連サービス・娯楽業	3 [100.0]	2 [66.7]	1 (100.0)	-	-	1 (50.0)	-	-	-	1 (50.0)	1 [33.3]	-	
教育・学習支援業	12 [100.0]	12 [100.0]	10 (83.3)	-	5 (41.7)	9 (75.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	-	2 (16.7)	-	-	
医療・福祉	104 [100.0]	89 [85.6]	70 (100.0)	5 (5.6)	28 (31.5)	44 (49.4)	9 (10.1)	5 (5.6)	10 (11.2)	12 (13.5)	12 [11.5]	3 [2.9]	
サービス業	37 [100.0]	31 [83.8]	18 (100.0)	-	10 (32.3)	16 (51.6)	-	-	-	7 (22.6)	4 [10.8]	2 [5.4]	
無回答	2 [100.0]	2 [100.0]	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1 (50.0)	-	-	
労働組合有	178 [100.0]	164 [92.1]	133 (81.1)	15 (9.1)	48 (29.3)	102 (62.2)	11 (6.7)	7 (4.3)	11 (6.7)	21 (12.8)	10 [5.6]	4 [2.2]	
労働組合無	404 [100.0]	332 [82.2]	235 (70.8)	21 (6.3)	110 (33.1)	165 (49.7)	11 (3.3)	10 (3.0)	14 (4.2)	60 (18.1)	64 [15.8]	8 [2.0]	
無回答	4 [100.0]	4 [100.0]	2 (50.0)	-	-	1 (25.0)	-	-	1 (25.0)	1 (25.0)	-	-	
26年調査計	616 [100.0]	527 [85.6]	417 (100.0)	58 (11.0)	188 (35.7)	279 (52.9)	41 (7.8)	28 (5.3)	48 (9.1)	64 (12.1)	80 [13.0]	9 [1.5]	
25年調査計	572 [100.0]	516 [90.2]	385 (100.0)	39 (7.6)	172 (33.3)	275 (53.3)	29 (5.6)	17 (3.3)	23 (4.5)	93 (18.0)	41 [7.2]	15 [2.6]	

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が61.8%

育児短時間勤務制度等の対象については「3歳まで」が61.8%を占めている。

育児短時間勤務制度等規定状況

区 分	育児短時間 勤務制度を 定めている 事業所	対 象			
		3歳まで	小学生まで	その他	無回答
調 査 計	500 (100.0)	309 (61.8)	35 (7.0)	138 (27.6)	18 (3.6)
30 ～ 99 人	236 (100.0)	151 (64.0)	23 (9.7)	54 (22.9)	8 (3.4)
100 ～ 299 人	129 (100.0)	88 (68.2)	7 (5.4)	28 (21.7)	6 (4.7)
300 ～ 499 人	28 (100.0)	21 (75.0)	-	7 (25.0)	-
500 ～ 999 人	30 (100.0)	22 (73.3)	1 (3.3)	6 (20.0)	1 (3.3)
1,000 人 以 上	77 (100.0)	27 (35.1)	4 (5.2)	43 (55.8)	3 (3.9)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-
建 設 業	49 (100.0)	29 (59.2)	9 (18.4)	10 (20.4)	1 (2.0)
製 造 業	190 (100.0)	129 (67.9)	6 (3.2)	49 (25.8)	6 (3.2)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	-
通 信 ・ 放 送	4 (100.0)	3 (75.0)	-	-	1 (25.0)
運 輸 業	28 (100.0)	18 (64.3)	3 (10.7)	6 (21.4)	1 (3.6)
卸 小 売 業	57 (100.0)	24 (42.1)	5 (8.8)	27 (47.4)	1 (1.8)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	-	5 (83.3)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	11 (100.0)	7 (63.6)	2 (18.2)	2 (18.2)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	2 (100.0)	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	7 (58.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	1 (8.3)
医 療 ・ 福 祉	89 (100.0)	64 (71.9)	4 (4.5)	16 (18.0)	5 (5.6)
サ ー ビ ス 業	31 (100.0)	20 (64.5)	2 (6.5)	8 (25.8)	1 (3.2)
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-
労 働 組 合 有	164 (100.0)	83 (50.6)	9 (5.5)	67 (40.9)	5 (3.0)
労 働 組 合 無	332 (100.0)	225 (67.8)	25 (7.5)	70 (21.1)	12 (3.6)
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
26 年 調 査 計	527 (100.0)	335 (63.6)	37 (7.0)	137 (26.0)	18 (3.4)
25 年 調 査 計	516 (100.0)	298 (57.8)	81 (15.7)	137 (26.6)	-

(2) 取得状況

育児短時間勤務制度等を就業規則に「定めている」事業所の取得者数の状況については、「短時間勤務制度」(293 事業所)、「所定外労働の免除」(189 事業所)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」(148 事業所) などの利用が多い。

区分	育児短時間勤務制度を定めている事業所		短時間勤務制度				フレックスタイム制度			始業・終業時刻の繰上・繰下			所定外労働の免除			事業所内託児施設の使用			育児に要する経費の補助措置			その他			
	事業所数	男性	女性	平均短縮時間 男性	平均短縮時間 女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性	事業所数	男性	女性		
計	500 (100.0)	293 (58.6)	4	198	9.7分	52.7分	23	31	3	148	68	27	189	5	77	18	44	423	51	5	9	22	-	10	
30歳以下	236 (100.0)	115 (48.7)	1	14	15.5分	50.3分	11	-	-	84	-	7	81	5	8	6	-	1	25	-	-	10	-	-	-
30歳～39歳	129 (100.0)	83 (64.3)	2	51	6.7分	54.5分	2	3	-	33	67	16	49	-	12	2	1	6	10	5	8	7	-	7	-
40歳～49歳	28 (100.0)	18 (64.3)	-	18	-	56.6分	4	-	-	13	-	-	14	-	-	3	-	-	8	-	-	3	-	-	-
50歳～59歳	30 (100.0)	20 (66.7)	-	10	-	45.7分	2	-	-	3	-	1	9	-	-	3	-	5	1	-	-	2	-	3	-
60歳以上	77 (100.0)	57 (74.0)	1	105	7.9分	54.5分	4	28	3	15	1	3	36	57	4	43	411	7	-	1	-	-	-	-	-
業種別	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	49 (100.0)	27 (55.1)	-	-	-	7.5分	4	-	-	25	-	2	24	1	-	1	-	-	6	-	-	1	-	-	-
建設業	190 (100.0)	109 (57.4)	2	87	14.5分	64.8分	11	3	3	60	67	11	69	-	7	6	1	24	-	-	10	-	-	-	
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	10 (100.0)	-	3	-	11.7分	-	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	4 (100.0)	3 (75.0)	-	1	-	60.0分	-	-	-	1	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信業	28 (100.0)	18 (64.3)	-	1	-	30.0分	-	-	-	4	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小売業	57 (100.0)	35 (61.4)	1	9	-	26.1分	2	-	-	9	-	-	29	4	6	2	2	5	-	1	1	-	-	-	
飲食業	6 (100.0)	4 (66.7)	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
学術研究・開発・技術サービス業	8 (100.0)	4 (50.0)	-	-	-	-	2	28	-	2	-	-	2	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-
宿泊業・飲食サービス業	11 (100.0)	3 (27.3)	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療業	12 (100.0)	10 (83.3)	1	5	40.0分	70.0分	-	-	-	7	1	1	8	-	8	1	39	234	4	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	89 (100.0)	54 (60.7)	-	89	8.2分	66.2分	3	-	-	21	-	13	24	55	7	5	186	8	-	5	8	8	-	10	-
サービス業	31 (100.0)	13 (41.9)	2	-	45.0分	52.5分	-	-	-	7	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2 (100.0)	1 (50.0)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業	184 (100.0)	110 (67.1)	1	53	7.5分	51.1分	11	-	3	49	1	10	77	-	11	8	39	237	17	-	-	8	-	8	-
不動産業	332 (100.0)	182 (54.8)	3	145	11.5分	54.4分	12	31	-	99	67	17	111	5	66	10	5	186	34	5	9	13	-	2	-
その他	4 (100.0)	1 (25.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
26歳以下	527 (100.0)	90 (17.1)	3	146	110.0分	103.6分	18	121	53	42	-	34	52	33	16	4	67	6	4	7	16	-	10	-	
25歳以下	516 (100.0)	80 (11.6)	11	116	102.7分	91.8分	1	1	1	19	5	28	16	2	32	15	6	113	4	5	3	-	42	-	

3 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度の就業規則等での規定率 80.9%
 期間は「5日」 93.0%
 賃金は「無給」 64.6%

子の看護休暇制度を就業規則、または労働協約に定めている事業所は 474 事業所と、全体の 80.9% となっている。定めている期間については「5日」が最も多く 93.0%を占め、賃金支給については「無給」が最も多く 64.6%となっている。

規模別にみると、規模が大きいほど規定率が高くなる傾向があり、500～999人では 100%が定めている。賃金支給も同様に 1,000人以上では「全額支給」の割合が 45.2%と他と比較して高い。

子の看護休暇制度の規定内容

区 分	総数	子の看護休暇制度を定めている	期 間				賃 金				定めていない	無回答
			5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答			
調 査 計	586 [100.0]	474 [80.9]	441 (93.0)	28 (5.9)	5 (1.1)	135 (28.5)	27 (5.7)	306 (64.6)	6 (1.3)	101 [17.2]	11 [1.9]	
30 ～ 99 人	307 [100.0]	222 [72.3]	204 (91.9)	15 (6.8)	3 (1.4)	65 (29.3)	11 (5.0)	143 (64.4)	3 (1.4)	76 [24.8]	9 [2.9]	
100 ～ 299 人	135 [100.0]	116 [85.9]	112 (96.6)	4 (3.4)	-	23 (19.8)	5 (4.3)	87 (75.0)	1 (0.9)	18 [13.3]	1 [0.7]	
300 ～ 499 人	31 [100.0]	30 [96.8]	29 (96.7)	1 (3.3)	-	5 (16.7)	3 (10.0)	22 (73.3)	-	1 [3.2]	-	
500 ～ 999 人	33 [100.0]	33 [100.0]	29 (87.9)	3 (9.1)	1 (3.0)	9 (27.3)	4 (12.1)	20 (60.6)	-	-	-	
1,000 人以上	80 [100.0]	73 [91.3]	67 (91.8)	5 (6.8)	1 (1.4)	33 (45.2)	4 (5.5)	34 (46.6)	2 (2.7)	6 [7.5]	1 [1.3]	
鉱業・採石業	1 [100.0]	1 [100.0]	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	
建設業	60 [100.0]	45 [75.0]	33 (73.3)	11 (24.4)	1 (2.2)	11 (24.4)	2 (4.4)	31 (68.9)	1 (2.2)	12 [20.0]	3 [5.0]	
製造業	225 [100.0]	181 [80.4]	174 (96.1)	7 (3.9)	-	30 (16.6)	11 (6.1)	139 (76.8)	1 (0.6)	42 [18.7]	2 [0.9]	
電気・ガス・水道業	10 [100.0]	10 [100.0]	10 (100.0)	-	-	10 (100.0)	-	-	-	-	-	
通信・放送	5 [100.0]	5 [100.0]	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)	-	-	
運輸業	35 [100.0]	28 [80.0]	27 (96.4)	1 (3.6)	-	2 (7.1)	1 (3.6)	25 (89.3)	-	6 [17.1]	1 [2.9]	
卸小売業	66 [100.0]	53 [80.3]	50 (94.3)	1 (1.9)	2 (3.8)	21 (39.6)	4 (7.5)	27 (50.9)	1 (1.9)	10 [15.2]	3 [4.5]	
金融・保険業	6 [100.0]	6 [100.0]	4 (66.7)	2 (33.3)	-	5 (83.3)	-	1 (16.7)	-	-	-	
学術研究・専門・技術サービス	8 [100.0]	5 [62.5]	5 (100.0)	-	-	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	-	3 [37.5]	-	
宿泊業・飲食サービス	12 [100.0]	8 [66.7]	8 (100.0)	-	-	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (62.5)	-	4 [33.3]	-	
生活関連サービス・娯楽	3 [100.0]	2 [66.7]	2 (100.0)	-	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	1 [33.3]	-	
教育・学習支援業	12 [100.0]	10 [83.3]	9 (90.0)	-	1 (10.0)	6 (60.0)	-	3 (30.0)	1 (10.0)	2 [16.7]	-	
医療・福祉	104 [100.0]	91 [87.5]	88 (96.7)	3 (3.3)	-	37 (40.7)	4 (4.4)	49 (53.8)	1 (1.1)	11 [10.6]	2 [1.9]	
サービス業	37 [100.0]	27 [73.0]	25 (92.6)	2 (7.4)	-	6 (22.2)	2 (7.4)	19 (70.4)	-	10 [27.0]	-	
無 回 答	2 [100.0]	2 [100.0]	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-	
労働組合有	178 [100.0]	161 [90.4]	149 (92.5)	10 (6.2)	2 (1.2)	56 (34.8)	14 (8.7)	89 (55.3)	2 (1.2)	12 [6.7]	5 [2.8]	
労働組合無	404 [100.0]	310 [76.7]	289 (93.2)	18 (5.8)	3 (1.0)	79 (25.5)	13 (4.2)	215 (69.4)	3 (1.0)	88 [21.8]	6 [1.5]	
無 回 答	4 [100.0]	3 [75.0]	3 (100.0)	-	-	-	-	2 (66.7)	1 (33.3)	1 [25.0]	-	
26 年 調 査 計	616 [100.0]	495 [80.4]	449 (90.7)	35 (7.1)	11 (2.2)	122 (24.6)	19 (3.8)	339 (68.5)	15 (3.0)	116 [18.8]	5 [0.8]	
25 年 調 査 計	572 [100.0]	452 [79.0]	420 (93.1)	31 (6.9)	1 (0.2)	99 (22.0)	18 (4.0)	334 (74.1)	1 (0.2)	117 [20.5]	3 [0.5]	

4 介護休業制度

(1) 規定状況

介護休業制度の就業規則等での規定率は93.0%

介護休業制度（従業員の家族、特に高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休暇が与えられる制度）を就業規則、または労働協約に定めている事業所は全体の93.0%となっており、前年（92.5%）に比べ0.5ポイントの増加となった。

（注）介護休業制度は、育児介護休業法により義務化され全事業所に適用されている。

なお、介護休業は労働基準法上の休暇に該当し、事業主は就業規則に定める必要がある。

ただし、就業規則に規定がない場合であっても、労働者からの申し出に対して、事業主はこれを拒むことはできない。

介護休業制度の規定状況

()は%

区 分	総数	定めている	定めていな い	無回答
調 査 計	586 (100.0)	545 (93.0)	32 (5.5)	9 (1.5)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	271 (88.3)	29 (9.4)	7 (2.3)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	132 (97.8)	2 (1.5)	1 (0.7)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	31 (100.0)	-	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	33 (100.0)	-	-
1,000 人 以 上	80 (100.0)	78 (97.5)	1 (1.3)	1 (1.3)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
建 設 業	60 (100.0)	54 (90.0)	4 (6.7)	2 (3.3)
製 造 業	225 (100.0)	210 (93.3)	15 (6.7)	-
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	10 (100.0)	-	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-
運 輸 業	35 (100.0)	33 (94.3)	1 (2.9)	1 (2.9)
卸 小 売 業	66 (100.0)	59 (89.4)	4 (6.1)	3 (4.5)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	98 (94.2)	3 (2.9)	3 (2.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	33 (89.2)	4 (10.8)	-
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	171 (96.1)	2 (1.1)	5 (2.8)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	370 (91.6)	30 (7.4)	4 (1.0)
無 回 答	4 (100.0)	4 (100.0)	-	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	570 (92.5)	44 (7.1)	2 (0.3)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	526 (92.0)	45 (7.9)	1 (0.2)

(2) 規定内容・取得状況

介護休業制度の期間は 「93日」 73.9%
賃金は 「無給」 89.5%

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所の介護休業期間については、「93日」(73.9%)が最も多く、賃金支給については「無給」が89.5%を占めている。

規模別にみると、1,000人以上では「6ヶ月以上」が高く60.3%となっている。

取得者のあった事業所の割合は6.8%で、男女比では、男性が31.5%、女性が68.5%であった。

介護休業制度の規定状況

()は%

区 分	介護休業制度を定めている事業所	期 間				賃 金			
		93日	6か月未満	6か月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調 査 計	545 (100.0)	403 (73.9)	47 (8.6)	87 (16.0)	8 (1.5)	6 (1.1)	48 (8.8)	488 (89.5)	3 (0.6)
30 ~ 99 人	271 (100.0)	226 (83.4)	26 (9.6)	14 (5.2)	5 (1.8)	2 (0.7)	26 (9.6)	240 (88.6)	3 (1.1)
100 ~ 299 人	132 (100.0)	114 (86.4)	6 (4.5)	11 (8.3)	1 (0.8)	2 (1.5)	7 (5.3)	123 (93.2)	-
300 ~ 499 人	31 (100.0)	22 (71.0)	4 (12.9)	5 (16.1)	-	-	2 (6.5)	29 (93.5)	-
500 ~ 999 人	33 (100.0)	18 (54.5)	5 (15.2)	10 (30.3)	-	1 (3.0)	3 (9.1)	29 (87.9)	-
1,000 人 以 上	78 (100.0)	23 (29.5)	6 (7.7)	47 (60.3)	2 (2.6)	1 (1.3)	10 (12.8)	67 (85.9)	-
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建 設 業	54 (100.0)	38 (70.4)	10 (18.5)	5 (9.3)	1 (1.9)	-	4 (7.4)	49 (90.7)	1 (1.9)
製 造 業	210 (100.0)	166 (79.0)	11 (5.2)	30 (14.3)	3 (1.4)	4 (1.9)	15 (7.1)	190 (90.5)	1 (0.5)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	2 (20.0)	-	8 (80.0)	-	-	-	10 (100.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	-	-	-	5 (100.0)	-
運 輸 業	33 (100.0)	18 (54.5)	2 (6.1)	11 (33.3)	2 (6.1)	-	7 (21.2)	26 (78.8)	-
卸 小 売 業	59 (100.0)	35 (59.3)	3 (5.1)	21 (35.6)	-	-	7 (11.9)	52 (88.1)	-
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	-	-	-	6 (100.0)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	6 (75.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	-	2 (25.0)	6 (75.0)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	-	-	1 (8.3)	11 (91.7)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	8 (66.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	-	1 (8.3)	2 (16.7)	9 (75.0)	-
医 療 ・ 福 祉	98 (100.0)	81 (82.7)	14 (14.3)	3 (3.1)	-	1 (1.0)	9 (9.2)	88 (89.8)	-
サ ー ビ ス 業	33 (100.0)	26 (78.8)	1 (3.0)	5 (15.2)	1 (3.0)	-	1 (3.0)	31 (93.9)	1 (3.0)
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)	-
労 働 組 合 有	171 (100.0)	80 (46.8)	21 (12.3)	68 (39.8)	2 (1.2)	2 (1.2)	16 (9.4)	152 (88.9)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	370 (100.0)	321 (86.8)	26 (7.0)	18 (4.9)	5 (1.4)	4 (1.1)	30 (8.1)	334 (90.3)	2 (0.5)
無 回 答	4 (100.0)	2 (50.0)	-	1 (25.0)	1 (25.0)	-	2 (50.0)	2 (50.0)	-
26 年 調 査 計	570 (100.0)	422 (74.0)	43 (7.5)	83 (14.6)	22 (3.9)	3 (0.5)	36 (6.3)	517 (90.7)	14 (2.5)
25 年 調 査 計	526 (100.0)	409 (77.8)	49 (9.3)	66 (12.5)	2 (0.4)	5 (1.0)	38 (7.2)	483 (91.8)	-

介護休業取得状況

[], ()は%

区 分	総数	取得者の あった事業 所数	介護休業取得の男女比		
			計	男性	女性
調 査 計	586 [100.0]	40 [6.8]	54 (100.0)	17 (31.5)	37 (68.5)
30 ～ 99 人	307 [100.0]	12 [3.9]	12 (100.0)	7 (58.3)	5 (41.7)
100 ～ 299 人	135 [100.0]	12 [8.9]	13 (100.0)	3 (23.1)	10 (76.9)
300 ～ 499 人	31 [100.0]	6 [19.4]	6 (100.0)	1 (16.7)	5 (83.3)
500 ～ 999 人	33 [100.0]	5 [15.2]	11 (100.0)	6 (54.5)	5 (45.5)
1,000 人 以 上	80 [100.0]	5 [6.3]	12 (100.0)	-	12 (100.0)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 [100.0]	-	-	-	-
建 設 業	60 [100.0]	4 [6.7]	4 (100.0)	4 (100.0)	-
製 造 業	225 [100.0]	16 [7.1]	24 (100.0)	10 (41.7)	14 (58.3)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 [100.0]	-	-	-	-
通 信 ・ 放 送	5 [100.0]	-	-	-	-
運 輸 業	35 [100.0]	2 [5.7]	2 (100.0)	2 (100.0)	-
卸 小 売 業	66 [100.0]	3 [4.5]	3 (100.0)	-	3 (100.0)
金 融 ・ 保 険 業	6 [100.0]	-	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 [100.0]	2 [25.0]	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 [100.0]	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 [100.0]	1 [33.3]	1 (100.0)	-	1 (100.0)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 [100.0]	1 [8.3]	3 (100.0)	-	3 (100.0)
医 療 ・ 福 祉	104 [100.0]	11 [10.6]	15 (100.0)	-	15 (100.0)
サ ー ビ ス 業	37 [100.0]	-	-	-	-
無 回 答	2 [100.0]	-	-	-	-
労 働 組 合 有	178 [100.0]	16 [9.0]	26 (100.0)	9 (34.6)	17 (65.4)
労 働 組 合 無	404 [100.0]	23 [5.7]	27 (100.0)	8 (29.6)	19 (70.4)
無 回 答	4 [100.0]	1 [25.0]	1 (100.0)	-	1 (100.0)
26 年 調 査 計	616 [100.0]	37 [6.0]	42 (100.0)	8 (19.0)	34 (81.0)
25 年 調 査 計	572 [100.0]	28 [4.9]	40 (100.0)	17 (42.5)	23 (57.5)

5 介護休暇制度

(1) 規定状況

介護休暇制度の就業規則等での規定率は74.4%

介護休暇制度を就業規則、または労働協約に定めている事業所は全体の74.4%で、前年(72.7%)と比べ1.7ポイントの増加となっている。

規模別にみると、規模が大きいくほど規定率が高くなる傾向があり、500～999人では97.0%が定めている。

介護休暇制度の規定状況 ()は%

区 分	総数	定めている	定めて いない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	436 (74.4)	133 (22.7)	17 (2.9)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	194 (63.2)	98 (31.9)	15 (4.9)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	112 (83.0)	22 (16.3)	1 (0.7)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	27 (87.1)	4 (12.9)	—
500 ～ 999 人	33 (100.0)	32 (97.0)	1 (3.0)	—
1,000 人 以 上	80 (100.0)	71 (88.8)	8 (10.0)	1 (1.3)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—
建 設 業	60 (100.0)	41 (68.3)	14 (23.3)	5 (8.3)
製 造 業	225 (100.0)	164 (72.9)	59 (26.2)	2 (0.9)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	10 (100.0)	—	—
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
運 輸 業	35 (100.0)	30 (85.7)	4 (11.4)	1 (2.9)
卸 小 売 業	66 (100.0)	50 (75.8)	13 (19.7)	3 (4.5)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	—
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	—
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	1 (8.3)
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	89 (85.6)	12 (11.5)	3 (2.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	23 (62.2)	13 (35.1)	1 (2.7)
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	—
労 働 組 合 有	178 (100.0)	155 (87.1)	18 (10.1)	5 (2.8)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	278 (68.8)	114 (28.2)	12 (3.0)
無 回 答	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	—
26 年 調 査 計	616 (100.0)	448 (72.7)	155 (25.2)	13 (2.1)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	401 (70.1)	167 (29.2)	4 (0.7)

(2) 規定内容

介護休暇制度の期間は 「5日」 90.1%
 賃金 「無給」 70.4%

介護休暇制度を就業規則等に定めている事業所の介護休暇期間については、「5日」(90.1%)が多く、賃金支給については「無給」が70.4%を占めている。

規模別にみると、1,000人以上では39.4%の事業所が賃金を「全額支給」している。

介護休暇制度の規定状況

()は%

区 分	介護休暇制 度を定めて いる事業所	期 間			賃 金			
		5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調 査 計	436 (100.0)	393 (90.1)	35 (8.0)	8 (1.8)	86 (19.7)	31 (7.1)	307 (70.4)	12 (2.8)
30 ～ 99 人	194 (100.0)	169 (87.1)	19 (9.8)	6 (3.1)	38 (19.6)	13 (6.7)	133 (68.6)	10 (5.2)
100 ～ 299 人	112 (100.0)	108 (96.4)	4 (3.6)	-	13 (11.6)	6 (5.4)	93 (83.0)	-
300 ～ 499 人	27 (100.0)	25 (92.6)	1 (3.7)	1 (3.7)	3 (11.1)	2 (7.4)	21 (77.8)	1 (3.7)
500 ～ 999 人	32 (100.0)	27 (84.4)	4 (12.5)	1 (3.1)	4 (12.5)	3 (9.4)	24 (75.0)	1 (3.1)
1,000 人 以 上	71 (100.0)	64 (90.1)	7 (9.9)	-	28 (39.4)	7 (9.9)	36 (50.7)	-
鉱 業 ・ 採 石 業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	41 (100.0)	34 (82.9)	5 (12.2)	2 (4.9)	8 (19.5)	3 (7.3)	28 (68.3)	2 (4.9)
製 造 業	164 (100.0)	146 (89.0)	14 (8.5)	4 (2.4)	12 (7.3)	11 (6.7)	137 (83.5)	4 (2.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	-	10 (100.0)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	2 (66.7)	1 (33.3)
運 輸 業	30 (100.0)	26 (86.7)	3 (10.0)	1 (3.3)	1 (3.3)	2 (6.7)	25 (83.3)	2 (6.7)
卸 小 売 業	50 (100.0)	47 (94.0)	3 (6.0)	-	16 (32.0)	5 (10.0)	28 (56.0)	1 (2.0)
金 融 ・ 保 険 業	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	-	3 (60.0)	-	2 (40.0)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	9 (100.0)	8 (88.9)	-	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	3 (60.0)	-	2 (40.0)	-
医 療 ・ 福 祉	89 (100.0)	84 (94.4)	5 (5.6)	-	25 (28.1)	5 (5.6)	59 (66.3)	-
サ ー ビ ス 業	23 (100.0)	23 (100.0)	-	-	2 (8.7)	2 (8.7)	18 (78.3)	1 (4.3)
無 回 答	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-
労 働 組 合 有	155 (100.0)	138 (89.0)	13 (8.4)	4 (2.6)	37 (23.9)	17 (11.0)	99 (63.9)	2 (1.3)
労 働 組 合 無	278 (100.0)	253 (91.0)	21 (7.6)	4 (1.4)	49 (17.6)	13 (4.7)	206 (74.1)	10 (3.6)
無 回 答	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-
26 年 調 査 計	448 (100.0)	398 (88.8)	40 (8.9)	10 (2.2)	85 (19.0)	22 (4.9)	328 (73.2)	13 (2.9)
25 年 調 査 計	401 (100.0)	362 (90.3)	39 (9.7)	-	63 (15.7)	21 (5.2)	310 (77.3)	7 (1.7)

2 休業・退職の状況

メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は 23.0%

心の健康（メンタルヘルス）上の理由で休業者あるいは退職者のいる事業所は、135 事業所と全体の 23.0%となっている。前年の 141 事業所（22.9%）より 6 件減少したものの、0.1 ポイントの増加となった。

規模別にみると、300～499 人で 45.2%と高かった。

メンタルヘルス上の理由による休業(1ヶ月以上)・退職者 ()は%

区 分	総数 (事業所)	いる (事業所)	いる		いない (事業所)	無回答 (事業所)
			休業者 (人)	退職者 (人)		
調 査 計	586 (100.0)	135 (23.0)	213	81	423 (72.2)	28 (4.8)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	52 (16.9)	40	27	238 (77.5)	17 (5.5)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	37 (27.4)	37	27	94 (69.6)	4 (3.0)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	14 (45.2)	14	6	16 (51.6)	1 (3.2)
500 ～ 999 人	33 (100.0)	10 (30.3)	17	3	23 (69.7)	-
1,000 人 以 上	80 (100.0)	22 (27.5)	105	18	52 (65.0)	6 (7.5)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-
建 設 業	60 (100.0)	7 (11.7)	8	2	50 (83.3)	3 (5.0)
製 造 業	225 (100.0)	55 (24.4)	92	22	162 (72.0)	8 (3.6)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	3 (30.0)	8	-	2 (20.0)	5 (50.0)
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	3 (60.0)	2	1	2 (40.0)	-
運 輸 業	35 (100.0)	2 (5.7)	2	-	29 (82.9)	4 (11.4)
卸 小 売 業	66 (100.0)	7 (10.6)	5	2	57 (86.4)	2 (3.0)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	1	-	5 (83.3)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	1 (12.5)	1	1	7 (87.5)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	1 (8.3)	-	1	10 (83.3)	1 (8.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	1	-	1 (33.3)	1 (33.3)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	6 (50.0)	17	3	6 (50.0)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	38 (36.5)	65	47	63 (60.6)	3 (2.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	10 (27.0)	11	2	27 (73.0)	-
無 回 答	2 (100.0)	-	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)
労 働 組 合 有	178 (100.0)	56 (31.5)	114	15	114 (64.0)	8 (4.5)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	78 (19.3)	98	66	306 (75.7)	20 (5.0)
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	1	-	3 (75.0)	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	141 (22.9)	198	65	456 (74.0)	19 (3.1)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	106 (18.5)	117	66	452 (79.0)	14 (2.4)

(VI) 高 年 齢 者 雇 用

1 取組状況

高年齢者雇用についての取り組みでは、再雇用制度の導入が 85.8%

高年齢者雇用についての取り組みでは、「再雇用制度の導入」が最も多く 85.8%であった。続いて「勤務延長制度の導入」(13.7%)、「定年の引き上げ」(8.7%)となっている。

「再雇用制度の導入」は規模が大きいほど割合が高くなり、「勤務延長制度の導入」「定年の引き上げ」は規模が小さいほど割合が高くなる傾向がみられる。

高年齢者雇用に関する取り組み(複数回答)

()は%

区 分	総数	定年の引き 上げ	定年の廃止	再雇用制度 の導入	勤務延長制 度の導入	検討中	無回答
調 査 計	586 (100.0)	51 (8.7)	9 (1.5)	503 (85.8)	80 (13.7)	13 (2.2)	5 (0.9)
30 ~ 99 人	307 (100.0)	35 (11.4)	8 (2.6)	243 (79.2)	48 (15.6)	8 (2.6)	5 (1.6)
100 ~ 299 人	135 (100.0)	11 (8.1)	-	123 (91.1)	10 (7.4)	4 (3.0)	-
300 ~ 499 人	31 (100.0)	2 (6.5)	-	28 (90.3)	2 (6.5)	1 (3.2)	-
500 ~ 999 人	33 (100.0)	-	-	33 (100.0)	1 (3.0)	-	-
1,000 人 以 上	80 (100.0)	3 (3.8)	1 (1.3)	76 (95.0)	19 (23.8)	-	-
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-
建 設 業	60 (100.0)	6 (10.0)	3 (5.0)	41 (68.3)	18 (30.0)	4 (6.7)	-
製 造 業	225 (100.0)	14 (6.2)	-	203 (90.2)	17 (7.6)	3 (1.3)	1 (0.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	1 (10.0)	-	9 (90.0)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	-	-	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	-
運 輸 業	35 (100.0)	6 (17.1)	1 (2.9)	30 (85.7)	5 (14.3)	1 (2.9)	1 (2.9)
卸 小 売 業	66 (100.0)	6 (9.1)	3 (4.5)	57 (86.4)	20 (30.3)	3 (4.5)	1 (1.5)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	-	-	6 (100.0)	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	7 (87.5)	1 (12.5)	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	4 (33.3)	-	9 (75.0)	1 (8.3)	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	-	-	2 (66.7)	1 (33.3)	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	2 (16.7)	-	9 (75.0)	1 (8.3)	-	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	8 (7.7)	1 (1.0)	93 (89.4)	10 (9.6)	1 (1.0)	2 (1.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	3 (8.1)	1 (2.7)	32 (86.5)	4 (10.8)	-	-
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)	-	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	12 (6.7)	3 (1.7)	171 (96.1)	19 (10.7)	-	-
労 働 組 合 無	404 (100.0)	39 (9.7)	6 (1.5)	329 (81.4)	60 (14.9)	13 (3.2)	5 (1.2)
無 回 答	4 (100.0)	-	-	3 (75.0)	1 (25.0)	-	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	58 (9.4)	7 (1.1)	533 (86.5)	60 (9.7)	19 (3.1)	10 (1.6)

2 定年制

(1) 実施形態

定年制の実施形態は 「一律定年制」 が 89.6%

定年制がある事業所の実施形態については「一律定年制」が最も多く 89.6%を占めている。「一律定年制」の割合は前年（93.2%）より 3.6ポイント減少した。

区 分	総数	形 態			
		一律定年制	職種別定年制	その他	無回答
調 査 計	586 (100.0)	525 (89.6)	20 (3.4)	11 (1.9)	30 (5.1)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	264 (86.0)	9 (2.9)	8 (2.6)	26 (8.5)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	127 (94.1)	5 (3.7)	1 (0.7)	2 (1.5)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	28 (90.3)	3 (9.7)	-	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	31 (93.9)	1 (3.0)	-	1 (3.0)
1,000 人 以 上	80 (100.0)	75 (93.8)	2 (2.5)	2 (2.5)	1 (1.3)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-
建 設 業	60 (100.0)	48 (80.0)	3 (5.0)	3 (5.0)	6 (10.0)
製 造 業	225 (100.0)	213 (94.7)	-	2 (0.9)	10 (4.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	9 (90.0)	-	1 (10.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	-
運 輸 業	35 (100.0)	34 (97.1)	-	-	1 (2.9)
卸 小 売 業	66 (100.0)	58 (87.9)	1 (1.5)	2 (3.0)	5 (7.6)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	8 (100.0)	-	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	10 (83.3)	-	-	2 (16.7)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	2 (66.7)	-	-	1 (33.3)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	-	1 (8.3)
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	94 (90.4)	7 (6.7)	2 (1.9)	1 (1.0)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	30 (81.1)	3 (8.1)	1 (2.7)	3 (8.1)
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	164 (92.1)	6 (3.4)	4 (2.2)	4 (2.2)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	357 (88.4)	14 (3.5)	7 (1.7)	26 (6.4)
無 回 答	4 (100.0)	4 (100.0)	-	-	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	574 (93.2)	21 (3.4)	7 (1.1)	14 (2.3)
25 年 調 査 計	560 (100.0)	543 (97.0)	10 (1.8)	4 (0.7)	3 (0.5)

(2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で83.0%

一律定年制を実施している事業所（525事業所）の定年年齢については、「60歳」が83.0%と最も多く、前年（83.4%）より0.4ポイントの減少となった。また、65歳以上を定年としている事業所は14.5%と、前年（14.1%）より0.4ポイントの増加となっており、30～99人規模の事業所の割合が22.0%と比較的高かった。

区 分	一律定年制 を実施してい る事業所	定 年 年 齢			
		60歳	61～64歳	65歳以上	無回答
調 査 計	525 (100.0)	436 (83.0)	12 (2.3)	76 (14.5)	1 (0.2)
30 ～ 99 人	264 (100.0)	200 (75.8)	6 (2.3)	58 (22.0)	-
100 ～ 299 人	127 (100.0)	113 (89.0)	5 (3.9)	8 (6.3)	1 (0.8)
300 ～ 499 人	28 (100.0)	26 (92.9)	-	2 (7.1)	-
500 ～ 999 人	31 (100.0)	31 (100.0)	-	-	-
1,000 人 以 上	75 (100.0)	66 (88.0)	1 (1.3)	8 (10.7)	-
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-
建 設 業	48 (100.0)	34 (70.8)	1 (2.1)	13 (27.1)	-
製 造 業	213 (100.0)	185 (86.9)	7 (3.3)	20 (9.4)	1 (0.5)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	9 (100.0)	9 (100.0)	-	-	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	3 (60.0)	-	2 (40.0)	-
運 輸 業	34 (100.0)	24 (70.6)	1 (2.9)	9 (26.5)	-
卸 小 売 業	58 (100.0)	51 (87.9)	-	7 (12.1)	-
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	7 (87.5)	-	1 (12.5)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	10 (100.0)	6 (60.0)	-	4 (40.0)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	94 (100.0)	76 (80.9)	2 (2.1)	16 (17.0)	-
サ ー ビ ス 業	30 (100.0)	26 (86.7)	1 (3.3)	3 (10.0)	-
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-
労 働 組 合 有	164 (100.0)	152 (92.7)	2 (1.2)	9 (5.5)	1 (0.6)
労 働 組 合 無	357 (100.0)	281 (78.7)	10 (2.8)	66 (18.5)	-
無 回 答	4 (100.0)	3 (75.0)	-	1 (25.0)	-
26 年 調 査 計	574 (100.0)	479 (83.4)	14 (2.4)	81 (14.1)	-
25 年 調 査 計	543 (100.0)	455 (83.8)	14 (2.6)	72 (13.3)	2 (0.4)

3 60歳以降の賃金水準

60歳以降の賃金水準は「変わらない」「70%台」が22.0%

60歳到達時に比べて60歳以降の賃金水準は、「変わらない」と「70%台」がともに22.0%と最も多かった。次いで「60%台」(21.3%)である。

規模別にみると、30～99人、では「変わらない」の割合が最も高いが、100～299人、300～499人、500人～999人では「60%台」、1,000人以上では「70%台」の割合が高い。

60歳以降の賃金水準(60歳到達時との比較)

()は%

区 分	総数	変わらない	90%台	80%台	70%台	60%台	50%以下	無回答
調 査 計	586 (100.0)	129 (22.0)	42 (7.2)	80 (13.7)	129 (22.0)	125 (21.3)	45 (7.7)	36 (6.1)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	91 (29.6)	28 (9.1)	51 (16.6)	60 (19.5)	46 (15.0)	13 (4.2)	18 (5.9)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	25 (18.5)	11 (8.1)	15 (11.1)	28 (20.7)	37 (27.4)	12 (8.9)	7 (5.2)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	-	1 (3.2)	3 (9.7)	9 (29.0)	14 (45.2)	3 (9.7)	1 (3.2)
500 ～ 999 人	33 (100.0)	4 (12.1)	-	4 (12.1)	7 (21.2)	9 (27.3)	7 (21.2)	2 (6.1)
1,000 人 以 上	80 (100.0)	9 (11.3)	2 (2.5)	7 (8.8)	25 (31.3)	19 (23.8)	10 (12.5)	8 (10.0)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-
建 設 業	60 (100.0)	30 (50.0)	4 (6.7)	10 (16.7)	7 (11.7)	4 (6.7)	3 (5.0)	2 (3.3)
製 造 業	225 (100.0)	26 (11.6)	16 (7.1)	35 (15.6)	52 (23.1)	70 (31.1)	15 (6.7)	11 (4.9)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	1 (10.0)	-	-	-	1 (10.0)	2 (20.0)	6 (60.0)
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	-	-
運 輸 業	35 (100.0)	12 (34.3)	7 (20.0)	4 (11.4)	3 (8.6)	3 (8.6)	6 (17.1)	-
卸 小 売 業	66 (100.0)	12 (18.2)	1 (1.5)	5 (7.6)	26 (39.4)	14 (21.2)	4 (6.1)	4 (6.1)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	-	-	2 (33.3)	1 (16.7)	2 (33.3)	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	-	1 (8.3)	3 (25.0)	-	1 (8.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	3 (25.0)	-	-	5 (41.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	27 (26.0)	8 (7.7)	20 (19.2)	19 (18.3)	15 (14.4)	9 (8.7)	6 (5.8)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	9 (24.3)	3 (8.1)	3 (8.1)	8 (21.6)	7 (18.9)	2 (5.4)	5 (13.5)
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	-	1 (50.0)	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	15 (8.4)	7 (3.9)	14 (7.9)	46 (25.8)	54 (30.3)	31 (17.4)	11 (6.2)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	114 (28.2)	35 (8.7)	65 (16.1)	80 (19.8)	71 (17.6)	14 (3.5)	25 (6.2)
無 回 答	4 (100.0)	-	-	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	144 (23.4)	48 (7.8)	89 (14.4)	126 (20.5)	117 (19.0)	53 (8.6)	39 (6.3)

4 定年到達後の処遇状況

(1) 再雇用制度

雇用形態	その都度決める	40.8%
役職	その都度決める	47.1%
一日の勤務時間	変わらない	55.7%
一カ月の勤務時間	変わらない	51.7%

再雇用制度を導入している事業所の定年到達後の処遇では、雇用形態では「その都度決める」(40.8%)、役職では「その都度決める」(47.1%)、一日の勤務時間では「変わらない」(55.7%)、一カ月の勤務時間では「変わらない」(51.7%) がそれぞれ最も多かった。

規模別にみると、1,000人以上では「その都度決める」がそれぞれで最も多かった。

区 分	再雇用制度を導入している事業所				①雇用形態				②役職				③一日の勤務時間				④一カ月の勤務時間			
	変わらない	臨時労働者	パートタイム	その都度決める	無回答	変わらない	変わる	その都度決める	無回答	変わらない	短くなる	その都度決める	無回答	変わらない	短くなる	その都度決める	無回答			
調 査 計	503 (100.0)	180 (35.8)	65 (12.9)	24 (4.8)	205 (40.8)	29 (5.8)	59 (11.7)	173 (34.4)	237 (47.1)	34 (6.8)	280 (55.7)	25 (5.0)	170 (33.8)	28 (5.6)	260 (51.7)	32 (6.4)	179 (35.6)	32 (6.4)		
30 ~ 99 人	243 (100.0)	102 (42.0)	29 (11.9)	12 (4.9)	88 (36.2)	12 (4.9)	40 (16.5)	74 (30.5)	113 (46.5)	16 (6.6)	142 (58.4)	9 (3.7)	80 (32.9)	12 (4.9)	131 (53.9)	15 (6.2)	83 (34.2)	14 (5.8)		
100 ~ 299 人	123 (100.0)	50 (40.7)	16 (13.0)	7 (5.7)	44 (35.8)	6 (4.9)	10 (8.1)	52 (42.3)	51 (41.5)	10 (8.1)	83 (67.5)	7 (5.7)	26 (21.1)	7 (5.7)	76 (61.8)	8 (6.5)	31 (25.2)	8 (6.5)		
300 ~ 499 人	28 (100.0)	7 (25.0)	4 (14.3)	4 (14.3)	16 (57.1)	1 (3.6)	1 (3.6)	11 (39.3)	15 (53.6)	1 (3.6)	13 (46.4)	1 (3.6)	12 (42.9)	2 (7.1)	13 (46.4)	1 (3.6)	12 (42.9)	2 (7.1)		
500 ~ 999 人	33 (100.0)	8 (24.2)	11 (33.3)	3 (9.1)	11 (33.3)	-	4 (12.1)	14 (42.4)	15 (45.5)	-	18 (54.5)	3 (9.1)	12 (36.4)	-	18 (54.5)	3 (9.1)	12 (36.4)	-		
1,000 人 以上	76 (100.0)	13 (17.1)	5 (6.6)	2 (2.6)	46 (60.5)	10 (13.2)	4 (5.3)	22 (28.9)	43 (56.6)	7 (9.2)	24 (31.6)	5 (6.6)	40 (52.6)	7 (9.2)	22 (28.9)	5 (6.6)	41 (53.9)	8 (10.5)		
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-		
建設業	41 (100.0)	26 (63.4)	2 (4.9)	-	10 (24.4)	3 (7.3)	14 (34.1)	12 (29.3)	12 (29.3)	3 (7.3)	32 (78.0)	6 (14.6)	3 (7.3)	30 (73.2)	8 (19.5)	8 (20.0)	3 (7.3)	3 (7.3)		
製造業	203 (100.0)	82 (40.4)	31 (15.3)	14 (6.9)	69 (34.0)	7 (3.4)	17 (8.4)	83 (40.9)	94 (46.3)	9 (4.4)	137 (67.5)	6 (3.0)	52 (25.6)	8 (3.9)	131 (64.5)	9 (4.4)	54 (26.6)	4 (4.4)		
電気・ガス・水道業	9 (100.0)	-	-	-	7 (77.8)	2 (22.2)	-	1 (11.1)	6 (66.7)	2 (22.2)	-	-	7 (77.8)	2 (22.2)	-	7 (77.8)	2 (22.2)	-		
通信・放送	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	2 (100.0)	-	-	-		
運輸業	30 (100.0)	14 (46.7)	1 (3.3)	-	9 (30.0)	6 (20.0)	9 (30.0)	7 (23.3)	9 (30.0)	5 (16.7)	12 (40.0)	4 (13.3)	9 (30.0)	5 (16.7)	30 (100.0)	6 (20.0)	9 (30.0)	6 (20.0)		
卸小売業	57 (100.0)	15 (26.3)	1 (1.8)	2 (3.5)	34 (59.6)	5 (8.8)	6 (10.5)	20 (35.1)	27 (47.4)	4 (7.0)	18 (31.6)	4 (7.0)	31 (54.4)	4 (7.0)	22 (38.8)	5 (8.8)	35 (61.4)	4 (7.0)		
金融・保険業	6 (100.0)	5 (83.3)	-	-	1 (16.7)	-	-	5 (83.3)	1 (16.7)	-	5 (83.3)	-	1 (16.7)	-	5 (83.3)	-	1 (16.7)	-		
学術研究・専門・技術サービス	7 (100.0)	3 (42.9)	-	1 (14.3)	3 (42.9)	-	-	4 (57.1)	3 (42.9)	-	6 (85.7)	1 (14.3)	-	6 (85.7)	-	1 (14.3)	-	1 (14.3)		
宿泊業・飲食サービス	9 (100.0)	1 (11.1)	-	-	7 (77.8)	1 (11.1)	-	2 (22.2)	6 (66.7)	1 (11.1)	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)	1 (11.1)		
生活関連サービス業・娯楽	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	-	-		
教育・学習支援業	9 (100.0)	1 (11.1)	-	-	8 (88.9)	-	-	1 (11.1)	8 (88.9)	-	1 (11.1)	8 (88.9)	-	1 (11.1)	8 (88.9)	-	1 (11.1)	8 (88.9)		
医療・福祉	93 (100.0)	19 (20.4)	23 (24.7)	4 (4.3)	43 (46.2)	4 (4.3)	9 (9.7)	22 (23.7)	57 (61.3)	5 (5.4)	43 (46.2)	6 (6.5)	41 (44.1)	3 (3.2)	40 (43.0)	7 (7.5)	42 (45.2)	4 (4.3)		
サービス業	32 (100.0)	10 (31.3)	7 (21.9)	3 (9.4)	11 (34.4)	1 (3.1)	3 (9.4)	14 (43.8)	13 (40.6)	2 (6.3)	21 (65.6)	2 (6.3)	8 (25.0)	1 (3.1)	20 (62.5)	2 (6.3)	9 (28.1)	1 (3.1)		
無 回 答	2 (100.0)	-	-	-	2 (100.0)	-	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-		
労働組合あり	171 (100.0)	53 (31.0)	25 (14.6)	6 (3.5)	79 (46.2)	8 (4.7)	12 (7.0)	65 (38.0)	86 (50.3)	8 (4.7)	86 (50.3)	10 (5.8)	67 (39.2)	8 (4.7)	77 (45.0)	15 (8.8)	71 (41.5)	8 (4.7)		
労働組合無し	329 (100.0)	127 (38.6)	40 (12.2)	17 (5.2)	124 (37.7)	21 (6.4)	47 (14.3)	107 (32.5)	149 (45.3)	26 (7.9)	192 (58.4)	15 (4.6)	102 (31.0)	20 (6.1)	181 (55.0)	17 (5.2)	107 (32.5)	24 (7.3)		
無 回 答	3 (100.0)	-	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	2 (66.7)	-	1 (33.3)	-	2 (66.7)	-	1 (33.3)	-		
26 年 調 査 計	533 (100.0)	218 (40.9)	65 (12.2)	42 (7.9)	184 (34.5)	24 (4.5)	74 (13.9)	198 (37.1)	238 (44.7)	23 (4.3)	337 (63.2)	29 (5.4)	148 (27.8)	19 (3.6)	321 (60.2)	41 (7.7)	152 (28.5)	19 (3.6)		

(2) 勤務延長制度

雇用形態	変わらない	50.0%
役職	その都度決める	45.0%
一日の勤務時間	変わらない	56.3%
一カ月の勤務時間	変わらない	55.0%

勤務延長制度を導入している事業所の定年到達後の処遇では、雇用形態（50.0%）、一日の勤務時間（56.3%）、一カ月の勤務時間（55.0%）では「変わらない」が最も多かったが、役職では「その都度決める」（45.0%）が最も多かった。

規模別にみると、500～999人、1,000人以上では「その都度決める」がそれぞれで最も多かった。

定年後の処遇状況(勤務延長制度) ()は%

区分	再雇用制度を導入している事業所		①雇用形態				②役職				③一日の勤務時間				④一カ月の勤務時間			
	変わらない	臨時労働者	パートタイマー	その都度決める	無回答	変わらない	変わる	その都度決める	無回答	変わらない	短くなる	その都度決める	無回答	変わらない	短くなる	その都度決める	無回答	
調査計	80 (100.0)	40 (50.0)	1 (1.3)	32 (40.0)	7 (8.8)	28 (35.0)	10 (12.5)	36 (45.0)	6 (7.5)	45 (56.3)	2 (2.5)	27 (33.8)	6 (7.5)	44 (55.0)	3 (3.8)	27 (33.8)	6 (7.5)	
30～99人	48 (100.0)	28 (58.3)	-	15 (31.3)	5 (10.4)	20 (41.7)	8 (16.7)	16 (33.3)	4 (8.3)	33 (68.8)	1 (2.1)	10 (20.8)	4 (8.3)	32 (66.7)	2 (4.2)	10 (20.8)	4 (8.3)	
100～299人	10 (100.0)	7 (70.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	
300～499人	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	
500～999人	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	
1,000人以上	19 (100.0)	4 (21.1)	-	15 (78.9)	-	2 (10.5)	1 (5.3)	16 (84.2)	-	4 (21.1)	-	15 (78.9)	-	4 (21.1)	-	15 (78.9)	-	
鉱業・採石業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	18 (100.0)	13 (72.2)	-	5 (27.8)	-	9 (50.0)	4 (22.2)	5 (27.8)	-	16 (88.9)	2 (11.1)	-	16 (88.9)	2 (11.1)	-	2 (11.1)	-	
製造業	17 (100.0)	10 (58.8)	-	6 (35.3)	1 (5.9)	6 (35.3)	3 (17.6)	7 (41.2)	1 (5.9)	12 (70.6)	1 (5.9)	3 (17.6)	1 (5.9)	12 (70.6)	1 (5.9)	3 (17.6)	1 (5.9)	
電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通信・放送業	2 (100.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	
運輸業	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	-	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	-	5 (100.0)	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)	-	-	-	
卸小売業	20 (100.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	14 (70.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	-	14 (70.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	14 (70.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	14 (70.0)	1 (5.0)	
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究・専門・技術サービス	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	
宿泊業・飲食サービス	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	
生活関連サービス・娯楽業	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	
教育・学習支援業	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	
医療・福祉	10 (100.0)	4 (40.0)	-	4 (40.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	
サービス業	4 (100.0)	2 (50.0)	-	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	-	2 (50.0)	-	3 (75.0)	1 (25.0)	-	3 (75.0)	1 (25.0)	-	3 (75.0)	1 (25.0)	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
労働組合あり	19 (100.0)	5 (26.3)	1 (5.3)	13 (68.4)	-	4 (21.1)	2 (10.5)	13 (68.4)	-	5 (26.3)	1 (5.3)	13 (68.4)	-	4 (21.1)	2 (10.5)	13 (68.4)	-	
労働組合なし	60 (100.0)	35 (58.3)	-	18 (30.0)	7 (11.7)	24 (40.0)	8 (13.3)	22 (36.7)	6 (10.0)	40 (66.7)	1 (1.7)	13 (21.7)	6 (10.0)	40 (66.7)	1 (1.7)	13 (21.7)	6 (10.0)	
無回答	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	
26年調査計	60 (100.0)	35 (58.3)	3 (5.0)	13 (21.7)	8 (13.3)	23 (38.3)	10 (16.7)	18 (30.0)	9 (15.0)	38 (63.3)	4 (6.7)	10 (16.7)	8 (13.3)	37 (61.7)	4 (6.7)	11 (18.3)	8 (13.3)	

(VII) 退職金

1 退職金制度

(1) 実施状況

退職金制度「あり」は89.8%

退職金制度の実施状況について、「制度あり」は526事業所(89.8%)となっており、前年(89.4%)より0.4ポイントの増加となった。

退職金制度の形態は「退職一時金のみ」が55.1%

「退職一時金と退職年金の併用」が22.6%

「一方又は両方を労働者が選択」が13.7%

退職金制度の形態については「退職一時金のみ」が55.1%、「退職一時金と退職年金の併用」が22.6%、「一方又は両方を労働者が選択」が13.7%となっている。

規模別にみると、規模が小さい事業所は「退職一時金のみ」の割合が高く、規模が大きい事業所は「退職一時金と退職年金の併用」の割合が高くなっている。

区 分	総数	あり	形 態					なし	無回答
			退職一時金 制度のみ	退職年金制 度のみ	両者の併用	一方又は両 方を労働者 が選択	無回答		
調 査 計	586 [100.0]	526 [89.8]	290 (100.0)	24 (55.1)	119 (4.6)	72 (22.6)	21 (13.7)	53 (4.0)	7 [1.2]
30 ~ 99 人	307 [100.0]	259 [84.4]	189 (100.0)	7 (73.0)	33 (2.7)	17 (6.6)	13 (5.0)	45 [14.7]	3 [1.0]
100 ~ 299 人	135 [100.0]	128 [94.8]	56 (100.0)	10 (43.8)	33 (7.8)	27 (25.8)	2 (21.1)	4 [3.0]	3 [2.2]
300 ~ 499 人	31 [100.0]	31 [100.0]	13 (100.0)	1 (41.9)	7 (3.2)	8 (25.8)	2 (6.5)	-	-
500 ~ 999 人	33 [100.0]	33 [100.0]	13 (100.0)	1 (39.4)	13 (3.0)	5 (39.4)	1 (15.2)	-	-
1,000 人以上	80 [100.0]	75 [93.8]	19 (100.0)	5 (25.3)	33 (6.7)	15 (20.0)	3 (4.0)	4 [5.0]	1 [1.3]
鉱業・採石業	1 [100.0]	1 [100.0]	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-
建設業	60 [100.0]	55 [91.7]	38 (100.0)	1 (69.1)	6 (1.8)	4 (10.9)	6 (7.3)	4 [6.7]	1 [1.7]
製造業	225 [100.0]	200 [88.9]	102 (100.0)	6 (51.0)	6 (3.0)	45 (22.5)	42 (21.0)	5 [10.7]	1 [0.4]
電気・ガス・水道業	10 [100.0]	10 [100.0]	-	-	10 (100.0)	-	-	-	-
通信・放送	5 [100.0]	3 [60.0]	3 (100.0)	2 (66.7)	-	1 (33.3)	-	1 [20.0]	1 [20.0]
運輸業	35 [100.0]	31 [88.6]	19 (100.0)	2 (61.3)	4 (6.5)	5 (12.9)	1 (16.1)	4 [11.4]	-
卸小売業	66 [100.0]	59 [89.4]	14 (100.0)	5 (23.7)	29 (8.5)	6 (49.2)	5 (10.2)	6 [9.1]	1 [1.5]
金融・保険業	6 [100.0]	5 [83.3]	4 (100.0)	1 (80.0)	-	1 (20.0)	-	-	1 [16.7]
学術研究・専門・技術 サービス	8 [100.0]	7 [87.5]	4 (100.0)	1 (57.1)	2 (28.6)	1 (14.3)	-	1 [12.5]	-
宿泊業・飲食サービス	12 [100.0]	10 [83.3]	3 (100.0)	3 (30.0)	-	2 (20.0)	2 (20.0)	2 [16.7]	-
生活関連サービス・娯 楽業	3 [100.0]	3 [100.0]	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	1 [33.3]	1 [33.3]
教育・学習支援業	12 [100.0]	12 [100.0]	12 (100.0)	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	104 [100.0]	98 [94.2]	68 (100.0)	3 (69.4)	18 (3.1)	8 (18.4)	1 (8.2)	5 [4.8]	1 [1.0]
サービス業	37 [100.0]	32 [86.5]	20 (100.0)	4 (62.5)	4 (12.5)	3 (12.5)	3 (9.4)	5 [13.5]	-
無 回 答	2 [100.0]	2 [100.0]	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-
労働組合有	178 [100.0]	173 [97.2]	59 (100.0)	8 (34.1)	66 (4.6)	32 (38.2)	8 (18.5)	4 [2.2]	1 [0.6]
労働組合無	404 [100.0]	352 [87.1]	231 (100.0)	15 (65.6)	53 (4.3)	40 (15.1)	13 (11.4)	47 [11.6]	5 [1.2]
無 回 答	4 [100.0]	1 [25.0]	-	-	-	-	-	2 [50.0]	1 [25.0]
26 年 調 査 計	616 [100.0]	551 [89.4]	330 (100.0)	15 (59.9)	123 (2.7)	65 (22.3)	18 (11.8)	64 [10.4]	1 [0.2]
25 年 調 査 計	572 [100.0]	508 [88.8]	323 (100.0)	14 (63.6)	85 (2.8)	80 (16.7)	6 (15.7)	61 [10.7]	3 [0.5]

(2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で42.0%

退職金制度のある事業所（526 事業所）の支払い準備形態については、「社内準備」42.0%が最も多くなっており、次いで「中小企業退職金共済制度」31.6%、「特定退職金共済制度」14.3%などが続いている。

規模別にみると、30～99人では「中小企業退職金共済制度」が50.2%と最も多いが、その他では「社内準備」が最も多い。

区 分	退職金制度のある事業所	支払準備形態(複数回答)								
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険、福祉厚生保険など	社内準備	調整年金(厚生年金基金)	適格年金	調整年金と適格年金の併用	その他	無回答
調 査 計	526 (100.0)	166 (31.6)	75 (14.3)	29 (5.5)	221 (42.0)	43 (8.2)	67 (12.7)	8 (1.5)	71 (13.5)	15 (2.9)
30 ～ 99 人	259 (100.0)	130 (50.2)	45 (17.4)	16 (6.2)	96 (37.1)	10 (3.9)	12 (4.6)	3 (1.2)	21 (8.1)	8 (3.1)
100 ～ 299 人	128 (100.0)	28 (21.9)	20 (15.6)	6 (4.7)	53 (41.4)	19 (14.8)	29 (22.7)	2 (1.6)	18 (14.1)	5 (3.9)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	4 (12.9)	3 (9.7)	-	13 (41.9)	2 (6.5)	11 (35.5)	1 (3.2)	7 (22.6)	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	1 (3.0)	7 (21.2)	2 (6.1)	13 (39.4)	6 (18.2)	10 (30.3)	-	7 (21.2)	-
1,000 人 以上	75 (100.0)	3 (4.0)	-	5 (6.7)	46 (61.3)	6 (8.0)	5 (6.7)	2 (2.7)	18 (24.0)	2 (2.7)
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-
建設業	55 (100.0)	43 (78.2)	10 (18.2)	8 (14.5)	13 (23.6)	3 (5.5)	1 (1.8)	-	3 (5.5)	1 (1.8)
製造業	200 (100.0)	75 (37.5)	11 (5.5)	11 (5.5)	80 (40.0)	19 (9.5)	41 (20.5)	3 (1.5)	26 (13.0)	4 (2.0)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	-	-	-	9 (90.0)	-	-	1 (10.0)	7 (70.0)	-
通信・放送	3 (100.0)	2 (66.7)	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	1 (33.3)	-
運輸業	31 (100.0)	8 (25.8)	-	1 (3.2)	18 (58.1)	2 (6.5)	4 (12.9)	-	2 (6.5)	-
卸小売業	59 (100.0)	7 (11.9)	6 (10.2)	1 (1.7)	33 (55.9)	5 (8.5)	7 (11.9)	2 (3.4)	10 (16.9)	3 (5.1)
金融・保険業	5 (100.0)	-	-	-	4 (80.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス	7 (100.0)	3 (42.9)	-	-	4 (57.1)	1 (14.3)	-	-	2 (28.6)	-
宿泊業・飲食サービス	10 (100.0)	5 (50.0)	-	-	-	1 (10.0)	4 (40.0)	-	-	1 (10.0)
生活関連サービス・娯楽業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)
教育・学習支援業	12 (100.0)	2 (16.7)	5 (41.7)	-	2 (16.7)	-	-	-	4 (33.3)	-
医療・福祉	98 (100.0)	13 (13.3)	36 (36.7)	6 (6.1)	35 (35.7)	9 (9.2)	9 (9.2)	2 (2.0)	14 (14.3)	3 (3.1)
サービス業	32 (100.0)	7 (21.9)	7 (21.9)	1 (3.1)	18 (56.3)	2 (6.3)	-	-	2 (6.3)	2 (6.3)
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-
労働組合有	173 (100.0)	21 (12.1)	17 (9.8)	7 (4.0)	100 (57.8)	16 (9.2)	35 (20.2)	3 (1.7)	29 (16.8)	7 (4.0)
労働組合無	352 (100.0)	144 (40.9)	58 (16.5)	22 (6.3)	121 (34.4)	27 (7.7)	32 (9.1)	5 (1.4)	42 (11.9)	8 (2.3)
無 回 答	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
26 年 調 査 計	551 (100.0)	172 (31.2)	87 (15.8)	32 (5.8)	234 (42.5)	46 (8.3)	58 (10.5)	13 (2.4)	89 (16.2)	21 (3.8)
25 年 調 査 計	508 (100.0)	172 (33.9)	68 (13.4)	36 (7.1)	216 (42.5)	53 (10.4)	54 (10.6)	6 (1.2)	70 (13.8)	6 (1.2)

(3) 退職年金の従業員拠出制

退職年金の掛け金の従業員拠出のないものが54.0%

退職年金の掛け金の従業員拠出については、「無拠出制」が54.0%、「拠出制」が21.5%となっている。「拠出制」の割合は、従業員規模が大きくなるほど高くなる。

退職年金の従業員拠出掛金の有無 ()は%

区 分	総数	拠出制	無拠出制	無回答
調 査 計	526 (100.0)	113 (21.5)	284 (54.0)	129 (24.5)
30 ～ 99 人	259 (100.0)	44 (17.0)	142 (54.8)	73 (28.2)
100 ～ 299 人	128 (100.0)	24 (18.8)	76 (59.4)	28 (21.9)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	7 (22.6)	15 (48.4)	9 (29.0)
500 ～ 999 人	33 (100.0)	12 (36.4)	17 (51.5)	4 (12.1)
1,000 人 以 上	75 (100.0)	26 (34.7)	34 (45.3)	15 (20.0)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-
建 設 業	55 (100.0)	7 (12.7)	31 (56.4)	17 (30.9)
製 造 業	200 (100.0)	27 (13.5)	127 (63.5)	46 (23.0)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	-
通 信 ・ 放 送	3 (100.0)	1 (33.3)	-	2 (66.7)
運 輸 業	31 (100.0)	5 (16.1)	17 (54.8)	9 (29.0)
卸 小 売 業	59 (100.0)	14 (23.7)	39 (66.1)	6 (10.2)
金 融 ・ 保 険 業	5 (100.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	7 (100.0)	-	5 (71.4)	2 (28.6)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	10 (100.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	4 (40.0)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	8 (66.7)
医 療 ・ 福 祉	98 (100.0)	39 (39.8)	34 (34.7)	25 (25.5)
サ ー ビ ス 業	32 (100.0)	6 (18.8)	18 (56.3)	8 (25.0)
無 回 答	2 (100.0)	-	1 (50.0)	1 (50.0)
労 働 組 合 有	173 (100.0)	48 (27.7)	94 (54.3)	31 (17.9)
労 働 組 合 無	352 (100.0)	64 (18.2)	190 (54.0)	98 (27.8)
無 回 答	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
26 年 調 査 計	551 (100.0)	101 (18.3)	281 (51.0)	169 (30.7)
25 年 調 査 計	508 (100.0)	48 (9.4)	135 (26.6)	325 (64.0)

(4) 非正規の職員の退職金制度

非正規の職員の退職金制度「あり」は13.1%

非正規の職員の退職金制度については、「制度あり」が13.1%、「制度なし」が80.7%となっている。「制度あり」は前年（12.5%）に比べて0.6ポイント増加した。規模別でみると、500～999人で「制度あり」が27.3%と比較的多い。

非正規の職員の退職金制度の有無 ()は%

区 分	回答事業所	制度あり	制度なし	無回答
調 査 計	586 (100.0)	77 (13.1)	473 (80.7)	36 (6.1)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	38 (12.4)	242 (78.8)	27 (8.8)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	23 (17.0)	108 (80.0)	4 (3.0)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	3 (9.7)	28 (90.3)	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	9 (27.3)	24 (72.7)	-
1,000 人 以 上	80 (100.0)	4 (5.0)	71 (88.8)	5 (6.3)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-
建 設 業	60 (100.0)	8 (13.3)	46 (76.7)	6 (10.0)
製 造 業	225 (100.0)	19 (8.4)	193 (85.8)	13 (5.8)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	1 (10.0)	9 (90.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)
運 輸 業	35 (100.0)	1 (2.9)	30 (85.7)	4 (11.4)
卸 小 売 業	66 (100.0)	8 (12.1)	54 (81.8)	4 (6.1)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	7 (87.5)	1 (12.5)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	1 (8.3)	10 (83.3)	1 (8.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	-	3 (100.0)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	-	12 (100.0)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	32 (30.8)	70 (67.3)	2 (1.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	5 (13.5)	30 (81.1)	2 (5.4)
無 回 答	2 (100.0)	-	2 (100.0)	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	26 (14.6)	146 (82.0)	6 (3.4)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	51 (12.6)	325 (80.4)	28 (6.9)
無 回 答	4 (100.0)	-	2 (50.0)	2 (50.0)
26 年 調 査 計	616 (100.0)	77 (12.5)	498 (80.8)	41 (6.7)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	69 (12.1)	473 (82.7)	30 (5.2)

(5) モデル退職金

モデル退職金とは、通常に学校を卒業してすぐ入社した者が、普通的能力と成績で勤務した場合に、当該事業所の退職金規定に基づき、当該する勤続年数で仮に退職した場合に、どの程度の退職金が支給されるのかを算出した金額である。

[利用上の注意]

- ア 退職金額とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は退職年金原価額、両者の併用の場合は合計額をいう。
- イ 事業所独自の退職金制度がある場合の他、中小企業退職金共済制度等公的制度を利用している場合も含まれている。
- ウ 年金原価額とは、何年かにわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して、現在の金額に換算した額とする。支払期間が終身の場合は、支給保証期間（支給保証期間がない場合は15年）で算出したものとする。（なお、厚生年金、国民年金等の公的年金は含まれていない。）
- エ 表中、（ ）内の数字は、有効回答のあった事業所数である。
- オ 規模別、産業別の集計表は、別掲載統計附表を参照。
なお、特に回答数の少ない産業に関しては、平均値として不適切なものもある。

モデル退職金

()内は事業所数

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	128 (298)	45 (72)	106 (326)	37 (73)
	20	38	平均額 (事業所数)	373 (300)	125 (74)	334 (329)	103 (76)
	30	48	平均額 (事業所数)	758 (294)	291 (70)	666 (322)	232 (72)
		定年	平均額 (事業所数)	1,193 (282)	394 (68)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	162 (265)	49 (70)	133 (283)	39 (71)
	20	42	平均額 (事業所数)	473 (265)	147 (70)	405 (282)	119 (71)
	30	52	平均額 (事業所数)	943 (263)	285 (68)	854 (282)	253 (69)
		定年	平均額 (事業所数)	1,362 (252)	394 (71)		

(Ⅷ) 男 女 共 同 参 画

1 女性の昇進・参画

(1) 昇給等の男女間格差

昇給・昇格は「男女とも変わらない」が51.4%

大卒標準労働者が、入社から昇給・昇格していくときに男女間の差があるかについては「男性の方が女性よりはやく昇給・昇格する者が多い」は8.7%、「女性の方が男性よりはやく昇給・昇格する者が多い」は0.3%、「男女とも変わらない」は51.4%となっている。

規模が大きくなるほど「男女とも変わらない」の割合が高くなる傾向がみられる。

格差が生じる時期については、「入社してから6～10年目まで」が24.5%、「入社してから5年目まで」が20.8%、「管理職に昇進するとき」が11.3%、「入社してから11～15年目まで」が9.4%となっている。

(注) 大卒標準労働者・・・大学卒業後、直ちに企業に入社し同一企業に継続して勤務している労働者

昇給等での男女間の格差の有無

()は%

区 分	総数	男性の方が女性よりはやく昇給・昇格する	女性の方が男性よりはやく昇給・昇格する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	51 (8.7)	2 (0.3)	301 (51.4)	17 (2.9)	188 (32.1)	27 (4.6)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	21 (6.8)	1 (0.3)	127 (41.4)	8 (2.6)	128 (41.7)	22 (7.2)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	18 (13.3)	1 (0.7)	72 (53.3)	3 (2.2)	37 (27.4)	4 (3.0)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	3 (9.7)	-	16 (51.6)	1 (3.2)	11 (35.5)	-
500 ～ 999 人	33 (100.0)	3 (9.1)	-	23 (69.7)	2 (6.1)	5 (15.2)	-
1,000 人 以上	80 (100.0)	6 (7.5)	-	63 (78.8)	3 (3.8)	7 (8.8)	1 (1.3)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-
建 設 業	60 (100.0)	6 (10.0)	-	18 (30.0)	1 (1.7)	31 (51.7)	4 (6.7)
製 造 業	225 (100.0)	31 (13.8)	-	70 (31.1)	9 (4.0)	105 (46.7)	10 (4.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	-	-	7 (70.0)	-	3 (30.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	-	-	-
運 輸 業	35 (100.0)	1 (2.9)	-	16 (45.7)	-	13 (37.1)	5 (14.3)
卸 小 売 業	66 (100.0)	6 (9.1)	-	44 (66.7)	2 (3.0)	12 (18.2)	2 (3.0)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	2 (33.3)	-	4 (66.7)	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	4 (50.0)	-	3 (37.5)	1 (12.5)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	-	-	8 (66.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 (100.0)	-	-	1 (33.3)	-	2 (66.7)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	1 (8.3)	-	10 (83.3)	-	1 (8.3)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	-	1 (1.0)	93 (89.4)	1 (1.0)	6 (5.8)	3 (2.9)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	3 (8.1)	-	20 (54.1)	3 (8.1)	9 (24.3)	2 (5.4)
無 回 答	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	13 (7.3)	-	111 (62.4)	7 (3.9)	42 (23.6)	5 (2.8)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	37 (9.2)	2 (0.5)	188 (46.5)	10 (2.5)	145 (35.9)	22 (5.4)
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	-	2 (50.0)	-	1 (25.0)	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	66 (10.7)	3 (0.5)	314 (51.0)	19 (3.1)	186 (30.2)	28 (4.5)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	69 (12.1)	2 (0.3)	282 (49.3)	24 (4.2)	176 (30.8)	19 (3.3)

昇給等での男女間の格差が生じる時期

()は%

区 分	格差のある事業所	入社後の男女間格差の生じる時期							
		入社してから5年目まで	入社してから6～10年目まで	入社してから11～15年目まで	入社してから16～20年目まで	管理職に昇進するとき	その他	わからない	無回答
調 査 計	53 (100.0)	11 (20.8)	13 (24.5)	5 (9.4)	-	6 (11.3)	-	14 (26.4)	4 (7.5)
30 ～ 99 人	22 (100.0)	4 (18.2)	7 (31.8)	1 (4.5)	-	2 (9.1)	-	6 (27.3)	2 (9.1)
100 ～ 299 人	19 (100.0)	4 (21.1)	3 (15.8)	3 (15.8)	-	2 (10.5)	-	5 (26.3)	2 (10.5)
300 ～ 499 人	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	2 (66.7)	-	-	-
500 ～ 999 人	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	-	-	2 (66.7)	-
1,000 人 以上	6 (100.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	-	-	-	1 (16.7)	-
鉱 業 ・ 採 石 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	-	-	-	-	3 (50.0)	-
製 造 業	31 (100.0)	6 (19.4)	5 (16.1)	5 (16.1)	-	4 (12.9)	-	9 (29.0)	2 (6.5)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通 信 ・ 放 送	2 (100.0)	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	1 (50.0)
運 輸 業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-
卸 小 売 業	6 (100.0)	4 (66.7)	1 (16.7)	-	-	-	-	-	1 (16.7)
金 融 ・ 保 険 業	2 (100.0)	-	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労 働 組 合 有	13 (100.0)	5 (38.5)	1 (7.7)	3 (23.1)	-	3 (23.1)	-	1 (7.7)	-
労 働 組 合 無	39 (100.0)	6 (15.4)	12 (30.8)	2 (5.1)	-	3 (7.7)	-	12 (30.8)	4 (10.3)
無 回 答	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-
26 年 調 査 計	69 (100.0)	6 (8.7)	21 (30.4)	8 (11.6)	3 (4.3)	14 (20.3)	-	14 (20.3)	3 (4.3)
25 年 調 査 計	71 (100.0)	12 (16.9)	20 (28.2)	8 (11.3)	1 (1.4)	8 (11.3)	4 (5.6)	15 (21.1)	3 (4.2)

(2) 管理職への登用状況

管理職の人数は 男性 81.7% 女性 18.3%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の 81.7% に比べ女性は 18.3% にとどまっている。年齢別にみると、最も人数が多いのが男性、女性共に「50～59歳」で、次いで「40～49歳」となっている。管理職ポスト別にみると、部長は男性、女性共に「50～59歳」、課長は男性が「40～49歳」、女性が「50～59歳」、係長は男性、女性共に「40～49歳」が最も多い。

以下の表は、全体および管理職ポストごとに集計した表である。

Table with columns for '区分' (Sector), '合計' (Total), '総数' (Total Count), and age groups (30歳未満, 30～39歳, 40～49歳, 50～59歳, 60歳以上). Rows include various industries like '鉱業・採石業', '建設業', and '製造業'.

(3) 女性活用の問題点

女性活用には、家庭責任を考慮する必要があることが問題 40.8%

女性を活用するに当たっての問題点については、「家庭責任を考慮する必要」(40.8%)が最も高く、女性の家庭での役割を考慮しなければならないと考えている事業所が4割以上となっている。

以下、「時間外労働、深夜業をさせにくい」(24.2%)、「女性の勤務年数が平均的に短い」(18.1%)などがあげられている。一方で、「特になし」と回答している事業所は35.0%となっている。

女性活用の問題点(複数回答)

()は%

区分	総数	女性の勤務年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に女性は職業意識が低い	顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働、深夜業をさせにくい	女性のための就業環境の整備にコストがかかる	重量物の取り扱い等、法律上の規制がある	女性の活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	586 (100.0)	106 (18.1)	239 (40.8)	49 (8.4)	17 (2.9)	42 (7.2)	142 (24.2)	17 (2.9)	46 (7.8)	4 (0.7)	14 (2.4)	205 (35.0)	35 (6.0)
30 ~ 99 人	307 (100.0)	49 (16.0)	131 (42.7)	25 (8.1)	7 (2.3)	18 (5.9)	89 (29.0)	9 (2.9)	27 (8.8)	1 (0.3)	4 (1.3)	110 (35.8)	21 (6.8)
100 ~ 299 人	135 (100.0)	24 (17.8)	57 (42.2)	17 (12.6)	4 (3.0)	15 (11.1)	34 (25.2)	5 (3.7)	10 (7.4)	3 (2.2)	4 (3.0)	48 (35.6)	5 (3.7)
300 ~ 499 人	31 (100.0)	5 (16.1)	13 (41.9)	1 (3.2)	-	2 (6.5)	6 (19.4)	1 (3.2)	4 (12.9)	-	4 (12.9)	8 (25.8)	3 (9.7)
500 ~ 999 人	33 (100.0)	5 (15.2)	11 (33.3)	1 (3.0)	3 (9.1)	1 (3.0)	7 (21.2)	1 (3.0)	1 (6.1)	-	1 (3.0)	12 (36.4)	4 (12.1)
1,000 人以上	80 (100.0)	23 (28.8)	27 (33.8)	5 (6.3)	3 (3.8)	6 (7.5)	6 (7.5)	1 (1.3)	3 (3.8)	-	1 (1.3)	27 (33.8)	2 (2.5)
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建設業	60 (100.0)	10 (16.7)	25 (41.7)	3 (5.0)	2 (3.3)	4 (6.7)	14 (23.3)	3 (5.0)	5 (8.3)	-	-	23 (38.3)	6 (10.0)
製造業	225 (100.0)	36 (16.0)	114 (50.7)	26 (11.6)	7 (3.1)	22 (9.8)	72 (32.0)	2 (0.9)	27 (12.0)	3 (1.3)	8 (3.6)	61 (27.1)	10 (4.4)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	-	2 (20.0)	-	-	-	1 (10.0)	1 (10.0)	-	-	-	6 (60.0)	1 (10.0)
通信・放送	5 (100.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	-	-	-	5 (100.0)	1 (20.0)	-	-	-	-	-
運輸業	35 (100.0)	7 (20.0)	11 (31.4)	1 (2.9)	2 (5.7)	2 (5.7)	6 (17.1)	2 (5.7)	4 (11.4)	-	1 (2.9)	15 (42.9)	1 (2.9)
卸小売業	66 (100.0)	33 (50.0)	19 (28.8)	6 (9.1)	5 (7.6)	8 (12.1)	14 (21.2)	-	2 (3.0)	-	1 (1.5)	17 (25.8)	3 (4.5)
金融・保険業	6 (100.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	-	-	1 (16.7)	-	-	-	-	3 (50.0)	-
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	-	4 (50.0)	2 (25.0)	-	-	4 (50.0)	-	-	-	1 (12.5)	3 (37.5)	-
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	3 (25.0)	6 (50.0)	-	-	-	2 (16.7)	1 (8.3)	-	-	1 (8.3)	2 (16.7)	1 (8.3)
生活関連サービス・娯楽	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 (100.0)	-
教育・学習支援業	12 (100.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	-	-	-	1 (8.3)	-	-	-	-	9 (75.0)	1 (8.3)
医療・福祉	104 (100.0)	7 (6.7)	38 (36.5)	4 (3.8)	1 (1.0)	4 (3.8)	12 (11.5)	2 (1.9)	2 (1.9)	-	2 (1.9)	48 (46.2)	8 (7.7)
サービス業	37 (100.0)	5 (13.5)	11 (29.7)	5 (13.5)	-	2 (5.4)	10 (27.0)	5 (13.5)	6 (16.2)	1 (2.7)	-	13 (35.1)	4 (10.8)
無回答	2 (100.0)	-	1 (50.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (50.0)	-
労働組合有	178 (100.0)	40 (22.5)	65 (36.5)	16 (9.0)	5 (2.8)	12 (6.7)	31 (17.4)	6 (3.4)	14 (7.9)	-	6 (3.4)	52 (29.2)	11 (6.2)
労働組合無	404 (100.0)	66 (16.3)	173 (42.8)	33 (8.2)	12 (3.0)	30 (7.4)	110 (27.2)	11 (2.7)	32 (7.9)	4 (1.0)	8 (2.0)	151 (37.4)	23 (5.7)
無回答	4 (100.0)	-	1 (25.0)	-	-	-	1 (25.0)	-	-	-	-	2 (50.0)	1 (25.0)
26年調査計	616 (100.0)	98 (15.9)	274 (44.5)	42 (6.8)	26 (4.2)	28 (4.5)	145 (23.5)	8 (1.3)	44 (7.1)	2 (0.3)	20 (3.2)	214 (34.7)	44 (7.1)
25年調査計	572 (100.0)	116 (20.3)	257 (44.9)	54 (9.4)	27 (4.7)	23 (4.0)	153 (26.7)	10 (1.7)	36 (6.3)	3 (0.5)	21 (3.7)	213 (37.2)	15 (2.6)

(4) 教育研修実施状況

教育研修参加の男女比 管理職 男性 63.9% 女性 36.1%
 一般職 男性 45.3% 女性 54.7%

平成26年8月から平成27年7月までの1年間で、職務能力向上のための教育研修参加者の男女比については、一般職では男性の45.3%に対し女性は54.7%と、男性を上回った。
 管理職では男性が63.9%に対し女性は36.1%と、大きく男性を下回った。

区 分	[], ()は%							
	計	総数		管理職		一般		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	
調 査 計	33,643 (100.0) [100.0]	16,395 (48.7)	17,248 (51.3)	3,932 (63.9) [11.7]	2,226 (36.1) [6.6]	12,463 (45.3) [37.0]	15,022 (54.7) [44.7]	
30 ～ 99 人	9,150 (100.0) [100.0]	4,775 (52.2)	4,375 (47.8)	1,607 (69.7) [17.6]	700 (30.3) [7.7]	3,168 (46.3) [34.6]	3,675 (53.7) [40.2]	
100 ～ 299 人	10,088 (100.0) [100.0]	4,396 (43.6)	5,692 (56.4)	1,127 (55.6) [11.2]	901 (44.4) [8.9]	3,269 (40.6) [32.4]	4,791 (59.4) [47.5]	
300 ～ 499 人	1,491 (100.0) [100.0]	970 (65.1)	521 (34.9)	253 (84.3) [17.0]	47 (15.7) [3.2]	717 (60.2) [48.1]	474 (39.8) [31.8]	
500 ～ 999 人	8,060 (100.0) [100.0]	3,657 (45.4)	4,403 (54.6)	420 (53.0) [5.2]	373 (47.0) [4.6]	3,237 (44.5) [40.2]	4,030 (55.5) [50.0]	
1,000 人 以上	4,854 (100.0) [100.0]	2,597 (53.5)	2,257 (46.5)	525 (71.9) [10.8]	205 (28.1) [4.2]	2,072 (50.2) [42.7]	2,052 (49.8) [42.3]	
鉱 業 ・ 採 石 業	5 (100.0) [100.0]	5 (100.0)	-	1 (100.0) [20.0]	-	4 (100.0) [80.0]	-	
建 設 業	1,274 (100.0) [100.0]	1,155 (90.7)	119 (9.3)	338 (95.2) [26.5]	17 (4.8) [1.3]	817 (88.9) [64.1]	102 (11.1) [8.0]	
製 造 業	6,818 (100.0) [100.0]	5,542 (81.3)	1,276 (18.7)	1,243 (92.6) [18.2]	100 (7.4) [1.5]	4,299 (78.5) [63.1]	1,176 (21.5) [17.2]	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	489 (100.0) [100.0]	469 (95.9)	20 (4.1)	84 (100.0) [17.2]	-	385 (95.1) [78.7]	20 (4.9) [4.1]	
通 信 ・ 放 送	288 (100.0) [100.0]	243 (84.4)	45 (15.6)	50 (100.0) [17.4]	-	193 (81.1) [67.0]	45 (18.9) [15.6]	
運 輸 業	1,118 (100.0) [100.0]	1,030 (92.1)	88 (7.9)	155 (97.5) [13.9]	4 (2.5) [0.4]	875 (91.2) [78.3]	84 (8.8) [7.5]	
卸 小 売 業	1,163 (100.0) [100.0]	835 (71.8)	328 (28.2)	254 (89.1) [21.8]	31 (10.9) [2.7]	581 (66.2) [50.0]	297 (33.8) [25.5]	
金 融 ・ 保 険 業	248 (100.0) [100.0]	169 (68.1)	79 (31.9)	47 (82.5) [19.0]	10 (17.5) [4.0]	122 (63.9) [49.2]	69 (36.1) [27.8]	
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	199 (100.0) [100.0]	139 (69.8)	60 (30.2)	42 (82.4) [21.1]	9 (17.6) [4.5]	97 (65.5) [48.7]	51 (34.5) [25.6]	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	99 (100.0) [100.0]	87 (87.9)	12 (12.1)	61 (95.3) [61.6]	3 (4.7) [3.0]	26 (74.3) [26.3]	9 (25.7) [9.1]	
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	40 (100.0) [100.0]	12 (30.0)	28 (70.0)	-	-	12 (30.0) [30.0]	28 (70.0) [70.0]	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	486 (100.0) [100.0]	276 (56.8)	210 (43.2)	137 (65.6) [28.2]	72 (34.4) [14.8]	139 (50.2) [28.6]	138 (49.8) [28.4]	
医 療 ・ 福 祉	19,724 (100.0) [100.0]	5,054 (25.6)	14,670 (74.4)	1,139 (37.6) [5.8]	1,891 (62.4) [9.6]	3,915 (23.5) [19.8]	12,779 (76.5) [64.8]	
サ ー ビ ス 業	1,692 (100.0) [100.0]	1,379 (81.5)	313 (18.5)	381 (81.1) [22.5]	89 (18.9) [5.3]	998 (81.7) [59.0]	224 (18.3) [13.2]	
無 回 答	-	-	-	-	-	-	-	
労 働 組 合 有	9,090 (100.0) [100.0]	6,416 (70.6)	2,674 (29.4)	1,174 (74.1) [12.9]	410 (25.9) [4.5]	5,242 (69.8) [57.7]	2,264 (30.2) [24.9]	
労 働 組 合 無	23,653 (100.0) [100.0]	9,479 (40.1)	14,174 (59.9)	2,658 (59.4) [11.2]	1,816 (40.6) [7.7]	6,821 (35.6) [28.8]	12,358 (64.4) [52.2]	
無 回 答	900 (100.0) [100.0]	500 (55.6)	400 (44.4)	100 (100.0) [11.1]	-	400 (50.0) [44.4]	400 (50.0) [44.4]	
26 年 調 査 計	47,048 (100.0) [100.0]	24,726 (52.6)	22,322 (47.4)	6,942 (71.2) [14.8]	2,803 (28.8) [6.0]	17,784 (47.7) [37.8]	19,519 (52.3) [41.5]	
25 年 調 査 計	37,747 (100.0) [100.0]	20,794 (55.1)	16,953 (44.9)	6,808 (73.5) [18.0]	2,453 (26.5) [6.5]	13,986 (49.1) [37.1]	14,500 (50.9) [38.4]	

(5) ポジティブ・アクションの措置

ポジティブ・アクション「ある」 8.9%

男女間の雇用の格差を解消するためのポジティブ・アクションの措置については、「ある」(8.9%)または「検討中である」(10.2%)と回答した事業所は合わせて19.1%にとどまり、措置の内容については「女性がいない役職に積極的に登用」(50.9%)が最も多く、次いで「女性がいない職務で積極的に採用」(46.4%)となっている。

規模別にみると、1,000人以上では「ある」と回答した事業所の割合が33.8%と比較的高い。

(注) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)・・・採用や管理職登用などで、男女間で事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置。

区分	総数	ポジティブアクション措置の有無				ポジティブアクション措置の内容(複数回答)						
		ある	検討中である	ない	無回答	あるまたは検討中	女性がいない職務で積極的に採用	女性がいない役職に積極的に登用	女性がいない役職に就くための教育訓練を実施	具体的な計画・目標数を設定	その他	無回答
調査計	586 (100.0)	52 (8.9)	60 (10.2)	443 (75.6)	31 (5.3)	112 (100.0)	52 (46.4)	57 (50.9)	45 (40.2)	37 (33.0)	4 (3.6)	8 (7.1)
30～99人	307 (100.0)	12 (3.9)	26 (8.5)	250 (81.4)	19 (6.2)	38 (100.0)	15 (39.5)	17 (44.7)	8 (21.1)	3 (7.9)	2 (5.3)	6 (15.8)
100～299人	135 (100.0)	8 (5.9)	14 (10.4)	104 (77.0)	9 (6.7)	22 (100.0)	8 (36.4)	9 (40.9)	6 (27.3)	6 (27.3)	-	2 (9.1)
300～499人	31 (100.0)	5 (16.1)	6 (19.4)	20 (64.5)	-	11 (100.0)	3 (27.3)	5 (45.5)	6 (54.5)	3 (27.3)	-	-
500～999人	33 (100.0)	-	1 (3.0)	32 (97.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-
1,000人以上	80 (100.0)	27 (33.8)	13 (16.3)	37 (46.3)	3 (3.8)	40 (100.0)	26 (65.0)	25 (62.5)	25 (62.5)	25 (62.5)	2 (5.0)	-
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	60 (100.0)	7 (11.7)	3 (5.0)	46 (76.7)	4 (6.7)	10 (100.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	-	1 (10.0)	-
製造業	225 (100.0)	11 (4.9)	25 (11.1)	183 (81.3)	6 (2.7)	36 (100.0)	12 (33.3)	12 (33.3)	10 (27.8)	6 (16.7)	3 (8.3)	4 (11.1)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	-	-	9 (90.0)	1 (10.0)	-	-	-	-	-	-	-
通信・放送	5 (100.0)	-	1 (20.0)	4 (80.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
運輸業	35 (100.0)	8 (22.9)	1 (2.9)	21 (60.0)	5 (14.3)	9 (100.0)	6 (66.7)	7 (77.8)	6 (66.7)	3 (33.3)	-	-
卸小売業	66 (100.0)	19 (28.8)	17 (25.8)	25 (37.9)	5 (7.6)	36 (100.0)	24 (66.7)	26 (72.2)	20 (55.6)	24 (66.7)	-	-
金融・保険業	6 (100.0)	-	-	6 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	-	-	7 (87.5)	1 (12.5)	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	5 (41.7)	-	7 (100.0)	3 (42.9)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	-	-
生活関連サービス・娯楽	3 (100.0)	-	-	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	10 (83.3)	-	2 (100.0)	-	-	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)
医療・福祉	104 (100.0)	-	5 (4.8)	93 (89.4)	6 (5.8)	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	-	2 (40.0)
サービス業	37 (100.0)	2 (5.4)	4 (10.8)	28 (75.7)	3 (8.1)	6 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	-	-	-	1 (16.7)
無回答	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
労働組合有	178 (100.0)	32 (18.0)	21 (11.8)	116 (65.2)	9 (5.1)	53 (100.0)	26 (49.1)	30 (56.6)	34 (64.2)	29 (54.7)	2 (3.8)	1 (1.9)
労働組合無	404 (100.0)	20 (5.0)	38 (9.4)	324 (80.2)	22 (5.4)	58 (100.0)	26 (44.8)	27 (46.6)	11 (19.0)	8 (13.8)	2 (3.4)	6 (10.3)
無回答	4 (100.0)	-	1 (25.0)	3 (75.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)
26年調査計	616 (100.0)	37 (6.0)	45 (7.3)	498 (80.8)	36 (5.8)	82 (100.0)	28 (34.1)	35 (42.7)	16 (19.5)	14 (17.1)	7 (8.5)	7 (8.5)
25年調査計	572 (100.0)	38 (6.6)	39 (6.8)	486 (85.0)	9 (1.6)	77 (100.0)	31 (40.3)	45 (58.4)	24 (31.2)	9 (11.7)	8 (10.4)	5 (6.5)

2 育児等による退職者の再雇用制度

結婚・出産・育児等による退職者を再雇用する制度が「ある」 18.4%

結婚・出産・育児等による退職者を再雇用する制度については、「再雇用制度がある」事業所は 108 事業所で 18.4%となっており、「検討中である」は 379 事業所で 64.7%である。

再雇用制度の利用人数については、実際に利用した人数は男性 13 人、女性 15 人、計 28 人となっており、前年の 43 人を下回った。

規模別にみると、1,000 人以上では「再雇用制度がある」と回答した事業所の割合が 40.0%と比較的高い。

区 分	総数 (事業所)	再雇用制度 がある (事業所)	再雇用制度の利用人数						ない (事業所)	検討中であ る (事業所)	無回答 (事業所)	
			総数 (人)	常用		臨時		パートタイマー				
				男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)				女性 (人)
調 査 計	586 (100.0)	108 (18.4)	28 [100.0]	13 [46.4]	12 [42.9]	-	1 [3.6]	2 [7.1]	62 (10.6)	379 (64.7)	37 (6.3)	
30 ~ 99 人	307 (100.0)	47 (15.3)	18 [100.0]	8 [44.4]	8 [44.4]	-	-	2 [11.1]	41 (13.4)	191 (62.2)	28 (9.1)	
100 ~ 299 人	135 (100.0)	19 (14.1)	5 [100.0]	2 [40.0]	2 [40.0]	-	1 [20.0]	-	12 (8.9)	98 (72.6)	6 (4.4)	
300 ~ 499 人	31 (100.0)	5 (16.1)	-	-	-	-	-	-	2 (6.5)	24 (77.4)	-	
500 ~ 999 人	33 (100.0)	5 (15.2)	-	-	-	-	-	-	2 (6.1)	26 (78.8)	-	
1,000 人 以上	80 (100.0)	32 (40.0)	5 [100.0]	3 [60.0]	2 [40.0]	-	-	-	5 (6.3)	40 (50.0)	3 (3.8)	
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-	
建 設 業	60 (100.0)	11 (18.3)	3 [100.0]	1 [33.3]	2 [66.7]	-	-	-	10 (16.7)	32 (53.3)	7 (11.7)	
製 造 業	225 (100.0)	28 (12.4)	13 [100.0]	7 [53.8]	6 [46.2]	-	-	-	19 (8.4)	162 (72.0)	16 (7.1)	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	10 (100.0)	-	
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	5 (100.0)	-	
運 輸 業	35 (100.0)	9 (25.7)	2 [100.0]	1 [50.0]	1 [50.0]	-	-	-	5 (14.3)	20 (57.1)	1 (2.9)	
卸 小 売 業	66 (100.0)	24 (36.4)	1 [100.0]	-	1 [100.0]	-	-	-	10 (15.2)	30 (45.5)	2 (3.0)	
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	-	-	-	-	-	-	-	5 (83.3)	-	
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	7 (87.5)	1 (12.5)	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	5 (41.7)	2 [100.0]	1 [50.0]	-	-	-	1 [50.0]	2 (16.7)	5 (41.7)	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	-	-	-	-	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	1 (8.3)	1 [100.0]	-	1 [100.0]	-	-	-	1 (8.3)	10 (83.3)	-	
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	24 (23.1)	5 [100.0]	2 [40.0]	1 [20.0]	-	1 [20.0]	1 [20.0]	10 (9.6)	65 (62.5)	5 (4.8)	
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	4 (10.8)	1 [100.0]	1 [100.0]	-	-	-	-	4 (10.8)	25 (67.6)	4 (10.8)	
無 回 答	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	
労 働 組 合 有	178 (100.0)	48 (27.0)	6 [100.0]	3 [50.0]	3 [50.0]	-	-	-	14 (7.9)	110 (61.8)	6 (3.4)	
労 働 組 合 無	404 (100.0)	59 (14.6)	22 [100.0]	10 [45.5]	9 [40.9]	-	1 [4.5]	2 [9.1]	47 (11.6)	267 (66.1)	31 (7.7)	
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	-	-	-	-	-	-	1 (25.0)	2 (50.0)	-	
26 年 調 査 計	616 (100.0)	110 (17.9)	43 [100.0]	1 [2.3]	13 [30.2]	-	-	6 [14.0]	23 [53.5]	65 (10.6)	422 (68.5)	19 (3.1)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	107 (18.7)	21 [100.0]	1 (4.8)	6 [28.6]	-	1 (4.8)	2 [9.5]	11 [52.4]	70 (12.2)	386 (67.5)	9 (1.6)

3 職場環境

(1) セクシャル・ハラスメントの防止

従業員に対してセクシャル・ハラスメントの防止を周知している事業所は 81.9%
相談窓口を設置している事業所は 52.7%

女性の社会参画が進むに従い、セクシャル・ハラスメントが職場での大きな問題となっているが、従業員に対してセクシャル・ハラスメントの防止を周知しているかについては、防止を「周知している」が 480 事業所 (81.9%) と、8 割以上の事業所で実施しているが、前年 (83.4%) に比べて 1.5 ポイントの減少となっている。

相談窓口設置状況については、「男女とも相談員がいる」が 27.1%、次に「男性相談員のみいる」が 17.6% となっており、相談件数は 16 件だった。

防止周知の有無を規模別にみると、30~99 人は 74.3% だったものの、1,000 人以上は 96.3% と、規模が大きくなるに従い周知している割合が高くなる。

相談窓口の設置状況については、30~99 人では「相談員はいない」の割合が 54.1% と最も高い。

区 分	セクシャル・ハラスメント防止周知の有無			セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況							
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	480 (81.9)	78 (13.3)	28 (4.8)	586 (100.0)	103 (17.6)	47 (8.0)	159 (27.1)	16	234 (39.9)	43 (7.3)
30 ~ 99 人	307 (100.0)	228 (74.3)	60 (19.5)	19 (6.2)	307 (100.0)	48 (15.6)	24 (7.8)	37 (12.1)	3	166 (54.1)	32 (10.4)
100 ~ 299 人	135 (100.0)	115 (85.2)	16 (11.9)	4 (3.0)	135 (100.0)	25 (18.5)	15 (11.1)	52 (38.5)	4	37 (27.4)	6 (4.4)
300 ~ 499 人	31 (100.0)	29 (93.5)	1 (3.2)	1 (3.2)	31 (100.0)	6 (19.4)	-	18 (58.1)	-	5 (16.1)	2 (6.5)
500 ~ 999 人	33 (100.0)	31 (93.9)	1 (3.0)	1 (3.0)	33 (100.0)	10 (30.3)	3 (9.1)	12 (36.4)	1	7 (21.2)	1 (3.0)
1,000 人以上	80 (100.0)	77 (96.3)	-	3 (3.8)	80 (100.0)	14 (17.5)	5 (6.3)	40 (50.0)	9	19 (23.8)	2 (2.5)
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建設業	60 (100.0)	43 (71.7)	12 (20.0)	5 (8.3)	60 (100.0)	15 (25.0)	1 (1.7)	9 (15.0)	-	28 (46.7)	7 (11.7)
製造業	225 (100.0)	179 (79.6)	37 (16.4)	9 (4.0)	225 (100.0)	42 (18.7)	24 (10.7)	61 (27.1)	8	87 (38.7)	11 (4.9)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	10 (100.0)	-	-	10 (100.0)	8 (80.0)	-	2 (20.0)	-	-	-
通信・放送	5 (100.0)	5 (100.0)	-	-	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)
運輸業	35 (100.0)	31 (88.6)	4 (11.4)	-	35 (100.0)	5 (14.3)	-	7 (20.0)	-	21 (60.0)	2 (5.7)
卸小売業	66 (100.0)	59 (89.4)	3 (4.5)	4 (6.1)	66 (100.0)	9 (13.6)	6 (9.1)	27 (40.9)	5	18 (27.3)	6 (9.1)
金融・保険業	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	-	6 (100.0)	2 (33.3)	-	-	-	3 (50.0)	1 (16.7)
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	-	8 (100.0)	-	1 (12.5)	3 (37.5)	-	4 (50.0)	-
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	-	12 (100.0)	2 (16.7)	-	4 (33.3)	-	6 (50.0)	-
生活関連サービス・娯楽業	3 (100.0)	2 (66.7)	-	1 (33.3)	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)
教育・学習支援業	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	-	12 (100.0)	-	-	7 (58.3)	-	5 (41.7)	-
医療・福祉	104 (100.0)	85 (81.7)	12 (11.5)	7 (6.7)	104 (100.0)	12 (11.5)	10 (9.6)	24 (23.1)	1	47 (45.2)	11 (10.6)
サービス業	37 (100.0)	33 (89.2)	2 (5.4)	2 (5.4)	37 (100.0)	5 (13.5)	3 (8.1)	14 (37.8)	2	12 (32.4)	3 (8.1)
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-
労働組合有	178 (100.0)	164 (92.1)	9 (5.1)	5 (2.8)	178 (100.0)	30 (16.9)	14 (7.9)	76 (42.7)	5	49 (27.5)	9 (5.1)
労働組合無	404 (100.0)	313 (77.5)	68 (16.8)	23 (5.7)	404 (100.0)	73 (18.1)	33 (8.2)	82 (20.3)	11	182 (45.0)	34 (8.4)
無 回 答	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	-	4 (100.0)	-	-	1 (25.0)	-	3 (75.0)	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	514 (83.4)	87 (14.1)	15 (2.4)	616 (100.0)	118 (19.2)	43 (7.0)	139 (22.6)	36	288 (46.8)	28 (4.5)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	483 (84.4)	78 (13.6)	11 (1.9)	572 (100.0)	117 (20.5)	40 (7.0)	113 (19.8)	16	278 (48.6)	24 (4.2)

(2) パワー・ハラスメントの防止

従業員に対してパワー・ハラスメントの防止を周知している事業所は 71.2%
相談窓口を設置している事業所は 43.6%

従業員に対してパワー・ハラスメントの防止を周知しているかについては、防止を「周知している」が 417 事業所 (71.2%) となっている。

相談窓口設置状況については、「男女とも相談員がいる」が 22.2%、次に「男性相談員のみいる」が 15.9%となっており、相談件数は 45 件だった。

防止周知の有無および相談窓口設置状況を規模別にみると、規模が大きくなるに従い周知、設置の割合が高くなる傾向がある。

相談窓口の設置状況については、30～99 人では「相談員はいない」の割合が 55.4%と最も高い。

パワー・ハラスメントの防止

()は%

区 分	パワー・ハラスメント防止周知の有無				パワー・ハラスメント相談窓口設置状況						
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	417 (71.2)	114 (19.5)	55 (9.4)	586 (100.0)	93 (15.9)	32 (5.5)	130 (22.2)	45	251 (42.8)	80 (13.7)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	190 (61.9)	80 (26.1)	37 (12.1)	307 (100.0)	45 (14.7)	14 (4.6)	21 (6.8)	16	170 (55.4)	57 (18.6)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	95 (70.4)	28 (20.7)	12 (8.9)	135 (100.0)	21 (15.6)	11 (8.1)	44 (32.6)	10	46 (34.1)	13 (9.6)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	27 (87.1)	2 (6.5)	2 (6.5)	31 (100.0)	4 (12.9)	-	18 (58.1)	5	5 (16.1)	4 (12.9)
500 ～ 999 人	33 (100.0)	28 (84.8)	4 (12.1)	1 (3.0)	33 (100.0)	9 (27.3)	2 (6.1)	2 (27.3)	1	10 (30.3)	3 (9.1)
1,000 人以上	80 (100.0)	77 (96.3)	-	3 (3.8)	80 (100.0)	14 (17.5)	5 (6.3)	38 (47.5)	13	20 (25.0)	3 (3.8)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建 設 業	60 (100.0)	33 (55.0)	17 (28.3)	10 (16.7)	60 (100.0)	12 (20.0)	-	8 (13.3)	-	29 (48.3)	11 (18.3)
製 造 業	225 (100.0)	159 (70.7)	50 (22.2)	16 (7.1)	225 (100.0)	40 (17.8)	20 (8.9)	51 (22.7)	14	91 (40.4)	23 (10.2)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	9 (90.0)	-	1 (10.0)	10 (100.0)	7 (70.0)	-	2 (20.0)	-	-	1 (10.0)
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	5 (100.0)	-	-	-	-	2 (40.0)	3 (60.0)
運 輸 業	35 (100.0)	29 (82.9)	4 (11.4)	2 (5.7)	35 (100.0)	4 (11.4)	-	5 (14.3)	-	21 (60.0)	5 (14.3)
卸 小 売 業	66 (100.0)	55 (83.3)	5 (7.6)	6 (9.1)	66 (100.0)	8 (12.1)	5 (7.6)	25 (37.9)	7	18 (27.3)	10 (15.2)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	6 (100.0)	1 (16.7)	-	-	-	3 (50.0)	2 (33.3)
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	3 (37.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	8 (100.0)	-	-	2 (25.0)	1	5 (62.5)	1 (12.5)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	12 (100.0)	2 (16.7)	-	3 (25.0)	1	6 (50.0)	1 (8.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 (100.0)	2 (66.7)	-	1 (33.3)	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	-	12 (100.0)	-	-	7 (58.3)	3	5 (41.7)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	69 (66.3)	24 (23.1)	11 (10.6)	104 (100.0)	11 (10.6)	4 (3.8)	15 (14.4)	12	55 (52.9)	19 (18.3)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	31 (83.8)	4 (10.8)	2 (5.4)	37 (100.0)	6 (16.2)	2 (5.4)	12 (32.4)	7	14 (37.8)	3 (8.1)
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	152 (85.4)	15 (8.4)	11 (6.2)	178 (100.0)	28 (15.7)	11 (6.2)	70 (39.3)	18	51 (28.7)	18 (10.1)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	263 (65.1)	98 (24.3)	43 (10.6)	404 (100.0)	65 (16.1)	21 (5.2)	60 (14.9)	27	197 (48.8)	61 (15.1)
無 回 答	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	-	-	-	-	3 (75.0)	1 (25.0)

(3) マタニティ・ハラスメントの防止

従業員に対してマタニティ・ハラスメントの防止を周知している事業所は 49.3%
相談窓口を設置している事業所は 31.9%

従業員に対してマタニティ・ハラスメントの防止を周知しているかについては、防止を「周知している」が 289 事業所 (49.3%) となっている。

相談窓口設置状況については、「男女とも相談員がいる」が 17.6%、次に「男性相談員のみいる」が 8.5%となっており、相談件数は 45 件だった。

規模別にみると、「周知している」、(男女あるいはどちらかの)「相談員がいる」ともに、300～499 人の割合が最も高い。

相談窓口の設置状況については、30～99 人では「相談員はいない」の割合が 58.6%と最も高い。

マタニティ・ハラスメントの防止

()は%

区 分	マタニティ・ハラスメント防止周知の有無				マタニティ・ハラスメント相談窓口設置状況						
	総数	周知している	周知していない	無回答	総数	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調 査 計	586 (100.0)	289 (49.3)	188 (32.1)	109 (18.6)	586 (100.0)	50 (8.5)	34 (5.8)	103 (17.6)	45	281 (48.0)	118 (20.1)
30 ～ 99 人	307 (100.0)	143 (46.6)	105 (34.2)	59 (19.2)	307 (100.0)	26 (8.5)	14 (4.6)	17 (5.5)	16	180 (58.6)	70 (22.8)
100 ～ 299 人	135 (100.0)	64 (47.4)	45 (33.3)	26 (19.3)	135 (100.0)	10 (7.4)	13 (9.6)	33 (24.4)	10	56 (41.5)	23 (17.0)
300 ～ 499 人	31 (100.0)	19 (61.3)	10 (32.3)	2 (6.5)	31 (100.0)	4 (12.9)	2 (6.5)	12 (38.7)	5	9 (29.0)	4 (12.9)
500 ～ 999 人	33 (100.0)	19 (57.6)	7 (21.2)	7 (21.2)	33 (100.0)	3 (9.1)	2 (6.1)	8 (24.2)	1	13 (39.4)	7 (21.2)
1,000 人以上	80 (100.0)	44 (55.0)	21 (26.3)	15 (18.8)	80 (100.0)	7 (8.8)	3 (3.8)	33 (41.3)	13	23 (28.8)	14 (17.5)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建 設 業	60 (100.0)	25 (41.7)	21 (35.0)	14 (23.3)	60 (100.0)	6 (10.0)	1 (1.7)	6 (10.0)	-	31 (51.7)	16 (26.7)
製 造 業	225 (100.0)	117 (52.0)	73 (32.4)	35 (15.6)	225 (100.0)	23 (10.2)	20 (8.9)	41 (18.2)	14	103 (45.8)	38 (16.9)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	3 (30.0)	-	7 (70.0)	10 (100.0)	1 (10.0)	-	2 (20.0)	-	-	7 (70.0)
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	5 (100.0)	-	-	-	-	2 (40.0)	3 (60.0)
運 輸 業	35 (100.0)	22 (62.9)	7 (20.0)	6 (17.1)	35 (100.0)	3 (8.6)	-	5 (14.3)	-	21 (60.0)	6 (17.1)
卸 小 売 業	66 (100.0)	32 (48.5)	23 (34.8)	11 (16.7)	66 (100.0)	4 (6.1)	5 (7.6)	24 (36.4)	7	22 (33.3)	11 (16.7)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	6 (100.0)	1 (16.7)	-	-	-	3 (50.0)	2 (33.3)
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	-	-	1 (12.5)	1	5 (62.5)	2 (25.0)
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	12 (100.0)	2 (16.7)	-	3 (25.0)	1	6 (50.0)	1 (8.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	12 (100.0)	-	1 (8.3)	4 (33.3)	3	5 (41.7)	2 (16.7)
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	47 (45.2)	38 (36.5)	19 (18.3)	104 (100.0)	7 (6.7)	5 (4.8)	8 (7.7)	12	61 (58.7)	23 (22.1)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	19 (51.4)	13 (35.1)	5 (13.5)	37 (100.0)	2 (5.4)	1 (2.7)	9 (24.3)	7	20 (54.1)	5 (13.5)
無 回 答	2 (100.0)	1 (50.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	-	-	1 (50.0)
労 働 組 合 有	178 (100.0)	99 (55.6)	47 (26.4)	32 (18.0)	178 (100.0)	13 (7.3)	13 (7.3)	61 (34.3)	18	58 (32.6)	33 (18.5)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	189 (46.8)	139 (34.4)	76 (18.8)	404 (100.0)	37 (9.2)	21 (5.2)	42 (10.4)	27	220 (54.5)	84 (20.8)
無 回 答	4 (100.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	-	-	-	-	3 (75.0)	1 (25.0)

(4) 女性のみ適用される職場制度や慣行

女性のみ適用される職場制度や慣行は「ない」が63.5%

女性のみ適用される職場制度や慣行については、「特になし」が372事業所(63.5%)と最も多く、過半数以上の事業所が特別な慣行などはないとしている。

以下、「職員または来客に対するお茶出し」(22.5%)、「制服の着用」(9.9%)などとなっている。規模別にみると、1,000人以上で「特になし」が76.3%と割合が高い。

(注) これらの女性のみ適用される職場慣行等が制度化している場合は、男女雇用機会均等法違反となる場合があり、是正が求められるものである。

女性のみ適用される慣行等(複数回答)

()は%

区分	総数	補助的、内部的仕事だけをする	制服の着用	職員又は来客に対するお茶出し	職場内の清掃	結婚退職又は出産退職	資金貸付の場合配偶者の所得証明添付	住宅手当等支給時配偶者の所得証明添付	その他	特になし	無回答
調査計	586 (100.0)	13 (2.2)	58 (9.9)	132 (22.5)	25 (4.3)	5 (0.9)	-	4 (0.7)	7 (1.2)	372 (63.5)	42 (7.2)
30 ~ 99 人	307 (100.0)	6 (2.0)	27 (8.8)	73 (23.8)	17 (5.5)	4 (1.3)	-	1 (0.3)	5 (1.6)	191 (62.2)	27 (8.8)
100 ~ 299 人	135 (100.0)	5 (3.7)	13 (9.6)	40 (29.6)	4 (3.0)	-	-	2 (1.5)	1 (0.7)	80 (59.3)	5 (3.7)
300 ~ 499 人	31 (100.0)	-	6 (19.4)	10 (32.3)	2 (6.5)	-	-	1 (3.2)	-	19 (61.3)	-
500 ~ 999 人	33 (100.0)	2 (6.1)	4 (12.1)	5 (15.2)	1 (3.0)	-	-	-	1 (3.0)	21 (63.6)	3 (9.1)
1,000 人以上	80 (100.0)	-	8 (10.0)	4 (5.0)	1 (1.3)	1 (1.3)	-	-	-	61 (76.3)	7 (8.8)
鉱業・採石業	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	-
建設業	60 (100.0)	2 (3.3)	11 (18.3)	20 (33.3)	7 (11.7)	3 (5.0)	-	-	1 (1.7)	28 (46.7)	6 (10.0)
製造業	225 (100.0)	6 (2.7)	13 (5.8)	77 (34.2)	9 (4.0)	1 (0.4)	-	2 (0.9)	2 (0.9)	129 (57.3)	13 (5.8)
電気・ガス・水道業	10 (100.0)	-	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	-	-	-	-	8 (80.0)	-
通信・放送	5 (100.0)	-	-	1 (20.0)	-	-	-	-	1 (20.0)	3 (60.0)	-
運輸業	35 (100.0)	3 (8.6)	4 (11.4)	6 (17.1)	2 (5.7)	-	-	-	-	25 (71.4)	1 (2.9)
卸小売業	66 (100.0)	1 (1.5)	9 (13.6)	3 (4.5)	1 (1.5)	-	-	-	-	49 (74.2)	6 (9.1)
金融・保険業	6 (100.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	-	-	-	-	-	3 (50.0)	-
学術研究・専門・技術サービス	8 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (100.0)	-
宿泊業・飲食サービス	12 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	11 (91.7)	1 (8.3)
生活関連サービス・娯楽	3 (100.0)	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	-	-	-	1 (33.3)	-
教育・学習支援業	12 (100.0)	-	3 (25.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	-	-	-	-	7 (58.3)	1 (8.3)
医療・福祉	104 (100.0)	-	11 (10.6)	12 (11.5)	4 (3.8)	1 (1.0)	-	2 (1.9)	1 (1.0)	74 (71.2)	8 (7.7)
サービス業	37 (100.0)	-	3 (8.1)	3 (8.1)	-	-	-	-	2 (5.4)	25 (67.6)	6 (16.2)
無回答	2 (100.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-
労働組合有	178 (100.0)	5 (2.8)	24 (13.5)	37 (20.8)	7 (3.9)	1 (0.6)	-	2 (1.1)	2 (1.1)	113 (63.5)	11 (6.2)
労働組合無	404 (100.0)	8 (2.0)	34 (8.4)	95 (23.5)	18 (4.5)	4 (1.0)	-	2 (0.5)	5 (1.2)	255 (63.1)	31 (7.7)
無回答	4 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	4 (100.0)	-
26年調査計	616 (100.0)	13 (2.1)	86 (14.0)	142 (23.1)	23 (3.7)	7 (1.1)	-	3 (0.5)	3 (0.5)	378 (61.4)	48 (7.8)
25年調査計	572 (100.0)	28 (4.9)	94 (16.4)	148 (25.9)	38 (6.6)	12 (2.1)	1 (0.2)	4 (0.7)	7 (1.2)	367 (64.2)	6 (1.0)

(IX) 賃 金 制 度

1 7月分賃金

以下は、平成27年7月の1人当たりの平均賃金を算出したものである。

[利用上の注意]

ア 「常用労働者」とは、以下のものをいう。

- ・期間を決めず、または1か月以内を超える期間を決めて雇われている労働者。
- ・日々、または1か月以内の期間を限って雇われている労働者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。
- ・役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- ・家族従業員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

イ 「常用労働者」には、パートタイマーを含まない。

なお、パートタイマーとは、以下の労働者をいう。

- ・1日の所定労働時間が、一般の労働者より短い労働者。
- ・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働時間が一般の労働者より短い労働者。

ウ 規模別、産業別の集計表は、別掲統計附表を参照。

平成27年7月分平均賃金

区 分	7月分の賃金 支給対象者 となった常用 労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況	
		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢
		基本給、役付 手当、家族手 当、住宅手 当、通勤手 当などの総額	時間外手当、 休日勤務手当 等、超過勤務 手当の総額 (宿・日直手当 を除く)	所定内賃金と 所定外賃金の 合計金額	7月分の賃金 を支払った人 の平均勤続 年数	7月分の賃金 を支払った人 の平均年齢
調 査 計	人	千円	千円	千円	年	歳
調 査 計	46,414	249	30	279	11.5	37.0
男 子	30,291	269	41	310	11.6	37.6
事務・販売・技術	13,197	301	37	338	13.8	41.4
技 能 ・ 労 務	17,094	243	33	277	11.0	37.4
女 子	16,123	206	16	222	10.8	36.1
事務・販売・技術	10,084	211	15	226	10.7	37.0
技 能 ・ 労 務	6,039	188	14	202	11.7	37.8
うち製造業 男 女	22,100	225	30	255	12.3	36.3
男 子	16,625	242	33	275	12.2	36.4
事務・販売・技術	5,540	301	23	325	14.9	41.8
技 能 ・ 労 務	11,085	226	36	262	11.6	35.1
女 子	5,475	184	18	202	12.4	36.0
事務・販売・技術	1,666	198	16	214	11.4	35.4
技 能 ・ 労 務	3,809	170	14	184	13.1	37.7
26 年 調 査 計	41,028	251	26	277	12.9	40.2
25 年 調 査 計	36,822	261	28	287	13.3	40.8

2 各種手当

通勤手当 95.2% 役付手当 84.1%

毎月支払っている手当の中で最も多いのは「通勤手当」で95.2%（前年94.3%）となっており、次いで「役付手当」84.1%（前年86.4%）、「家族手当」73.5%（前年73.5%）となっている。

各種手当実施状況(複数回答)

()は%

区 分	総数	役付手当	家族手当	通勤手当	住宅手当	その他	無回答
調 査 計	586 (100.0)	493 (84.1)	431 (73.5)	558 (95.2)	298 (50.9)	264 (45.1)	10 (1.7)
30 ~ 99 人	307 (100.0)	263 (85.7)	213 (69.4)	286 (93.2)	132 (43.0)	148 (48.2)	8 (2.6)
100 ~ 299 人	135 (100.0)	112 (83.0)	103 (76.3)	134 (99.3)	81 (60.0)	54 (40.0)	-
300 ~ 499 人	31 (100.0)	25 (80.6)	24 (77.4)	28 (90.3)	20 (64.5)	16 (51.6)	-
500 ~ 999 人	33 (100.0)	25 (75.8)	30 (90.9)	33 (100.0)	21 (63.6)	14 (42.4)	-
1,000 人 以 上	80 (100.0)	68 (85.0)	61 (76.3)	77 (96.3)	44 (55.0)	32 (40.0)	2 (2.5)
鉱 業 ・ 採 石 業	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	-
建 設 業	60 (100.0)	50 (83.3)	37 (61.7)	53 (88.3)	15 (25.0)	37 (61.7)	3 (5.0)
製 造 業	225 (100.0)	194 (86.2)	171 (76.0)	220 (97.8)	109 (48.4)	101 (44.9)	1 (0.4)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 (100.0)	5 (100.0)	4 (80.0)	5 (100.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	-
運 輸 業	35 (100.0)	24 (68.6)	22 (62.9)	30 (85.7)	13 (37.1)	9 (25.7)	3 (8.6)
卸 小 売 業	66 (100.0)	57 (86.4)	51 (77.3)	61 (92.4)	40 (60.6)	29 (43.9)	2 (3.0)
金 融 ・ 保 険 業	6 (100.0)	6 (100.0)	5 (83.3)	6 (100.0)	4 (66.7)	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 (100.0)	7 (87.5)	6 (75.0)	8 (100.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	-
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	10 (83.3)	4 (33.3)	5 (41.7)	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 (100.0)	2 (66.7)	2 (66.7)	3 (100.0)	-	1 (33.3)	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 (100.0)	11 (91.7)	11 (91.7)	11 (91.7)	9 (75.0)	7 (58.3)	-
医 療 ・ 福 祉	104 (100.0)	89 (85.6)	81 (77.9)	102 (98.1)	77 (74.0)	52 (50.0)	1 (1.0)
サ ー ビ ス 業	37 (100.0)	29 (78.4)	25 (67.6)	36 (97.3)	12 (32.4)	15 (40.5)	-
無 回 答	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-
労 働 組 合 有	178 (100.0)	148 (83.1)	152 (85.4)	170 (95.5)	106 (59.6)	76 (42.7)	3 (1.7)
労 働 組 合 無	404 (100.0)	341 (84.4)	278 (68.8)	384 (95.0)	192 (47.5)	187 (46.3)	7 (1.7)
無 回 答	4 (100.0)	4 (100.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	-	1 (25.0)	-
26 年 調 査 計	616 (100.0)	532 (86.4)	453 (73.5)	581 (94.3)	316 (51.3)	279 (45.3)	11 (1.8)
25 年 調 査 計	572 (100.0)	497 (86.9)	423 (74.0)	556 (97.2)	272 (47.6)	262 (45.8)	-

(2) 労働者の職種別内訳

常用労働者の職種別人数については、全体では全ての職種で男性が女性を上回っている。

常用労働者の職種別内訳 [], ()は%

	総数		事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他		
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調 査 計	57,251 (100.0) [100.0]	36,031 (62.9)	21,220 (37.1)	4,605 (54.6) [8.0]	3,834 (45.4) [6.7]	2,453 (55.6) [4.3]	1,962 (44.4) [3.4]	10,252 (53.5) [17.9]	8,902 (46.5) [15.5]	16,270 (75.8) [28.4]	5,200 (24.2) [9.1]	2,451 (65.0) [4.3]	1,322 (35.0) [2.3]
30 ~ 99 人	15,888 (100.0)	10,400 (65.5)	5,488 (34.5)	990 (48.2)	1,065 (51.8)	736 (56.7)	563 (43.3)	2,737 (61.0)	1,749 (39.0)	5,250 (76.5)	1,616 (23.5)	687 (58.1)	495 (41.9)
100 ~ 299 人	13,770 (100.0)	8,591 (62.4)	5,179 (37.6)	1,259 (56.0)	988 (44.0)	943 (59.5)	643 (40.5)	1,783 (49.5)	1,820 (50.5)	4,172 (73.8)	1,478 (26.2)	434 (63.5)	250 (36.5)
300 ~ 499 人	4,493 (100.0)	3,032 (67.5)	1,461 (32.5)	431 (57.2)	323 (42.8)	169 (55.0)	138 (45.0)	787 (78.5)	215 (21.5)	1,506 (66.6)	755 (33.4)	139 (82.2)	30 (17.8)
500 ~ 999 人	5,668 (100.0)	3,888 (68.6)	1,780 (31.4)	322 (48.7)	339 (51.3)	187 (59.4)	128 (40.6)	667 (44.5)	832 (55.5)	1,823 (82.5)	386 (17.5)	889 (90.3)	95 (9.7)
1,000 人以上	17,432 (100.0)	10,120 (58.1)	7,312 (41.9)	1,603 (58.9)	1,119 (41.1)	418 (46.0)	490 (54.0)	4,278 (50.0)	4,286 (50.0)	3,519 (78.5)	965 (21.5)	302 (40.1)	452 (59.9)
鉱業・採石業	35 (100.0)	34 (97.1)	1 (2.9)	5 (83.3)	1 (16.7)	1 (100.0)	-	-	-	28 (100.0)	-	-	-
建設業	3,377 (100.0)	2,974 (88.1)	403 (11.9)	190 (42.3)	259 (57.7)	127 (88.8)	16 (11.2)	1,183 (96.3)	45 (3.7)	1,314 (96.1)	53 (3.9)	160 (84.2)	30 (15.8)
製造業	25,605 (100.0)	19,084 (74.5)	6,521 (25.5)	2,109 (63.2)	1,229 (36.8)	419 (81.8)	93 (18.2)	3,844 (85.0)	680 (15.0)	11,959 (73.3)	4,357 (26.7)	753 (82.3)	162 (17.7)
電気・ガス・水道業	926 (100.0)	875 (94.5)	51 (5.5)	200 (83.7)	39 (16.3)	15 (100.0)	-	652 (99.2)	5 (0.8)	3 (100.0)	-	5 (41.7)	7 (58.3)
通信・放送	473 (100.0)	391 (82.7)	82 (17.3)	11 (47.8)	12 (52.2)	31 (72.1)	12 (27.9)	298 (85.6)	50 (14.4)	25 (75.8)	8 (24.2)	26 (100.0)	-
運輸業	2,512 (100.0)	2,307 (91.8)	205 (8.2)	274 (69.7)	119 (30.3)	7 (100.0)	-	124 (96.9)	4 (3.1)	1,704 (98.0)	35 (2.0)	198 (80.8)	47 (19.2)
卸小売業	3,358 (100.0)	1,761 (52.4)	1,597 (47.6)	267 (44.4)	334 (55.6)	992 (56.0)	779 (44.0)	159 (62.1)	97 (37.9)	90 (36.4)	157 (63.6)	253 (52.4)	230 (47.6)
金融・保険業	414 (100.0)	287 (69.3)	127 (30.7)	251 (71.7)	99 (28.3)	5 (18.5)	22 (81.5)	31 (83.8)	6 (16.2)	-	-	-	-
学術研究・専門・技術 サービス	601 (100.0)	351 (58.4)	250 (41.6)	27 (48.2)	29 (51.8)	15 (83.3)	3 (16.7)	287 (56.8)	218 (43.2)	22 (100.0)	-	-	-
宿泊業・飲食サービス	386 (100.0)	214 (55.4)	172 (44.6)	18 (52.9)	16 (47.1)	150 (54.5)	125 (45.5)	12 (100.0)	-	15 (93.8)	1 (6.3)	19 (38.8)	30 (61.2)
生活関連サービス・娯 楽業	70 (100.0)	28 (40.0)	42 (60.0)	2 (11.8)	15 (88.2)	6 (60.0)	4 (40.0)	5 (100.0)	-	15 (39.5)	23 (60.5)	-	-
教育・学習支援業	3,324 (100.0)	1,378 (41.5)	1,946 (58.5)	207 (38.2)	335 (61.8)	6 (85.7)	1 (14.3)	1,163 (41.9)	1,610 (58.1)	2 (100.0)	-	-	-
医療・福祉	11,983 (100.0)	3,097 (25.8)	8,886 (74.2)	519 (37.6)	862 (62.4)	285 (29.7)	673 (70.3)	1,908 (23.7)	6,155 (76.3)	167 (28.2)	426 (71.8)	218 (22.1)	770 (77.9)
サービス業	4,048 (100.0)	3,147 (77.7)	901 (22.3)	520 (52.1)	478 (47.9)	393 (62.7)	234 (37.3)	586 (94.8)	32 (5.2)	831 (88.0)	113 (12.0)	817 (94.9)	44 (5.1)
無 回 答	139 (100.0)	103 (74.1)	36 (25.9)	5 (41.7)	7 (58.3)	1 (100.0)	-	-	-	95 (77.9)	27 (22.1)	2 (50.0)	2 (50.0)
労働組合有	25,819 (100.0)	17,379 (67.3)	8,440 (32.7)	2,859 (61.8)	1,769 (38.2)	819 (50.7)	797 (49.3)	4,467 (56.0)	3,503 (44.0)	8,329 (80.4)	2,030 (19.6)	905 (72.6)	341 (27.4)
労働組合無	30,965 (100.0)	18,416 (59.5)	12,549 (40.5)	1,740 (45.8)	2,058 (54.2)	1,634 (58.4)	1,165 (41.6)	5,722 (52.1)	5,261 (47.9)	7,774 (71.6)	3,084 (28.4)	1,546 (61.2)	981 (38.8)
無 回 答	467 (100.0)	236 (50.5)	231 (49.5)	6 (46.2)	7 (53.8)	-	-	63 (31.3)	138 (68.7)	167 (66.0)	86 (34.0)	-	-
26 年 調 査 計	53,251 (100.0)	34,675 (65.1)	18,576 (34.9)	4,372 (56.9)	3,318 (43.1)	3,126 (57.7)	2,289 (42.3)	8,219 (56.4)	6,358 (43.6)	17,486 (76.3)	5,446 (23.7)	1,472 (55.8)	1,165 (44.2)
25 年 調 査 計	48,370 (100.0)	29,723 (61.4)	18,647 (38.6)	4,630 (54.6)	3,855 (45.4)	5,477 (66.5)	2,754 (33.5)	7,046 (52.4)	6,395 (47.6)	11,636 (70.0)	4,988 (30.0)	934 (58.8)	655 (41.2)

(3) パートタイマーの状況

正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は 29.5%

正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる事業所は 173 事業所 (29.5%) となっており、うち、賃金等の面で均等待遇を行っているのは 93 事業所 (53.8%) である。前年の均等待遇を行っている事業所の割合は 47.5% で、6.3 ポイントの増加となった。

規模別にみると、1,000 人以上を除くと、規模が小さいほど均等待遇を行っている事業所の割合が高い。

区 分	総数	賃金等の面で均等待遇を行っているか			正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいない	無回答	
		正社員と同じ仕事を行わせているパートタイマーがいる	行っている	行っていない			
調 査 計	586 [100.0]	173 [29.5]	93 (53.8)	63 (36.4)	17 (9.8)	391 [66.7]	22 [3.8]
30 ～ 99 人	307 [100.0]	80 [13.7]	51 (63.8)	22 (27.5)	7 (8.8)	209 [68.1]	18 [5.9]
100 ～ 299 人	135 [100.0]	43 [7.3]	19 (44.2)	21 (48.8)	3 (7.0)	89 [65.9]	3 [2.2]
300 ～ 499 人	31 [100.0]	11 [1.9]	3 (27.3)	3 (27.3)	5 (45.5)	20 [64.5]	-
500 ～ 999 人	33 [100.0]	12 [2.0]	3 (25.0)	9 (75.0)	-	21 [63.6]	-
1,000 人 以上	80 [100.0]	27 [4.6]	17 (63.0)	8 (29.6)	2 (7.4)	52 [65.0]	1 [1.3]
鉱 業 ・ 採 石 業	1 [100.0]	-	-	-	-	1 [100.0]	-
建 設 業	60 [100.0]	10 [1.7]	5 (50.0)	5 (50.0)	-	44 [73.3]	6 [10.0]
製 造 業	225 [100.0]	53 [9.0]	28 (52.8)	20 (37.7)	5 (9.4)	163 [72.4]	9 [4.0]
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 [100.0]	-	-	-	-	10 [100.0]	-
通 信 ・ 放 送	5 [100.0]	-	-	-	-	5 [100.0]	-
運 輸 業	35 [100.0]	5 [0.9]	5 (100.0)	-	-	30 [85.7]	-
卸 小 売 業	66 [100.0]	26 [4.4]	19 (73.1)	5 (19.2)	2 (7.7)	37 [56.1]	3 [4.5]
金 融 ・ 保 険 業	6 [100.0]	1 [0.2]	-	1 (100.0)	-	5 [83.3]	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 [100.0]	4 [0.7]	1 (25.0)	3 (75.0)	-	3 [37.5]	1 [12.5]
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 [100.0]	10 [1.7]	7 (70.0)	3 (30.0)	-	2 [16.7]	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 [100.0]	-	-	-	-	2 [66.7]	1 [33.3]
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 [100.0]	4 [0.7]	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	8 [66.7]	-
医 療 ・ 福 祉	104 [100.0]	54 [9.2]	24 (44.4)	23 (42.6)	7 (13.0)	50 [48.1]	-
サ ー ビ ス 業	37 [100.0]	5 [0.9]	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	30 [81.1]	2 [5.4]
無 回 答	2 [100.0]	1 [0.2]	-	-	1 (100.0)	1 [50.0]	-
労 働 組 合 有	178 [100.0]	47 [8.0]	25 (53.2)	18 (38.3)	4 (8.5)	124 [69.7]	7 [3.9]
労 働 組 合 無	404 [100.0]	123 [21.0]	67 (54.5)	44 (35.8)	12 (9.8)	266 [65.8]	15 [3.7]
無 回 答	4 [100.0]	3 [0.5]	1 (75.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 [25.0]	-
26 年 調 査 計	616 [100.0]	162 [26.3]	77 (47.5)	76 (46.9)	9 (5.6)	436 [70.8]	18 [2.9]
25 年 調 査 計	572 [100.0]	161 [28.1]	84 (100.0)	74 (52.2)	3 (46.0)	400 [69.9]	11 [1.9]

(4) パートタイマーから正規職員への転換制度

パートタイマーから正社員への転換制度がある事業所は 41.3%

パートタイマーから正規職員への転換制度のある事業所は 242 事業所 (41.3%) と、前年 (39.1%) より 2.2 ポイントの増加となっている。

転換制度のない 282 事業所 (48.1%) のうち、今後の検討状況については、「検討していない」が 66.3% を占め、「検討している」は 18.1% にとどまっている。

規模別にみると、規模が大きいほど転換制度がある事業所の割合が高くなる。

パートタイムとフルタイムの相互転換制度の有無

区 分	総数	相互転換制度がある	相互転換制度がない	検討状況			無回答
				検討している	検討していない	無回答	
調 査 計	586 [100.0]	242 [41.3]	282 [48.1]	51 (18.1)	187 (66.3)	44 (15.6)	62 [10.6]
30 ～ 99 人	307 [100.0]	94 [30.6]	170 [55.4]	33 (19.4)	108 (63.5)	29 (17.1)	43 [14.0]
100 ～ 299 人	135 [100.0]	60 [44.4]	66 [48.9]	13 (19.7)	44 (66.7)	9 (13.6)	9 [6.7]
300 ～ 499 人	31 [100.0]	18 [58.1]	13 [41.9]	1 (7.7)	10 (76.9)	2 (15.4)	-
500 ～ 999 人	33 [100.0]	19 [57.6]	12 [36.4]	1 (8.3)	10 (83.3)	1 (8.3)	2 [6.1]
1,000 人 以上	80 [100.0]	51 [63.8]	21 [26.3]	3 (14.3)	15 (71.4)	3 (14.3)	8 [10.0]
鉱 業 ・ 採 石 業	1 [100.0]	-	-	-	-	-	1 [100.0]
建 設 業	60 [100.0]	10 [16.7]	37 [61.7]	5 (13.5)	24 (64.9)	8 (21.6)	13 [21.7]
製 造 業	225 [100.0]	64 [28.4]	135 [60.0]	25 (18.5)	89 (65.9)	21 (15.6)	26 [11.6]
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 [100.0]	6 [60.0]	4 [40.0]	-	2 (50.0)	2 (50.0)	-
通 信 ・ 放 送	5 [100.0]	1 [20.0]	3 [60.0]	1 (33.3)	2 (66.7)	-	1 [20.0]
運 輸 業	35 [100.0]	8 [22.9]	21 [60.0]	5 (23.8)	11 (52.4)	5 (23.8)	6 [17.1]
卸 小 売 業	66 [100.0]	50 [75.8]	12 [18.2]	1 (8.3)	10 (83.3)	1 (8.3)	4 [6.1]
金 融 ・ 保 険 業	6 [100.0]	2 [33.3]	4 [66.7]	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 [100.0]	3 [37.5]	4 [50.0]	1 (25.0)	3 (75.0)	-	1 [12.5]
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 [100.0]	11 [91.7]	1 [8.3]	-	1 (100.0)	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	3 [100.0]	2 [66.7]	-	-	-	-	1 [33.3]
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 [100.0]	4 [33.3]	8 [66.7]	-	8 (100.0)	-	-
医 療 ・ 福 祉	104 [100.0]	66 [63.5]	34 [32.7]	6 (17.6)	24 (70.6)	4 (11.8)	4 [3.8]
サ ー ビ ス 業	37 [100.0]	15 [40.5]	17 [45.9]	5 (29.4)	9 (52.9)	3 (17.6)	5 [13.5]
無 回 答	2 [100.0]	-	2 [100.0]	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-
労 働 組 合 有	178 [100.0]	86 [48.3]	76 [42.7]	10 (13.2)	50 (65.8)	16 (21.1)	16 [9.0]
労 働 組 合 無	404 [100.0]	153 [37.9]	205 [50.7]	41 (20.0)	137 (66.8)	27 (13.2)	46 [11.4]
無 回 答	4 [100.0]	3 [75.0]	1 [25.0]	-	-	1 (100.0)	-
26 年 調 査 計	616 [100.0]	241 [39.1]	311 [50.5]	57 (18.3)	214 (68.8)	40 (12.9)	64 [10.4]
25 年 調 査 計	572 [100.0]	220 [38.5]	313 [54.7]	52 (16.6)	239 (76.4)	22 (7.0)	39 [6.8]

2 派遣労働者の受入状況

派遣労働者を受け入れている事業所は27.5%

派遣労働者の受入状況は、161事業所（27.5%）が受け入れており、平均受入人数は15.8人となっている。前年（27.8%）に比べ0.3ポイント減少したが、人数は9.7人から6.1人増加した。受入業務については「技能・労務」（58.4%）、「事務」（34.8%）が多い。規模別にみると、500～999人で48.5%、300～499人で48.4%と受入率が高い。平均受入人数については、1,000人以上が最も多く、38.2人となっている。

派遣労働者の受入状況

[], ()は%

区 分	総数	受入業務(複数回答)							平均人数
		受け入れている	事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答	
調 査 計	586 [100.0]	161 [27.5] (100.0)	56 (34.8)	7 (4.3)	29 (18.0)	94 (58.4)	14 (8.7)	4 (2.5)	15.8
30 ～ 99 人	307 [100.0]	54 [17.6] (100.0)	14 (25.9)	1 (1.9)	10 (18.5)	33 (61.1)	1 (1.9)	1 (1.9)	7.5
100 ～ 299 人	135 [100.0]	54 [40.0] (100.0)	19 (35.2)	4 (7.4)	4 (7.4)	32 (59.3)	6 (11.1)	2 (3.7)	9.5
300 ～ 499 人	31 [100.0]	15 [48.4] (100.0)	3 (20.0)	-	2 (13.3)	13 (86.7)	-	1 (6.7)	24.7
500 ～ 999 人	33 [100.0]	16 [48.5] (100.0)	8 (50.0)	-	3 (18.8)	7 (43.8)	5 (31.3)	-	26.2
1,000 人 以 上	80 [100.0]	22 [27.5] (100.0)	12 (54.5)	2 (9.1)	10 (45.5)	9 (40.9)	2 (9.1)	-	38.2
鉱 業 ・ 採 石 業	1 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	60 [100.0]	4 [6.7] (100.0)	2 (50.0)	-	1 (25.0)	2 (50.0)	-	-	4.5
製 造 業	225 [100.0]	104 [46.2] (100.0)	29 (27.9)	3 (2.9)	16 (15.4)	83 (79.8)	3 (2.9)	2 (1.9)	20.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	10 [100.0]	1 [10.0] (100.0)	-	-	-	-	-	1 (100.0)	2.0
通 信 ・ 放 送	5 [100.0]	2 [40.0] (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-	-	3.5
運 輸 業	35 [100.0]	3 [8.6] (100.0)	2 (66.7)	-	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	5.0
卸 小 売 業	66 [100.0]	4 [6.1] (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	-	-	1 (25.0)	-	3.8
金 融 ・ 保 険 業	6 [100.0]	1 [16.7] (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	3.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	8 [100.0]	3 [37.5] (100.0)	1 (33.3)	-	3 (100.0)	-	-	-	2.7
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	12 [100.0]	1 [8.3] (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	13.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽	3 [100.0]	1 [33.3] (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	1.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12 [100.0]	6 [50.0] (100.0)	3 (50.0)	-	-	3 (50.0)	-	-	3.5
医 療 ・ 福 祉	104 [100.0]	20 [19.2] (100.0)	7 (35.0)	-	5 (25.0)	3 (15.0)	6 (30.0)	1 (5.0)	3.8
サ ー ビ ス 業	37 [100.0]	10 [27.0] (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	-	24.2
無 回 答	2 [100.0]	1 [50.0] (100.0)	-	-	-	1 (100.0)	-	-	1.0
労 働 組 合 有	178 [100.0]	63 [35.4] (100.0)	29 (46.0)	2 (3.2)	12 (19.0)	41 (65.1)	3 (4.8)	1 (1.6)	18.3
労 働 組 合 無	404 [100.0]	98 [24.3] (100.0)	27 (27.6)	5 (5.1)	17 (17.3)	53 (54.1)	11 (11.2)	3 (3.1)	14.2
無 回 答	4 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
26 年 調 査 計	616 [100.0]	171 [27.8] (100.0)	52 (30.4)	13 (7.6)	24 (14.0)	110 (64.3)	14 (8.2)	2 (1.2)	9.7
25 年 調 査 計	572 [100.0]	135 [23.6] (100.0)	37 (27.4)	15 (11.1)	29 (21.5)	67 (49.6)	13 (9.6)	2 (1.5)	9.9

3 業務請負会社の利用状況

業務請負会社を利用している事業所は12.8%

業務請負会社の利用状況は、75 事業所（12.8%）が利用しており、平均受入人数は47.8 人となっている。前年（10.1%）に比べ利用状況は2.7ポイント、人数は32.7人から15.1人増えた。利用業務については「技能・労務」が最も高く、54.7%となっている。規模別にみると、500～999人（21.2%）で比較的利用が多い。

業務請負会社の利用状況 [], ()は%

区分	総数	受入業務(複数回答)							平均人数
		利用している	事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答	
調査計	586 [100.0]	75 [12.8] (100.0)	9 (12.0)	6 (8.0)	15 (20.0)	41 (54.7)	16 (21.3)	6 (8.0)	47.8
30～99人	307 [100.0]	28 [9.1] (100.0)	1 (3.6)	1 (3.6)	7 (25.0)	15 (53.6)	3 (10.7)	3 (10.7)	13.0
100～299人	135 [100.0]	21 [15.6] (100.0)	2 (9.5)	1 (4.8)	2 (9.5)	11 (52.4)	8 (38.1)	-	16.5
300～499人	31 [100.0]	4 [12.9] (100.0)	-	1 (25.0)	-	3 (75.0)	-	-	6.0
500～999人	33 [100.0]	7 [21.2] (100.0)	3 (42.9)	1 (14.3)	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	47.4
1,000人以上	80 [100.0]	15 [18.8] (100.0)	3 (20.0)	2 (13.3)	4 (26.7)	8 (53.3)	4 (26.7)	2 (13.3)	186.8
鉱業・採石業	1 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	60 [100.0]	4 [6.7] (100.0)	1 (25.0)	-	1 (25.0)	3 (75.0)	-	-	138.0
製造業	225 [100.0]	38 [16.9] (100.0)	3 (7.9)	3 (7.9)	5 (13.2)	30 (78.9)	5 (13.2)	2 (5.3)	52.0
電気・ガス・水道業	10 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
通信・放送	5 [100.0]	3 [60.0] (100.0)	-	-	3 (100.0)	-	-	-	13.3
運輸業	35 [100.0]	4 [11.4] (100.0)	1 (25.0)	-	-	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	49.0
卸小売業	66 [100.0]	2 [3.0] (100.0)	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	-	5.0
金融・保険業	6 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス	8 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業・飲食サービス業	12 [100.0]	1 [8.3] (100.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	-	20.0
生活関連サービス・娯楽業	3 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	12 [100.0]	3 [25.0] (100.0)	-	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	3.7
医療・福祉	104 [100.0]	13 [12.5] (100.0)	4 (30.8)	-	5 (38.5)	3 (23.1)	7 (53.8)	-	28.2
サービス業	37 [100.0]	7 [18.9] (100.0)	-	1 (14.3)	-	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)	70.0
無回答	2 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
労働組合有	178 [100.0]	36 [20.2] (100.0)	6 (16.7)	4 (11.1)	6 (16.7)	24 (66.7)	7 (19.4)	1 (2.8)	67.1
労働組合無	404 [100.0]	39 [9.7] (100.0)	3 (7.7)	2 (5.1)	9 (23.1)	17 (43.6)	9 (23.1)	5 (12.8)	27.3
無回答	4 [100.0]	-	-	-	-	-	-	-	-
26年調査計	616 [100.0]	62 [10.1] (100.0)	8 (12.9)	4 (6.5)	10 (16.1)	37 (59.7)	15 (24.2)	2 (3.2)	32.7
25年調査計	572 [100.0]	46 [8.0] (100.0)	6 (13.0)	4 (8.7)	9 (19.6)	30 (65.2)	11 (23.9)	1 (2.2)	27.7

4 正規職員の状況

正規職員の割合は 66.9%

正規職員の割合は、46,713 人で、全体に占める割合は 66.9%となっている。前年（63.7%）に比べて 3.2 ポイント増加した。

規模別にみると、30～99 人で 72.8%と正規職員の割合が比較的高かった。

産業別にみると、正規職員の割合が高いのは、鉱業・採石業（100%）、電気・ガス・水道業（95.3%）、金融・保険業（83.3%）、通信・放送（82.6%）などで、生活関連サービス・娯楽業（16.8%）、宿泊業・飲食サービス（29.9%）、卸・小売業（33.1%）、は低い。

正規職員の状況

()は%

	総数	常用労働者		臨時労働者数	パートタイマー	派遣労働者	業務請負
		正規の職員	正規の職員以外				
調査計	69,773 (100.0)	46,713 (66.9)	8,086 (11.6)	529 (0.8)	8,651 (12.4)	2,545 (3.6)	3,249 (4.7)
30 ～ 99 人	16,921 (100.0)	12,314 (72.8)	1,528 (9.0)	183 (1.1)	2,156 (12.7)	403 (2.4)	337 (2.0)
100 ～ 299 人	17,449 (100.0)	11,973 (68.6)	2,270 (13.0)	158 (0.9)	2,223 (12.7)	511 (2.9)	314 (1.8)
300 ～ 499 人	5,458 (100.0)	3,388 (62.1)	946 (17.3)	126 (2.3)	603 (11.0)	371 (6.8)	24 (0.4)
500 ～ 999 人	7,159 (100.0)	4,665 (65.2)	993 (13.9)	18 (0.3)	732 (10.2)	419 (5.9)	332 (4.6)
1,000 人以上	22,786 (100.0)	14,373 (63.1)	2,349 (10.3)	44 (0.2)	2,937 (12.9)	841 (3.7)	2,242 (9.8)
鉱業・採石業	35 (100.0)	35 (100.0)	-	-	-	-	-
建設業	3,716 (100.0)	2,726 (73.4)	328 (8.8)	30 (0.8)	62 (1.7)	18 (0.5)	552 (14.9)
製造業	30,649 (100.0)	21,849 (71.3)	3,448 (11.2)	56 (0.2)	1,301 (4.2)	2,123 (6.9)	1,872 (6.1)
電気・ガス・水道業	946 (100.0)	902 (95.3)	24 (2.5)	-	18 (1.9)	2 (0.2)	-
通信・放送	569 (100.0)	470 (82.6)	38 (6.7)	-	14 (2.5)	7 (1.2)	40 (7.0)
運輸業	2,543 (100.0)	1,988 (78.2)	193 (7.6)	9 (0.4)	142 (5.6)	15 (0.6)	196 (7.7)
卸小売業	6,545 (100.0)	2,167 (33.1)	327 (5.0)	116 (1.8)	3,910 (59.7)	15 (0.2)	10 (0.2)
金融・保険業	426 (100.0)	355 (83.3)	30 (7.0)	2 (0.5)	36 (8.5)	3 (0.7)	-
学術研究・専門・技術サービス	791 (100.0)	337 (42.6)	217 (27.4)	44 (5.6)	185 (23.4)	8 (1.0)	-
宿泊業・飲食サービス	666 (100.0)	199 (29.9)	64 (9.6)	29 (4.4)	341 (51.2)	13 (2.0)	20 (3.0)
生活関連サービス・娯楽業	161 (100.0)	27 (16.8)	43 (26.7)	27 (16.8)	63 (39.1)	1 (0.6)	-
教育・学習支援業	3,845 (100.0)	2,746 (71.4)	523 (13.6)	5 (0.1)	539 (14.0)	21 (0.5)	11 (0.3)
医療・福祉	13,654 (100.0)	9,835 (72.0)	1,797 (13.2)	76 (0.6)	1,532 (11.2)	76 (0.6)	338 (2.5)
サービス業	5,074 (100.0)	2,950 (58.1)	1,044 (20.6)	126 (2.5)	502 (9.9)	242 (4.8)	210 (4.1)
無回答	153 (100.0)	127 (83.0)	10 (6.5)	9 (5.9)	6 (3.9)	1 (0.7)	-
労働組合有	32,140 (100.0)	21,279 (66.2)	3,873 (12.1)	191 (0.6)	3,298 (10.3)	1,152 (3.6)	2,347 (7.3)
労働組合無	37,047 (100.0)	25,141 (67.9)	4,041 (10.9)	338 (0.9)	5,232 (14.1)	1,393 (3.8)	902 (2.4)
無回答	586 (100.0)	293 (50.0)	172 (29.4)	-	121 (20.6)	-	-
26 年調査計	67,049 (100.0)	42,692 (63.7)	8,223 (12.3)	1,007 (1.5)	11,438 (17.1)	1,662 (2.5)	2,027 (3.0)
25 年調査計	66,484 (100.0)	39,687 (59.7)	8,270 (12.4)	951 (1.4)	14,989 (22.5)	1,313 (2.0)	1,274 (1.9)

統 計 附 表

○モデル退職金（規模別）

○モデル退職金（産業別）

○モデル退職金（労組別）

○平成 27 年 7 月分平均賃金（規模別）

○平成 27 年 7 月分平均賃金（産業別）

○平成 27 年 7 月分平均賃金（労組別）

*表中、（ ）内の数字は、有効回答のあった事業所数である。

*退職（年）金額の回答事業者数に比して、年金原価額の回答事業者数が極端に少ない場合に「退職（年）金額」より「年金原価額」の方が上回る場合がある。

モデル退職金(規模別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	128 (298)	45 (72)	106 (326)	37 (73)
	20	38	平均額 (事業所数)	373 (300)	125 (74)	334 (329)	103 (76)
	30	48	平均額 (事業所数)	758 (294)	291 (70)	666 (322)	232 (72)
	定年		平均額 (事業所数)	1,193 (282)	394 (68)		
	20	42	平均額 (事業所数)	473 (265)	147 (70)	405 (282)	119 (71)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	943 (263)	285 (68)	854 (282)	253 (69)
	定年		平均額 (事業所数)	1,362 (252)	394 (71)		
	10	32	平均額 (事業所数)	162 (265)	49 (70)	133 (283)	39 (71)
	20	42	平均額 (事業所数)	473 (265)	147 (70)	405 (282)	119 (71)
	30	52	平均額 (事業所数)	943 (263)	285 (68)	854 (282)	253 (69)

30人~99人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	106 (160)	37 (16)	95 (176)	33 (17)
	20	38	平均額 (事業所数)	298 (160)	91 (16)	289 (176)	82 (17)
	30	48	平均額 (事業所数)	581 (156)	234 (16)	522 (173)	155 (17)
	定年		平均額 (事業所数)	953 (140)	239 (16)		
	10	32	平均額 (事業所数)	126 (135)	40 (14)	103 (145)	35 (15)
大学卒	20	42	平均額 (事業所数)	359 (135)	107 (14)	309 (144)	92 (15)
	30	52	平均額 (事業所数)	677 (133)	192 (14)	619 (144)	167 (15)
	定年		平均額 (事業所数)	932 (120)	237 (15)		

100人~299人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	137 (66)	61 (11)	108 (72)	51 (12)
	20	38	平均額 (事業所数)	397 (67)	167 (11)	348 (74)	147 (13)
	30	48	平均額 (事業所数)	850 (66)	353 (12)	733 (71)	342 (13)
	定年		平均額 (事業所数)	1,224 (68)	587 (13)		
	10	32	平均額 (事業所数)	173 (57)	60 (10)	159 (59)	51 (9)
大学卒	20	42	平均額 (事業所数)	493 (57)	157 (10)	441 (59)	145 (9)
	30	52	平均額 (事業所数)	973 (58)	322 (11)	867 (59)	314 (10)
	定年		平均額 (事業所数)	1,608 (58)	526 (14)		

300人~499人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	158 (17)	- (-)	98 (17)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	509 (17)	- (-)	362 (17)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	978 (17)	- (-)	831 (17)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,462 (15)	- (-)		
	10	32	平均額 (事業所数)	205 (15)	- (-)	128 (15)	- (-)
大学卒	20	42	平均額 (事業所数)	646 (15)	- (-)	467 (15)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,239 (15)	- (-)	1,138 (15)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,640 (13)	- (-)		

500人~999人

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	132 (24)	40 (4)	100 (26)	31 (4)
	20	38	平均額 (事業所数)	414 (25)	115 (5)	334 (27)	84 (5)
	30	48	平均額 (事業所数)	870 (25)	228 (5)	694 (27)	185 (5)
	定年		平均額 (事業所数)	1,243 (26)	408 (7)		
	10	32	平均額 (事業所数)	174 (26)	53 (8)	140 (28)	46 (9)
大学卒	20	42	平均額 (事業所数)	519 (26)	158 (8)	438 (28)	138 (9)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,173 (26)	302 (8)	972 (28)	303 (9)
	定年		平均額 (事業所数)	1,398 (27)	500 (10)		

1,000人以上

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	203 (31)	71 (5)	168 (35)	47 (5)
	20	38	平均額 (事業所数)	599 (31)	256 (5)	518 (35)	168 (5)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,258 (30)	653 (4)	1,158 (34)	584 (4)
	定年		平均額 (事業所数)	2,022 (32)	874 (3)		
	10	32	平均額 (事業所数)	262 (32)	78 (4)	209 (36)	44 (4)
大学卒	20	42	平均額 (事業所数)	805 (32)	343 (4)	679 (36)	228 (4)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,692 (31)	747 (3)	1,585 (35)	648 (3)
	定年		平均額 (事業所数)	2,323 (34)	777 (3)		

モデル退職金(産業別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	128 (298)	45 (72)	106 (326)	37 (73)
	20	38	平均額 (事業所数)	373 (300)	125 (74)	334 (329)	103 (76)
	30	48	平均額 (事業所数)	758 (294)	291 (70)	666 (322)	232 (72)
	定年		平均額 (事業所数)	1,193 (282)	394 (68)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	162 (265)	49 (70)	133 (283)	39 (71)
	20	42	平均額 (事業所数)	473 (265)	147 (70)	405 (282)	119 (71)
	30	52	平均額 (事業所数)	943 (263)	285 (68)	854 (282)	253 (69)
	定年		平均額 (事業所数)	1,362 (252)	394 (71)		

鉱業・採石業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	66 (1)	- (-)	52 (1)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	198 (1)	- (-)	178 (1)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	450 (1)	- (-)	450 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	(-)	(-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	90 (1)	- (-)	72 (1)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	264 (1)	- (-)	237 (1)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	576 (1)	- (-)	576 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	(-)	(-)		

建設業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	105 (42)	38 (6)	96 (40)	34 (6)
	20	38	平均額 (事業所数)	288 (41)	105 (6)	268 (40)	97 (6)
	30	48	平均額 (事業所数)	559 (40)	396 (6)	507 (39)	195 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	892 (31)	313 (6)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	128 (37)	43 (6)	110 (35)	38 (6)
	20	42	平均額 (事業所数)	345 (37)	121 (6)	312 (35)	104 (6)
	30	52	平均額 (事業所数)	622 (35)	229 (6)	615 (34)	218 (6)
	定年		平均額 (事業所数)	1,005 (27)	339 (6)		

製造業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	114 (121)	52 (20)	96 (130)	36 (22)
	20	38	平均額 (事業所数)	333 (123)	152 (21)	307 (132)	106 (23)
	30	48	平均額 (事業所数)	669 (119)	317 (21)	540 (126)	248 (23)
	定年		平均額 (事業所数)	1,020 (123)	461 (25)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	147 (96)	62 (18)	102 (101)	38 (19)
	20	42	平均額 (事業所数)	437 (96)	197 (18)	338 (101)	131 (19)
	30	52	平均額 (事業所数)	840 (96)	387 (18)	715 (100)	299 (19)
	定年		平均額 (事業所数)	1,172 (99)	451 (26)		

製造業 食料品・たばこ

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	128 (2)	- (-)	100 (2)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	325 (2)	- (-)	303 (2)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	528 (2)	- (-)	528 (2)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	747 (2)	- (-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	90 (1)	- (-)	90 (1)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	252 (1)	- (-)	252 (1)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	555 (1)	- (-)	555 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	900 (1)	- (-)		

製造業 繊維工業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	53 (3)	- (-)	27 (4)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	93 (3)	- (-)	50 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	57 (2)	- (-)	45 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	84 (1)	- (-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	44 (2)	- (-)	22 (2)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	53 (2)	- (-)	32 (2)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	63 (2)	- (-)	41 (2)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	97 (1)	- (-)		

モデル退職金(産業別)

製造業 木材・家具

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	87	-	70	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(1)	(-)
	20	38	平均額	262	-	290	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(1)	(-)
	30	48	平均額	740	-	670	-
		(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)	
大学卒	10	32	平均額	150	-	80	-
			(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)
	20	42	平均額	490	-	340	-
			(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)
	30	52	平均額	980	-	880	-
		(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)	
	定年		平均額	1,400	-	-	-
			(事業所数)	(1)	(-)	-	(-)

製造業 パルプ・紙加工品

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	115	-	226	-
			(事業所数)	(3)	(-)	(3)	(-)
	20	38	平均額	358	-	604	-
			(事業所数)	(3)	(-)	(3)	(-)
	30	48	平均額	781	-	414	-
		(事業所数)	(3)	(-)	(3)	(-)	
大学卒	10	32	平均額	164	-	647	-
			(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)
	20	42	平均額	647	-	1,468	-
			(事業所数)	(1)	(-)	(1)	(-)
	30	52	平均額	1,468	-	-	-
		(事業所数)	(1)	(-)	(-)	(-)	
	定年		平均額	1,805	107	-	-
			(事業所数)	(1)	(1)	-	(-)

製造業 印刷・出版

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	120	-	665	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(3)	(-)
	20	38	平均額	370	-	1,997	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(3)	(-)
	30	48	平均額	629	-	629	-
		(事業所数)	(2)	(-)	(2)	(-)	
大学卒	10	32	平均額	122	-	122	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(2)	(-)
	20	42	平均額	372	-	372	-
			(事業所数)	(2)	(-)	(2)	(-)
	30	52	平均額	651	-	651	-
		(事業所数)	(2)	(-)	(2)	(-)	
	定年		平均額	1,105	447	-	-
			(事業所数)	(3)	(1)	-	(-)

製造業 化学・ゴム・プラスチック

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	126	60	93	44
			(事業所数)	(17)	(5)	(19)	(5)
	20	38	平均額	363	196	324	179
			(事業所数)	(17)	(5)	(19)	(5)
	30	48	平均額	760	383	676	379
		(事業所数)	(17)	(5)	(19)	(5)	
大学卒	10	32	平均額	172	78	123	55
			(事業所数)	(15)	(5)	(17)	(5)
	20	42	平均額	559	265	454	241
			(事業所数)	(15)	(5)	(17)	(5)
	30	52	平均額	1,060	546	1,016	541
		(事業所数)	(15)	(5)	(17)	(5)	
	定年		平均額	1,397	770	-	-
			(事業所数)	(18)	(6)	-	(-)

製造業 窯業・土業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	122	67	88	56
			(事業所数)	(11)	(3)	(11)	(3)
	20	38	平均額	340	166	263	146
			(事業所数)	(11)	(3)	(11)	(3)
	30	48	平均額	634	321	546	295
		(事業所数)	(11)	(3)	(11)	(3)	
大学卒	10	32	平均額	170	128	106	97
			(事業所数)	(6)	(2)	(7)	(2)
	20	42	平均額	484	326	336	261
			(事業所数)	(6)	(2)	(7)	(2)
	30	52	平均額	855	573	666	501
		(事業所数)	(7)	(2)	(8)	(2)	
	定年		平均額	1,180	865	-	-
			(事業所数)	(6)	(2)	-	(-)

製造業 鉄鋼・非鉄

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	146	51	90	48
			(事業所数)	(8)	(3)	(8)	(3)
	20	38	平均額	451	192	357	185
			(事業所数)	(8)	(3)	(8)	(3)
	30	48	平均額	899	397	814	397
		(事業所数)	(8)	(3)	(8)	(3)	
大学卒	10	32	平均額	192	58	126	58
			(事業所数)	(6)	(2)	(6)	(2)
	20	42	平均額	565	183	453	183
			(事業所数)	(6)	(2)	(6)	(2)
	30	52	平均額	1,061	367	935	367
		(事業所数)	(6)	(2)	(6)	(2)	
	定年		平均額	1,514	580	-	-
			(事業所数)	(6)	(3)	-	(-)

モデル退職金(産業別)

製造業 金属製品

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	86 (14)	- (-)	71 (15)	14 (1)
	20	38	平均額 (事業所数)	296 (14)	- (-)	253 (15)	34 (1)
	30	48	平均額 (事業所数)	594 (13)	166 (1)	480 (13)	165 (2)
	定年		平均額 (事業所数)	918 (13)	245 (1)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	90 (10)	- (-)	62 (11)	14 (1)
	20	42	平均額 (事業所数)	336 (10)	- (-)	266 (11)	34 (1)
	30	52	平均額 (事業所数)	593 (9)	181 (1)	572 (10)	175 (2)
	定年		平均額 (事業所数)	1,038 (9)	190 (2)		

製造業 機械器具・電子部品・電気機械・輸送用機器

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	109 (50)	77 (9)	72 (53)	42 (9)
	20	38	平均額 (事業所数)	313 (52)	207 (10)	226 (55)	95 (10)
	30	48	平均額 (事業所数)	624 (51)	441 (9)	476 (53)	248 (9)
	定年		平均額 (事業所数)	933 (47)	461 (10)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	139 (45)	85 (9)	83 (46)	41 (9)
	20	42	平均額 (事業所数)	401 (45)	276 (9)	274 (46)	132 (9)
	30	52	平均額 (事業所数)	774 (45)	520 (8)	631 (46)	307 (8)
	定年		平均額 (事業所数)	1,021 (43)	363 (10)		

製造業 その他

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	145 (8)	- (-)	107 (10)	10 (1)
	20	38	平均額 (事業所数)	420 (8)	- (-)	327 (10)	30 (1)
	30	48	平均額 (事業所数)	843 (8)	- (-)	653 (10)	76 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	1,163 (10)	- (-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	214 (7)	- (-)	161 (7)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	517 (7)	- (-)	430 (7)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,115 (7)	- (-)	917 (7)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,393 (10)	280 (1)		

電気・ガス・水道業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	138 (2)	43 (1)	138 (2)	43 (1)
	20	38	平均額 (事業所数)	501 (2)	93 (1)	501 (2)	93 (1)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,181 (2)	159 (1)	1,181 (2)	159 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	1,453 (1)	501 (1)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	157 (1)	- (-)	157 (1)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	582 (1)	- (-)	582 (1)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,377 (1)	- (-)	1,377 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)		

通信・放送

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	45 (3)	- (-)	43 (3)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	151 (3)	- (-)	116 (3)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	307 (3)	- (-)	237 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	607 (2)	- (-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	66 (3)	- (-)	56 (3)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	211 (3)	- (-)	163 (3)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	451 (3)	- (-)	376 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	707 (2)	- (-)		

運輸業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	129 (14)	50 (1)	92 (19)	50 (1)
	20	38	平均額 (事業所数)	339 (14)	125 (1)	319 (19)	125 (1)
	30	48	平均額 (事業所数)	632 (14)	250 (1)	708 (19)	250 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	1,034 (16)	- (-)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	155 (11)	- (-)	204 (15)	- (-)
	20	42	平均額 (事業所数)	395 (11)	- (-)	338 (15)	- (-)
	30	52	平均額 (事業所数)	723 (11)	- (-)	856 (15)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,200 (13)	- (-)		

モデル退職金(産業別)

卸売・小売業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	192 (28)	8 (1)	171 (29)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	514 (28)	38 (1)	459 (29)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	974 (29)	83 (1)	886 (30)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	1,872 (24)	- (-)		
	20	42	平均額 (事業所数)	650 (27)	38 (1)	614 (27)	89 (1)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	1,294 (28)	63 (1)	1,253 (28)	140 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	2,099 (24)	- (-)		

金融・保険業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	167 (3)	- (-)	109 (3)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	658 (3)	- (-)	547 (3)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,549 (3)	- (-)	1,370 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	2,171 (3)	- (-)		
	20	42	平均額 (事業所数)	859 (3)	- (-)	726 (3)	- (-)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	1,686 (3)	- (-)	1,500 (3)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	2,305 (3)	- (-)		

学術研究・専門・技術サービス

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	77 (4)	- (-)	68 (4)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	259 (4)	- (-)	246 (4)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	579 (4)	- (-)	558 (4)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	852 (4)	- (-)		
	20	42	平均額 (事業所数)	296 (4)	- (-)	281 (4)	- (-)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	705 (4)	- (-)	705 (4)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	898 (4)	- (-)		

宿泊業・飲食サービス

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	96 (3)	60 (1)	83 (5)	60 (1)
	20	38	平均額 (事業所数)	234 (3)	120 (1)	216 (5)	120 (1)
	30	48	平均額 (事業所数)	487 (3)	180 (1)	427 (5)	180 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	656 (3)	22 (1)		
	20	42	平均額 (事業所数)	347 (2)	120 (1)	348 (3)	120 (1)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	590 (2)	180 (1)	636 (3)	180 (1)
	定年		平均額 (事業所数)	690 (2)	198 (1)		

生活関連サービス・娯楽業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)	100 (1)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)	250 (1)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)	450 (1)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)		
	20	42	平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	- (-)	- (-)		

教育・学習支援業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	184 (8)	- (-)	124 (10)	- (-)
	20	38	平均額 (事業所数)	706 (8)	- (-)	527 (10)	- (-)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,445 (8)	- (-)	1,218 (10)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	2,026 (9)	- (-)		
	20	42	平均額 (事業所数)	860 (9)	- (-)	693 (10)	- (-)
大学卒	30	52	平均額 (事業所数)	1,666 (9)	- (-)	1,518 (10)	- (-)
	定年		平均額 (事業所数)	2,165 (10)	- (-)		

モデル退職金(産業別)

医療・福祉

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	144	69	118	64
			(事業所数)	(50)	(6)	(60)	(7)
	20	38	平均額	426	189	371	170
			(事業所数)	(50)	(6)	(60)	(8)
	30	48	平均額	911	427	802	412
			(事業所数)	(49)	(6)	(60)	(7)
定年		平均額	1,417	672	-	-	
		(事業所数)	(47)	(6)	-	-	
大学卒	10	32	平均額	174	65	153	63
			(事業所数)	(52)	(10)	(61)	(10)
	20	42	平均額	503	187	453	185
			(事業所数)	(52)	(10)	(60)	(10)
	30	52	平均額	1,115	373	949	378
			(事業所数)	(51)	(10)	(60)	(10)
定年		平均額	1,550	625	-	-	
		(事業所数)	(50)	(9)	-	-	

サービス業

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額	135	-	90	-
			(事業所数)	(18)	(-)	(18)	(-)
	20	38	平均額	377	-	307	-
			(事業所数)	(19)	(-)	(19)	(-)
	30	48	平均額	816	-	733	-
			(事業所数)	(18)	(-)	(18)	(-)
定年		平均額	1,184	-	-	-	
		(事業所数)	(17)	(-)	-	-	
大学卒	10	32	平均額	170	-	119	-
			(事業所数)	(18)	(-)	(18)	(-)
	20	42	平均額	482	-	405	-
			(事業所数)	(18)	(-)	(18)	(-)
	30	52	平均額	904	-	817	-
			(事業所数)	(18)	(-)	(18)	(-)
定年		平均額	1,210	-	-	-	
		(事業所数)	(17)	(-)	-	-	

モデル退職金(労組別)

調査計

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	128 (298)	45 (72)	106 (326)	37 (73)
	20	38	平均額 (事業所数)	373 (300)	125 (74)	334 (329)	103 (76)
	30	48	平均額 (事業所数)	758 (294)	291 (70)	666 (322)	232 (72)
		定年	平均額 (事業所数)	1,193 (282)	394 (68)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	162 (265)	49 (70)	133 (283)	39 (71)
	20	42	平均額 (事業所数)	473 (265)	147 (70)	405 (282)	119 (71)
	30	52	平均額 (事業所数)	943 (263)	285 (68)	854 (282)	253 (69)
		定年	平均額 (事業所数)	1,362 (252)	394 (71)		

労働組合有

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	167 (95)	52 (10)	130 (101)	38 (10)
	20	38	平均額 (事業所数)	511 (96)	176 (11)	438 (102)	124 (11)
	30	48	平均額 (事業所数)	1,068 (94)	390 (10)	961 (100)	332 (10)
		定年	平均額 (事業所数)	1,785 (96)	581 (13)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	221 (89)	62 (9)	185 (95)	38 (8)
	20	42	平均額 (事業所数)	676 (89)	226 (9)	571 (95)	151 (8)
	30	52	平均額 (事業所数)	1,351 (89)	453 (8)	1,251 (94)	383 (7)
		定年	平均額 (事業所数)	1,872 (89)	567 (11)		

労働組合無

学歴	勤続年数 (年)	年齢 (歳)		会社都合退職		自己都合退職	
				退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)	退職(年)金 (万円)	うち年金原 価額 (万円)
高校卒	10	28	平均額 (事業所数)	110 (203)	42 (26)	96 (225)	37 (28)
	20	38	平均額 (事業所数)	307 (204)	103 (26)	287 (227)	94 (29)
	30	48	平均額 (事業所数)	612 (200)	248 (27)	534 (222)	191 (29)
		定年	平均額 (事業所数)	888 (185)	298 (26)		
大学卒	10	32	平均額 (事業所数)	131 (176)	43 (27)	107 (188)	39 (29)
	20	42	平均額 (事業所数)	371 (176)	116 (27)	321 (187)	108 (29)
	30	52	平均額 (事業所数)	734 (174)	219 (28)	653 (187)	207 (30)
		定年	平均額 (事業所数)	1,083 (163)	326 (31)		

平成27年度7月分賃金実態額(規模別)

規模	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
全規模		46,414	249	30	279	11.5	37.0
	男子	30,291	269	41	310	11.6	37.6
	事務	13,197	301	37	338	13.8	41.4
	生産	17,094	243	33	277	11.0	37.4
	女子	16,123	206	16	222	10.8	36.1
	事務	10,084	211	15	226	10.7	37.0
	生産	6,039	188	14	202	11.7	37.8
30人～99人		12,761	248	28	277	10.9	39.0
	男子	8,826	269	48	317	11.2	39.4
	事務	2,964	297	46	342	13.5	43.1
	生産	5,862	252	28	280	10.6	37.9
	女子	3,935	199	13	212	10.1	38.2
	事務	1,877	206	12	219	10.7	39.2
	生産	2,058	180	11	191	10.1	39.0
100人～299人		10,921	245	28	273	11.7	35.9
	男子	7,263	268	30	298	11.5	36.5
	事務	3,074	311	21	332	13.7	43.0
	生産	4,189	223	34	257	10.7	36.7
	女子	3,658	206	17	223	11.9	35.7
	事務	2,233	215	16	231	10.1	35.1
	生産	1,425	177	14	192	14.4	36.7
300人～499人		3,894	251	38	289	14.4	36.7
	男子	2,607	276	40	316	14.5	37.0
	事務	1,247	308	33	341	14.1	40.2
	生産	1,360	217	47	264	13.1	33.8
	女子	1,287	215	26	241	14.4	37.1
	事務	570	227	26	254	13.3	37.3
	生産	717	189	25	214	13.9	40.8
500人～999人		4,707	252	32	285	13.3	34.9
	男子	3,326	275	35	310	12.5	36.8
	事務	1,047	315	23	338	16.4	39.6
	生産	2,279	256	48	304	11.8	38.4
	女子	1,381	213	17	230	12.9	33.6
	事務	719	231	15	246	13.1	41.6
	生産	662	217	18	236	15.8	37.1
1,000人以上		14,131	255	34	290	11.4	31.9
	男子	8,269	261	39	300	12.0	32.9
	事務	4,865	290	37	327	13.6	33.0
	生産	3,404	249	49	297	13.2	36.9
	女子	5,862	227	23	249	8.5	28.3
	事務	4,685	206	22	227	9.0	27.8
	生産	1,177	241	25	266	10.1	32.4

*賃金は、各規模の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
調査産業計		46,414	249	30	279	11.5	37.0
	男子	30,291	269	41	310	11.6	37.6
	事務	13,197	301	37	338	13.8	41.4
	生産	17,094	243	33	277	11.0	37.4
	女子	16,123	206	16	222	10.8	36.1
	事務	10,084	211	15	226	10.7	37.0
	生産	6,039	188	14	202	11.7	37.8
鉱業・採石業		-	-	-	-	-	-
	男子	-	-	-	-	-	-
	事務	-	-	-	-	-	-
	生産	-	-	-	-	-	-
	女子	-	-	-	-	-	-
	事務	-	-	-	-	-	-
	生産	-	-	-	-	-	-
建設業		2,899	278	26	304	10.6	40.6
	男子	2,588	288	28	316	10.5	40.8
	事務	992	322	28	349	12.0	42.1
	生産	1,596	267	26	294	9.8	40.6
	女子	311	202	11	213	10.7	39.7
	事務	245	202	11	213	10.7	40.0
	生産	66	204	7	211	8.0	37.9
製造業		22,100	225	30	255	12.3	36.3
	男子	16,625	242	33	275	12.2	36.4
	事務	5,540	301	23	325	14.9	41.8
	生産	11,085	226	36	262	11.6	35.1
	女子	5,475	184	18	202	12.4	36.0
	事務	1,666	198	16	214	11.4	35.4
	生産	3,809	170	14	184	13.1	37.7
製造業 食料品・たばこ		274	238	35	273	14.5	40.1
	男子	214	251	39	290	14.5	40.3
	事務	92	275	37	312	17.8	46.7
	生産	122	223	28	251	13.8	37.4
	女子	60	186	13	199	15.4	39.8
	事務	35	192	16	208	13.5	34.9
	生産	25	178	9	186	18.2	53.1
製造業 繊維工業		656	155	9	164	11.3	42.4
	男子	97	225	13	239	14.0	42.6
	事務	10	323	0	323	19.7	47.8
	生産	87	216	15	231	13.0	41.8
	女子	559	143	7	151	10.9	42.0
	事務	18	174	3	177	10.8	41.7
	生産	541	142	8	150	10.9	42.2

*賃金は、各産業の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
製造業	木材・家具	65	263	29	292	11.9	39.4
	男子	53	273	30	302	11.1	37.6
	事務	8	375	8	383	16.6	44.8
	生産	45	254	34	288	10.1	36.4
	女子	12	221	24	245	15.3	47.4
	事務	3	269	9	278	11.7	38.3
	生産	9	205	28	234	16.4	50.4
製造業	パルプ・紙	555	259	45	304	12.1	56.5
	男子	489	269	49	318	12.5	57.8
	事務	164	291	28	319	15.7	93.2
	生産	325	263	56	319	11.7	37.7
	女子	66	212	15	227	9.8	38.8
	事務	36	212	18	230	9.1	39.2
	生産	30	172	9	181	9.7	40.7
製造業	出版・印刷	435	211	24	234	12.0	34.2
	男子	360	227	24	252	12.6	35.2
	事務	138	290	15	305	14.0	40.3
	生産	222	213	27	240	12.3	33.7
	女子	75	155	19	175	9.1	31.2
	事務	30	164	14	177	12.8	33.0
	生産	45	141	19	159	7.9	31.0
製造業	化学・ゴム	2,795	253	33	287	13.0	37.2
	男子	2,177	272	34	306	13.1	37.2
	事務	702	328	17	344	16.1	39.7
	生産	1,475	251	38	288	12.0	36.3
	女子	618	204	25	229	13.2	37.5
	事務	236	217	23	240	13.3	37.5
	生産	382	196	13	208	14.1	37.8
製造業	窯業・土石	809	234	32	266	13.0	38.9
	男子	656	244	33	277	13.0	39.3
	事務	115	324	29	353	15.8	45.1
	生産	541	229	38	267	12.8	39.1
	女子	153	194	31	225	11.9	36.8
	事務	61	202	31	234	11.0	35.3
	生産	92	183	11	195	14.3	40.5
製造業	鉄鋼・非鉄	1,020	208	36	245	12.1	38.1
	男子	887	214	39	253	12.0	38.4
	事務	260	274	20	294	14.4	41.4
	生産	627	212	44	256	11.6	38.2
	女子	133	168	7	175	13.8	38.1
	事務	66	168	9	177	12.7	37.1
	生産	67	177	13	190	11.5	44.7

*賃金は、各産業の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
製造業	金属製品	1,431	227	36	263	17.4	39.1
	男子	1,141	236	40	275	13.9	38.4
	事務	246	275	22	297	15.3	40.2
	生産	895	227	43	270	13.7	38.2
	女子	290	200	16	217	22.7	41.1
	事務	95	215	9	225	13.9	39.4
	生産	195	190	20	210	26.4	41.3
製造業	機械器具・電子部品・電 気機械・輸送用機器	12,798	224	30	253	11.3	32.8
	男子	9,662	241	32	273	11.2	32.7
	事務	3,428	308	27	335	13.8	38.4
	生産	6,234	219	33	252	10.6	31.8
	女子	3,136	180	15	195	10.9	33.3
	事務	922	199	15	214	11.2	33.6
	生産	2,214	161	14	175	10.6	34.7
製造業	その他	1,192	224	26	250	10.8	34.9
	男子	831	241	29	270	11.5	34.9
	事務	366	275	24	299	14.8	34.4
	生産	465	231	45	276	11.4	35.6
	女子	361	189	22	210	8.5	35.3
	事務	160	192	20	212	6.0	33.1
	生産	201	182	18	199	10.2	37.5
電気・ガス・水道業		251	241	34	275	13.5	13.8
	男子	232	246	35	281	14.1	13.7
	事務	185	325	16	341	15.3	22.4
	生産	47	147	29	176	18.8	0.4
	女子	19	153	8	160	10.9	23.1
	事務	19	153	8	160	10.9	23.1
	生産	-	-	-	-	-	-
通信・放送業		478	283	28	311	7.8	29.9
	男子	405	292	30	322	7.8	29.9
	事務	232	365	21	386	10.8	31.3
	生産	173	299	22	321	10.3	33.9
	女子	73	235	18	253	7.7	31.0
	事務	56	233	27	260	10.3	37.0
	生産	17	201	17	219	3.6	31.1
運輸業		2,183	201	63	264	13.1	42.5
	男子	2,047	203	64	267	13.2	42.6
	事務	251	261	46	306	22.1	66.3
	生産	1,796	196	67	263	12.8	41.2
	女子	136	155	27	182	9.4	37.0
	事務	95	157	26	183	12.7	37.8
	生産	41	148	28	176	8.6	32.9

*賃金は、各産業の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
卸売小売業		2,289	241	21	261	10.9	32.3
	男子	1,584	257	22	279	11.6	33.8
	事務	1,407	262	22	284	11.9	33.5
	生産	177	221	18	239	11.5	36.3
	女子	705	200	16	216	8.0	29.3
	事務	665	202	17	219	8.2	29.4
	生産	40	187	17	204	11.3	34.8
金融保険業		358	366	16	382	15.1	34.6
	男子	265	398	16	414	16.5	36.3
	事務	265	398	16	414	16.5	36.3
	生産	-	-	-	-	-	-
	女子	93	255	14	269	7.7	27.7
	事務	93	255	14	269	7.7	27.7
	生産	-	-	-	-	-	-
学術研究 専門・技術サービス		402	215	22	236	11.8	37.3
	男子	230	229	27	257	12.4	38.6
	事務	148	240	25	265	12.9	39.3
	生産	82	265	17	282	13.9	48.8
	女子	172	192	8	199	10.5	38.5
	事務	133	187	6	193	9.8	38.1
	生産	39	268	14	282	17.4	41.9
宿泊業 飲食サービス		224	198	41	238	6.1	38.8
	男子	152	205	45	250	6.5	40.2
	事務	100	209	43	252	6.9	39.9
	生産	52	219	26	244	5.1	40.4
	女子	72	190	39	229	4.5	35.9
	事務	53	193	39	232	4.6	35.0
	生産	19	176	19	195	0.5	34.8
生活関連サービス 娯楽業		70	933	38	971	6.1	49.9
	男子	28	771	35	806	8.1	55.9
	事務	13	828	34	862	17.2	58.6
	生産	15	224	3	227	-	49.3
	女子	42	956	37	993	4.9	46.2
	事務	19	965	36	1002	7.6	41.4
	生産	23	169	1	171	-	56.7
教育 学習支援業		2,778	476	14	490	14.6	38.5
	男子	1,240	557	18	575	14.8	38.2
	事務	1,124	350	14	364	8.0	37.1
	生産	116	860	29	889	10.0	35.0
	女子	1,538	302	10	312	14.7	36.8
	事務	1,471	295	9	304	11.0	66.4
	生産	67	235	23	258	7.7	33.9

*賃金は、各産業の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年7月分賃金実態額(産業別)

産業	項目	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
			所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
医療・福祉		9,121	257	28	284	10.3	37.1
	男子	2,330	296	87	383	10.6	38.7
	事務	1,724	310	90	401	12.1	40.4
	生産	606	263	19	282	10.3	40.4
	女子	6,791	248	13	260	10.4	37.1
	事務	4,964	235	11	246	11.3	39.6
	生産	1,827	263	12	276	11.5	38.2
サービス業		3,127	255	27	282	11.2	40.9
	男子	2,465	276	29	305	11.9	41.1
	事務	1,211	296	27	323	15.0	41.4
	生産	1,254	274	25	298	8.8	43.4
	女子	662	180	11	191	9.6	41.4
	事務	598	189	12	201	10.0	40.5
	生産	64	152	10	162	9.3	47.1

*賃金は、各産業の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

平成27年度7月分賃金実態額(労組別)

項目 労働組合の有無	対象常用 労働者数 (人)	賃金支払いの状況			平均 勤続年数 (年)	平均 年齢 (歳)
		所定内賃金 (千円)	所定外賃金 (千円)	総額 (千円)		
全体	46,414	249	30	279	11.5	37.0
男子	30,291	269	41	310	11.6	37.6
事務	13,197	301	37	338	13.8	41.4
生産	17,094	243	33	277	11.0	37.4
女子	16,123	206	16	222	10.8	36.1
事務	10,084	211	15	226	10.7	37.0
生産	6,039	188	14	202	11.7	37.8
労働組合有	21,629	260	34	294	13.8	34.7
男子	14,929	277	37	315	13.8	35.5
事務	6,685	306	29	336	15.3	39.0
生産	8,244	246	46	292	13.2	35.5
女子	6,700	216	20	236	12.0	32.7
事務	4,259	224	18	241	11.9	33.1
生産	2,441	199	20	219	14.3	36.0
労働組合無	24,325	243	28	271	10.5	37.9
男子	15,131	266	43	309	10.7	38.4
事務	6,469	299	40	339	13.0	42.4
生産	8,662	243	29	272	10.3	37.9
女子	9,194	198	14	213	10.3	37.4
事務	5,714	207	14	221	10.3	38.6
生産	3,480	176	12	188	10.8	38.3

* 賃金は、労組別の全事業所の平均金額であり、所定内賃金と所定外賃金の和は総額とはならない。

(4) 業務請負会社を利用している場合、どんな業務を利用していますか。利用している業務全てを選んで下さい。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術
4	技能・労務	5	その他		

2 パートタイマーの状況

(1) 正規の職員と同じ仕事をこなしているパートタイマーはいいますか。
 正規の職員と賞金等の面で均等待遇を行っていますか。
 どのような内容で行っていますか。

1	いる	2	いない
1	行っている	2	行っていない

(2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	ある	2	ない
1	検討している	2	検討していない

制度の内容についてご記入下さい。

--

3 労働組合

労働組合はありますか。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

② 労働時間

1 所定労働時間

通常の1日、1週の所定労働時間(休憩、残業時間は含まれません)は何時間ですか。
 また、年間休日総数は何日ですか。

1日	時間			分
1週	時間			分
年間休日総数				日

(注)(ア) 「所定労働時間」…就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間より、休憩時間を差引いた労働時間をいいます。所定労働時間が例えば1日8時間と定められている場合は週所定労働時間は、その8時間を基準としてください。

「週」の欄については、週休以外の休日のない通常の週の週所定労働時間によるものとし、週によって所定労働時間が異なる場合は4週の平均で記入してください。
 所定労働時間が定められている場合はそれによってください。

なお、平成9年4月1日から10人未満の従業員を雇用する「商業」などの一部の特別業種を除き、週法定労働時間は40時間となっています。

(イ) 「年間休日総数」…年間の「週休日(土・日曜日、会社指定休日など)及び週休以外の休日(国民の祝日、年末年始の休日、夏季休暇特別休暇、その他の休日)の合計日数をいい、雇用調整、生産調整などのための臨時休業日数は含まれません。半休は2日分で1日とし、端数は切り上げて整数で記入してください。

2 所定外労働時間

平成26年8月から平成27年7月までの1年間における1人平均の所定外労働時間は何時間ですか。(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。)

区分	年間所定外労働時間
男性平均 (= 男性の所定外労働時間の合計…c / 男性労働者数(2ページの1)のa)	時間
女性平均 (= 女性の所定外労働時間の合計…d / 女性労働者数(2ページの1)のb)	時間
全体平均 (= (c+d) / (a+b))	時間

(注) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの労働時間をいいます。

③ 休暇制度

1 年次有給休暇

(1) 平成27年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について1人平均の日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注)(ア) 「付与日数」…労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇の日数です。(繰越分除く)

(イ) 「繰越日数」…労働者が前年末使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に使用できる有給休暇の日数になります。)

(ウ) 「取得日数」…労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。(付与日数と繰越日数の合計ではありません。)

(エ) 日数は小数点以下を切り上げて整数で記入してください。(例：25.3日→26日)

(オ) 「最近の1年間」とは、年休を付与する上で区切りとしている期間(休暇年度)で、平成27年7月31日までに終了した最近のものとし、

したがって、1月1日～12月31日を区切りとしている場合は、平成26年1月1日～平成26年12月31日の1年間、決算期などに合わせて7月1日～翌年6月30日を区切りとしている場合は、平成26年7月1日～平成27年6月30日の1年間とします。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。

1	ある
2	ない

(労働基準法第39条第5項)

(3) 年次有給休暇の付与について該当するもの1つに○をつけてください。

1	労働者全員に付与している。
2	常用労働者には付与しているが、パートには付与していない。
3	その他 ()

2 その他の任意の休暇制度

(1) どのような休暇制度を設けていますか。右の中からいくつでも選んでください。

制度がある場合、最高何日か記入してください。

有給であるものには記号に○をつけて下さい。

(注)ア)「リフレッシュ休暇」…動線10年目あるいは20年目といった一定の要件に合致する労働者にリフレッシュを目的として与える特別休暇をいいます。
イ)「ボランティア休暇」…各種の社会貢献活動を行う労働者に与える特別休暇をいいます。
ウ)「研修のための休暇」…事業所の業務に関連しないで、労働者自らの意志で研修を受ける際に与えられる休暇をいいます。
エ)「配偶者出産休暇」…配偶者が出産する場合に与えられる休暇をいいます。
オ)「その他の休暇」…創立記念日等のように全事業所が一斉に休む休暇を除き、上記以外で独自の休暇制度があれば、具体的に記入してください。

日 数 有 給			
1	リフレッシュ休暇	日	ア
2	ボランティア休暇	日	イ
3	研修のための休暇	日	ウ
4	配偶者出産休暇	日	エ
5	その他の休暇 ()	日	オ

(2) 配偶者出産休暇について、平成27年7月31日以前の最近1年間で対象者は何人でしたか。
また、実際取得した人数は何人でしたか。

対象者数	取得者数
人	人

④ 休業制度等

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(注)「育児休業制度」…乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とする措置をいい、このことを定めた育児休業法(現育児・介護休業法)は平成7年4月1日から全事業所に適用されています。

(2) 育児休業制度の期間はどのくらいですか。

期 間	
1	子が満1歳に達するまで (父母ともに取得する場合は出産2ヶ月に達するまで、特別な場合は出産時まで)
2	子が満2歳に達するまで
3	子が満3歳に達するまで
4	子が就学するまで

(3) 育児休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

賃 金	
1	全額支給
2	一部支給
3	無 給

(4) 育児休業制度利用者の状況についてお答えください。

- ① 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの出産者数(ただし、男性の場合は配偶者が出産した者の数)
- ② ①で該当した者のうち、平成27年7月31日までに育児休業を開始した者の数(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)
- ③ ②の開始者(申出者含む)の一人あたりの平均取得日数(少数未満は切り上げ)
- ④ ②の開始者(申出者含む)の取得日数の内訳

取得者数等		
①	男性の該当者	人
	女性の該当者	人
	男性の取得者数	人
	女性の取得者数	人
③	男性の平均取得日数	日
	女性の平均取得日数	日

取得日数	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～12か月未満	12か月～24か月未満	24か月以上
④	男性の取得者	人	人	人	人	人
	女性の取得者	人	人	人	人	人

2 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている(対象は)
	ア 満3歳に達するまで
	イ 3歳から就学するまで
	ウ その他
2	定めていない

(注)「育児短時間勤務制度等」…乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しつつ子を養育することを容易にするためのなんらかの措置をいいます。

(2) 育児短時間勤務制度等を定めている場合右のどのような制度がありますか。いくつでも選んでください。

		男 性	女 性
1	短時間勤務制度(平均短縮時間)	人	人
2	フレックスタイム制度	人	人
3	残業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
4	所定外労働の免除	人	人
5	事業所内託児施設の使用	人	人
6	育児に要する経費の援助措置	人	人
7	その他 ()	人	人

(注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれ1人と記入してください。

3 子の看護休暇制度

(1) 小学校就学前の子の看護休暇制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている (小学校就学前の子が2人以上であれば10日)
2	定めていない (小学校就学前の子が2人以上であれば10日以上)

(2) 小学校就学前の子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日 (小学校就学前の子が2人以上であれば10日)
2	6日以上 (小学校就学前の子が2人以上であれば10日以上)

(3) 小学校就学前の子の看護休暇中の賞金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

4 介護休業制度

(1) 介護休業制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(注) 「介護休業制度」…従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく継続就業があたえられたることをいいます。このことを定めた育児・介護休業法は平成11年4月1日から全事業所に適用されています。

1	93日
2	6か月未満
3	6か月以上

(2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

(3) 介護休業中の賞金はどのように取り決められていますか。

取得者数	
男	性
女	性

(注) 社会保険料の本人負担分を会社が本人に代って負担する場合は「一部支給」になります。

(4) 介護休業制度利用者の状況について、お答えください。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

5 介護休暇制度

(1) 介護休暇制度を就業規則又は労働協約上に定めていますか。

1	定めている
2	定めていない

(2) 介護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日 (原介護状態の対象家族が2人以上であれば10日)
2	6日以上 (原介護状態の対象家族が2人以上であれば11日以上)

(3) 介護休暇中の賞金はどの様に決められていますか。

1	全額支給
2	一部支給
3	無給

5 心の健康（メンタルヘルス）対策の取組状況

(1) 心の健康（メンタルヘルス）対策に取り組んでいますか。

1	取り組んでいる
2	取り組んでいない

(2) (1)で取り組んでいると回答した事業所のみお答えください。
どのような対策を実施していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

1	相談窓口の設置
2	専門スタッフの配置 (産業医、カウンセラー、看護師、保健師等)
3	定期健康診断における問診
4	職場環境の改善
5	従業員に対する教育研修、情報提供
6	管理監督者に対する教育研修、情報提供
7	事業所外の専門機関の活用
8	その他(具体的に) ()

(3) (1)で取り組んでいないと回答した事業所のみお答えください。
取り組んでいない理由は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

1	取り組み方がわからない
2	経費がかかる
3	専門スタッフがいらない
4	従業員の関心がない
5	必要性を感じない
6	その他(具体的に) ()

(4) 最近1年間に、心の健康（メンタルヘルス）上の理由により、連続1か月以上休業又は退職した従業員はいいますか。

1	いる
2	いない

(5) 連続1か月以上休業又は退職した従業員がいる場合、それぞれ人数は何人でしたか。

休業者	人
退職者	人

⑥ 高年齢者雇用

- (1) 高年齢者雇用に関する取り組みについて、該当するものすべてに○をつけてください。
 (注)「**再雇用制度**」…定年退職後、新たに雇用契約を結ぶ制度
 「**勤務延長制度**」…定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

1	定年の引き上げ
2	定年の廃止
3	再雇用制度の導入
4	勤務延長制度の導入
5	検討中

- (2) 定年制がある場合、その形態と年齢についてお答えください。

1	一律定年制	↑ 歳
2	職種別定年制	
3	その他(具体的に)	

(注)一律定年制の場合に記入

- (注)「**一律定年制**」…全労働者に対して同一の定年年齢が適用されるもの
 「**職種別定年制**」…職種により定年年齢に違いのあるもの

- (3) 60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。なお、複数の割合を適用している場合は、平均でお答えください。

1	変わらない
2	90%台
3	80%台
4	70%台
5	60%台
6	50%以下

- (4) 再雇用制度・勤務延長制度を導入している事業所のみお答えください。
 定年到達後の処遇状況はどのようになっていますか。質問項目①～④の該当箇所に○を記入してください。また、制度を併用している場合はそれぞれについてお答えください。

①雇用形態		②役職	
変わらない	臨時労働者	パートタマー	変わる
		その職種決める	変わらない
			その職種決める
再雇用制度			
勤務延長制度			
③一日の勤務時間		④一ヶ月の勤務時間	
変わらない	短くなる	その職種決める	変わらない
			短くなる
再雇用制度			
勤務延長制度			

⑦ 退職金

1 正規の職員

- (1) 退職金制度はありますか。
 (2) 退職金制度がある場合、その形態は右のうちのどれですか。
 (注) 「**退職金**」…任意退職、定年退職、解雇、死亡等の理由で雇用関係が消滅することによって、事業主又はその委託機関から当該労働者(又は当該労働者と特定関係にある者)に対して支給するもので、退職時に支給するもの(退職金、退職手当、退職慰労金、退職功労報償金等)を「退職一時金」といい、継続的に長期間支給するものを「退職年金」といいます。
 (3) 退職金の支払い準備形態は右のうちのどれですか、いくつでも選んでください。
 (建設業退職金共済制度及び清酒製造業退職金共済制度は中小企業退職金共済制度に含まれます。)

		形態	
1	ある	1	退職一時金制度のみ
2	ない	2	退職年金制度のみ
		3	退職一時金と退職年金制度の併用
		4	退職一時金と退職年金制度のどちらか一方又は両方を労働者が選択する
		1	中小企業退職金共済制度
		2	特定退職金共済制度
		3	事業保険、福祉厚生保険など
		4	社内準備
		5	調整年金(厚生年金基金)
		6	適格年金
		7	調整年金と適格年金の併用
		8	その他

- (注)(ア) 「**特定退職金共済制度**」…商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。
 (イ) 「**事業保険**」…法人あるいは企業者が契約者となり従業員又は役員が被保険者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまとめでにして「事業保険」といいます。保険料は法人あるいは企業が支払いますが、保険金の受取人は法人・企業主にするか又は従業員・役員にするかによって2つの方法があります。前者の場合は、保険料は任意決定に組み入れられ、後者の場合は保険料は「みなし給引」として、つまり従業員の所得として損金に計上されます。そして後者の場合を特に「福祉厚生保険」とよびます。
 (ウ) 「**調整年金**」…厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。
 (エ) 「**適格年金**」…事業主が信託銀行又は生命保険会社が退職労働者に対する退職年金の支給を目的とした信託契約又は生命保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て税法上事業主の掛金を損金として取扱うことが認められている、いわゆる社外積立の制度をいいます。
 (オ) 「**その他**」…退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

- (4) 退職年金制度がある場合、それは拠出制ですか。
無拠出制ですか。

(注) 「拠出制」…労働者が掛金の全部又は一部を負担することをいいます。

1	拠出制
2	無拠出制

2 非正規の職員

- (1) 非正規の職員の退職金制度は設けていますか。

1	設けている
2	設けていない

- 3 退職金制度がある場合、以下の条件の場合のモデル退職金の額をお答えください。
(モデル退職金とは、通常に学校を卒業し、すぐに貴社に就職した者が、普通の能力と成績で勤務した場合には、貴社の退職金制度のもとで勤務年数により算出した退職金をいいます。)

区分	年齢	会社都合退職		自己都合退職	
		退職金額	うち年原価額	退職金額	うち年原価額
高校卒	10	万円	万円	万円	万円
	20	万円	万円	万円	万円
	30	万円	万円	万円	万円
大学卒	定年()歳	万円	万円	万円	万円
	10	万円	万円	万円	万円
	20	万円	万円	万円	万円
卒	30	万円	万円	万円	万円
	定年()歳	万円	万円	万円	万円
	52	万円	万円	万円	万円

(注)(ア) この表は、貴社に独自の退職金制度がある場合のほか、中小企業退職金制度等を利用している場合についても記入してください。(例えば中小企業退職金制度利用の場合は、現在の掛金を納め続けた時に思込まれる退職金額を記入。上乘せ分がある場合は、合算して記入。)

(イ) 職種により退職金額が異なる場合は、上記分類労働者のそれぞれについて代表的な職種の退職金額を記入してください。

(ウ) 「退職金額」…退職一時金制度の場合は退職一時金、退職年金制度の場合は退職年金原価額、退職一時金制度と退職年金制度の併用の場合は退職一時金と退職年金原価額の合計です。なお、厚生年金基金については、プラス・アルファ部分についても含めてください。

(エ) 「年原価額」…何年かにおわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した額です。支給期間が終身の場合は、保証期間(保証期間がない場合は15年)で算出してください。(なお、厚生年金、国民年金、各共済年金等の公的年金は含まれません。厚生年金基金のプラス・アルファ部分を含みます。)

(オ) 金額の単位は万円とし、それ未満は四捨五入してください。

8 男女共同参画の状況

1 女性の昇進・参画

- (1) 大卒標準労働者(注)が、入社から昇給・昇格していくときに、実態として男女間で差がありますか。

(注) 大卒標準労働者…大学卒業後、直ちに企業に入社し、同一企業に継続して勤務している労働者

1	男性の方が女性より早く昇給・昇格する者が多い
2	女性の方が男性より早く昇給・昇格する者が多い
3	男女とも変わらない
4	把握していない
5	対象となる女性(男性)労働者がいないので比較できない

- (2) 大卒標準労働者の男女間格差があるとするば、入社何年目頃からですか。

1	入社してから5年目まで
2	入社してから6～10年目まで
3	入社してから11～15年目まで
4	入社してから16～20年目まで
5	管理職に昇進するとき
6	その他(具体的に)
7	わからない

- (3) 平成27年7月末における常用労働者のうち、男女別、年齢別の管理職(注)の人数について記入してください。

単位：人

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満						
30～39歳						
40～49歳						
50～59歳						
60歳以上						
計						

(注) 管理職…管理職には、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

- (4) 常用労働者(正規の職員)以外の管理職がいる場合は、雇用形態(臨時・パートタイマー)、職務(係長相当・課長相当・部長相当)、性別(男性・女性)、年齢(何歳)、人数(何人)を記入してください。

--

- (5) 女性の活用にあたっての課題点と考えられるものを選んでください。(複数回答可)

1	女性の勤務年数が平均的に短い
2	家庭責任を考慮する必要がある
3	一般的に女性は職業意識が低い
4	顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である
5	中間管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である
6	時間外労働、深夜業をさせにくい
7	女性のための就業環境の整備にコストがかかると感じる
8	重労働の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約がある
9	女性の活用方法がわからない
10	その他(具体的に)
11	特になし

- (6) 平成26年8月から平成27年7月における職務能力向上のための社内外の研修の参加延人数を、男女別・職種別に記入してください。

管理職	男性(人)	女性(人)
一般		

- (7) 貴社の経営には、ポジティブ・アクション(注)の措置がありますか。

--

- (注) **ポジティブ・アクション(積極的改善措置)** ……採用や管理職登用などで、男女間に事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置

- (8) ポジティブ・アクションの措置がある場合又は検討中の場合はどのようなものですか。(複数回答可)

1	女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用する
2	女性がいない又は少ない職務・役職について、意欲と能力のある女性を積極的に登用する
3	女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施する
4	女性の管理職登用を掲げやすための具体的な計画・目標数を設定する
5	その他(具体的に)

2 仕事と育児の両立支援

- (1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	ある
2	ない
3	検討中である

- (2) 再雇用制度がある場合、平成26年8月から平成27年7月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。

雇用形態	男性(人)	女性(人)
内 正規の職員・従業員		
外 正職の職員・従業員以外		
臨時		
パートタイマー		

3 職場環境(該当する欄へ○を記入してください)

- (1) 従業員は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を周知していますか。

(1)	いる	セクシュアル・ハラスメント	マタニティ・ハラスメント
	いない		
(2)	いる(男性相談員)		
	いる(女性相談員)		
(3)	いない		
	相談件数		

- (2) 職場内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関する相談員を設置していますか。(複数回答可)

- (3) 設置している場合、平成26年8月から平成27年7月における相談件数を記入してください。

4 職場の制度・慣行

- (1) 女性のみにも適用される職場制度や慣行がある場合、記入してください。(複数回答可)

1	補助的、内部的仕事だけをする
2	制服の着用
3	職員又は来客に対するお茶出し
4	職場内の掃除
5	結婚退職又は出産退職
6	住宅資金・生活資金等の貸付の場合、男性には添付させない配偶者の所得証明書等を添付させている
7	住宅手当・扶養手当等の支給の場合、男性には添付させない配偶者の所得証明書等を添付させている
8	その他(具体的に)
9	特になし

- (2) 女性のみにも適用される職場制度・慣行がある場合、その理由があれば記入してください。

--

⑨ 賃金制度

1 平成27年7月分賃金

区分	7月分の賃金		賃金支払いの状況(総額)		労働者の状況		
	支給対象となる労働者数(正規職員)	労働者数(正規職員)	①所定内賃金	②所定外賃金	現金給与総額(①+②)	労働年数(延べ)	年齢(延べ)
事務・販売技術労働者	男性	人	千円	千円	千円	年	歳
	女性	人	千円	千円	千円	年	歳
技能・労働者	男性	人	千円	千円	千円	年	歳
	女性	人	千円	千円	千円	年	歳

(注) 常用労働者数(正規の職員)の合計は、2ページの①で答えた常用労働者(a+b)の計と一致することになります。

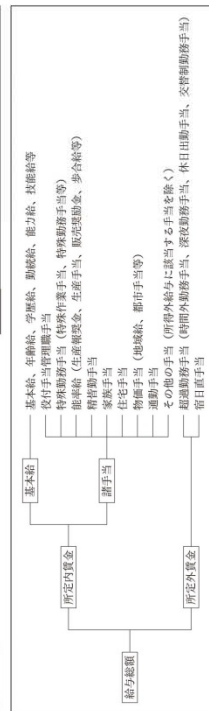
- (注)(ア) 貴事業所(会社全体ではありません)の状況について記入してください。
- (イ) 7月分として実際に支給した賃金、及び支給対象となった**常用労働者(正規の職員)**の状況について、それぞれ合計数、延べ数を記入してください。
- (ウ) **所定内賃金** …就業規則や労使協定、労働協約等に定められた労働時間(所定内労働時間)に対して支給される賃金(基本給・役付手当・家族手当・住宅手当・通勤手当など)をいいます。
- (エ) **所定外賃金** …早出・残業・休日出勤など、所定外の労働に対して支給される賃金(時間外手当・休日手当)をいいます。
- (オ) **勤続年数** …7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数。
- (カ) **年齢** …7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢。
- (キ) カウントの対象となる**「常用労働者(正規の職員)」**…2ページの①の(注)を参照してください。
- (ク) 金額の単位は千円とし、それ未満は四捨五入してください。

2 各種手当

右のような手当を支給していますか。
支給している手当をいくつでも選んでください。

1	役付手当
2	家族手当
3	通勤手当
4	住宅手当
5	その他 ()

賃金体系



給与表、又はそれに準ずる給与規定等がある事業所の場合

- ① 学歴、年齢別のそれぞれの条件(〇〇卒、〇〇歳)に合致する従業員がいる、いないにかかわらず、貴事業所(会社全体ではありません)に適用される給与表、規定及び昇給基準等に従い、本表の欄を記入してください。
- ② また、給与表・規定上、記入不可能な部分については空欄のままです。
- ③ パートタイマー(定義は2ページの①の(注)を参照)については、記入していただく必要はありません。

給与表、又はそれに準ずる給与規定等がない事業所の場合

- ① 学歴、年齢別のそれぞれの条件(〇〇卒、〇〇歳)に合致する従業員がいる場合は、その金額を記入してください。
- ② 学歴、年齢別のそれぞれの条件に合致する従業員がいない場合は、条件に最も近い現存者の賃金から推定した金額を記入してください。なお、推定困難な場合は、空欄のままです。
- ③ 推定にあたっては、以下の方法をとってください。
 - ・勤続年数による賃金決定方式をとっている事業所については、本表の勤続年数にしたがって推定記入してください。(例：中卒50歳、勤続年数10年の従業員がいる場合、「中卒25歳、勤続年数10年」の欄に賃金を記入)
 - ・年齢、勤続年数両方を考慮する場合は、両者のウエイトを考慮のうえ各推定記入してください。
 - ④ 日給制の場合は、月給(日給×25日)に換算して記入してください。
 - ⑤ 従業員のほとんどがパートタイマーの場合は、労働日数・時間を正規従業員並として換算して記入してください。(計算方法)
- ・時給制の場合 時給×正規の職員の1日の労働時間あるいは8時間×正規の職員の1か月の労働日数あるいは25日
- ・日給制の場合 日給×パートタイマーの1日の労働時間×正規の職員の1か月の労働日数あるいは25日
- ・月給制の場合 月給÷パートタイマーの1日の労働時間×パートタイマーの1か月の労働日数

お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	担当区域
県北地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒960-8043 福島市中町1番19号 自由民主福島会館内	(024)523-2363	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒969-8540 郡山市蘆山1丁目1番1号	(024)985-1292	郡山市、須賀川市、田村市、岩手郡、須賀郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒961-0971 白河市昭和町269番地	(0248)23-1546	白河市、西白河町、東白川郡
会津地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒965-8501 会津若松市大手町7番5号	(0242)29-5292	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、西吾郡、大沼郡
南会津地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒975-0004 南会津郡南会津町田島字小畑甲4277番地の1	(0241)62-5207	南会津郡
相模地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒975-0031 南相模郡町区藤野1丁目30番地	(0244)26-1142	南相模郡、相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局 企業商工部地域づくり・雇労政課	〒970-8026 いわき市平字株本15番地	(0246)24-6006	いわき市
県南商工労働部 雇労政課	〒960-8670 福島市荻葉町2番16号	(024)521-7289	県内全域

平成 27 年労働条件等実態調査結果報告書

平成 28 年 3 月

発行 福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

TEL (024) 521-7289 FAX (024) 521-7931

電子メール : koyourousei@pref.fukushima.lg.jp